区 政 概 要

令和6年版

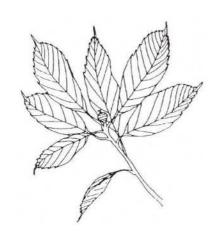
北九州市

市章



周囲の五つの花びらは、合併による旧 5 市の一体化を表し、中央は北九州の"北"、九州の"九"および"大"の字を表しています。また星形に図案化されているのは、歯車で工業を、放射形で市の発展を表現しています。

シンボルツリー〔イチイガシ〕

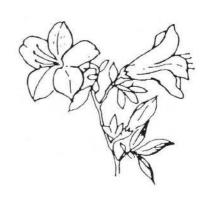


ブナ科のアカガシ属常緑大高木で、 幹は、枝分れが少なく直立し、高さ 30m以上、直径 1m以上に成長しま す。姿が美しくその材質は優れ、独特 の形と風格を備え、成長もおう盛な ところから、百万都市にふさわしい 大樹として「シンボルツリー」に選ば れました。

ひまわり 〔市の花〕 つつじ



「つつじ」は公園や公共施設、緑化等に多く用いられており、市民に親しまれているところから、「ひまわり」は花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックな北九州市を象徴する花であるところから、「市の花」に選ばれました。

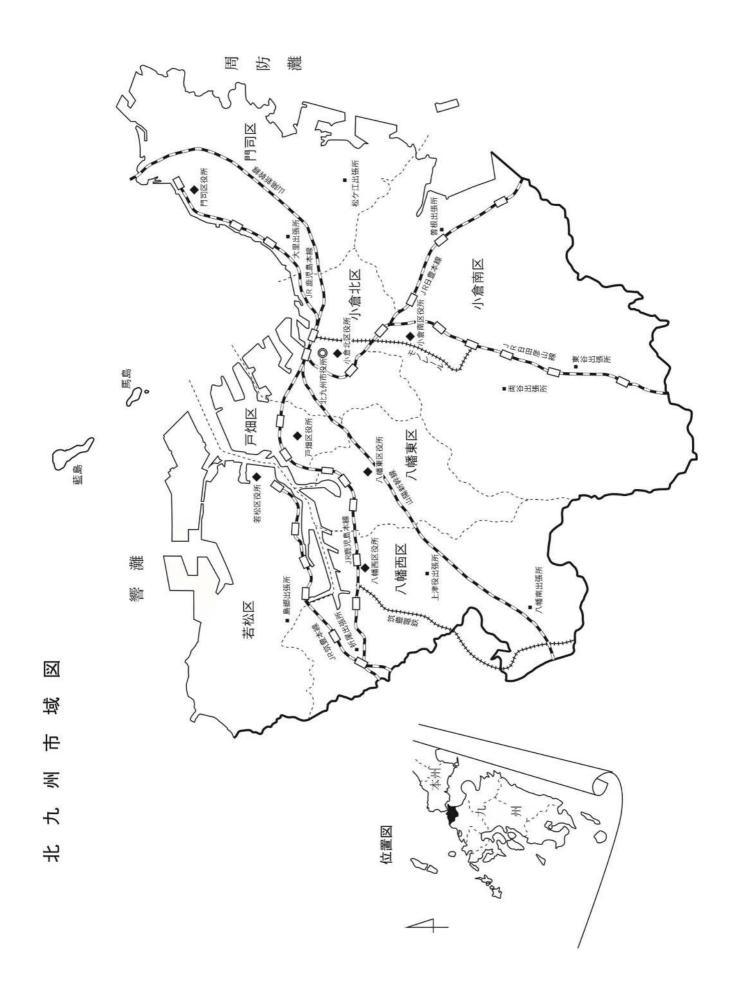


目 次

市勢概要

	北九州市域図	1
	北九州市の地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	市域の拡大	3
	市域の変遷状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	隣接市町との境界変更状況	5
	区の特色	6
	面積・世帯数・人口の推移	13
	区の面積・世帯数及び人口	14
機構	溝・庁舎概況	
	区役所・出張所の庁舎	15
	区役所・出張所の庁舎の現況	17
	区役所職員配置数	18
	区役所の機構	19
	区役所の事務分掌	20
諸統	充計	
	市民課出張所窓口事務取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	戸籍届出件数	26
	外国人住民登録者数国籍別集計表	27
	市民課業務にかかる事務改善経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	戸籍·住民基本台帳登録人口·····	30
	地目別課税地面積	30
	市税収入状況	31
	市税税目別収入状況	32
	拠出年金被保険者異動状況	33
	国民年金·国民健康保険加入状況	33
	国民年金給付状況	34
	国民健康保険被保険者異動状況	34
	生活保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	福祉医療・手当等の受給状況	35
	法律人権相談件数	36
	「市民のこえ」取扱件数	36
	市民の市政に対する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	市民の市政に対する要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	住居表示事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	選挙人名簿登録者数	39
	自治組織の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	自動車臨時運行許可件数	40

	区別•年別交通事故発生状況	41
	車両保有台数	41
	区別•年別運転免許人口	42
	道路延長	42
	北九州市の公園・緑地現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	学校数及び在学者数	44
区	関係諸規程	
	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	46
	北九州市区役所出張所設置条例	46
	北九州市区役所等事務分掌規則	47
	北九州市区行政の総合調整に関する規則	48
	北九州市区長以下専決規程	50
	北九州市区長委任規則	57
	北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則 …	57
	北九州市職員の兼務に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	北九州市区長会議要綱	60
	北九州市手数料条例	61
その	D他	
	区別公称町名一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	区役所所在地	72
	政令指定都市区政担当課	72
	北九州市歌	73
	北九州市民憲章	74



北九州市の地勢

各区の広ぼう(令和5年10月1日現在)

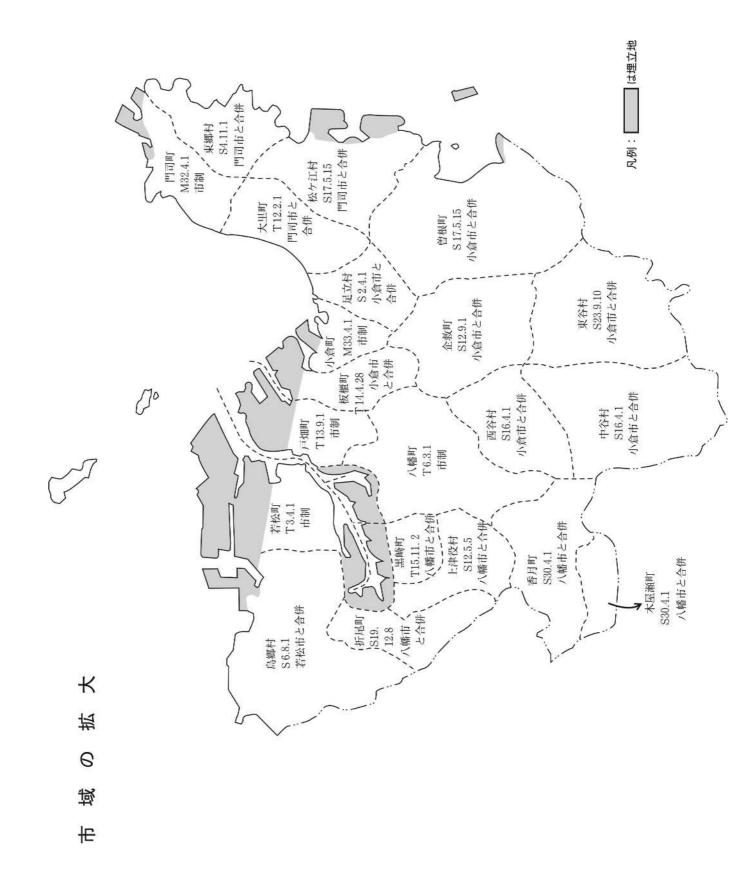
行政区	方位	地名	距離	方位	地名	距離
北九州市	東端	小倉南区空港北町	km	南端	小倉南区大字頂吉	km
4070911111	西端	若松区大字乙丸	33.8	北端	若松区大字安屋	33. 4
門司区	東端	門司区大字白野江	10. 1	南端	門司区大字恒見	14. 3
门可区	西端	門司区松原三丁目	10. 1	北端	門司区太刀浦海岸	14. 3
小倉北区	東端	小倉北区大字富野	12. 7	南端	小倉北区山田町	18. 3
小名礼区	西端	小倉北区大字藍島	12. (北端	小倉北区大字藍島	10. 3
小倉南区	東端	小倉南区空港北町	22. 2	南端	小倉南区大字頂吉	16. 5
小启用区	西端	小倉南区大字道原	22. 2	北端	小倉南区大字吉田	16. 5
若松区	東端	若松区響町一丁目	15. 9	南端	若松区南二島三丁目	16. 0
石仏区	西端	若松区大字乙丸	15. 9	北端	若松区大字安屋	10.0
八幡東区	東端	八幡東区山路松尾町	6. 5	南端	八幡東区大字田代	10. 8
八幡米匹	西端	八幡東区大字田代	0. 5	北端	八幡東区大字前田	10. 8
八幡西区	東端	八幡西区大字畑	11. 1	南端	八幡西区星ケ丘五丁目	14. 5
	西端	八幡西区三ツ頭二丁目	11. 1	北端	八幡西区本城学研台三丁目	14. 0
戸畑区	東端	戸畑区大字中原	5. 9	南端	戸畑区西鞘ケ谷町	6. 7
广州区	西端	戸畑区牧山海岸	0.9	北端	戸畑区大字中原	0. 1

資料:国土交通省国土地理院

各区の標高(令和5年10月1日現在)

行政区	最高地点	海抜高
北九州市	福智山	m 900. 5
門司区	戸ノ上山	517.8
小倉北区	足立山	597.8
小倉南区	福智山	900. 5
若松区	石峰山	302. 5
八幡東区	皿倉山	622. 0
八幡西区	権現山	617. 3
戸畑区	金比羅山	124. 8

資料:国土交通省国土地理院



市域の変遷状況

市 (区) 名	年月日	編入地域名	累加面積
	明 22.4.1	町村制施行により、小森江村・門司村・田野浦村を合併、文字ケ関村となる	km²
	" 27. 8. 1	町制施行により、門司町と改称	
門司	" 32. 4. 1	市制施行	11. 32
l1 1 1	大 12.2.1	企救郡大里町を編入	25. 07
	昭 4.11.1	企救郡東郷村を編入	41.68
	" 17. 5. 15	企救郡松ケ江村を編入	65. 76
	明 22.4.1	町村制施行により、小倉町・長浜浦村・平松浦村を合併、小倉町となる	
	" 33. 4. 1	市制施行	2. 31
	大 14. 4. 28	企救郡板櫃町(槻田及び板櫃の一部を除く)を編入	22. 15
	昭 2.4.1	企救郡足立村を編入	36. 15
小倉	" 12. 9. 1	企救郡企救町を編入	63. 14
	" 16. 4. 1	企救郡中谷村・西谷村を編入	123. 50
	" 17. 5. 15	企救郡曽根町を編入	180. 61
	" 23. 9. 10	企救郡東谷村を編入	215. 19
	" 24. 9. 1	千仏内の蔵の一部を行橋市へ割譲	214. 42
	明 22.4.1	町村制施行により、若松村となる	
	" 24. 2. 1	町制施行	
若松	" 31. 10. 1	遠賀郡石峰村のうち大字修多羅を編入	
7112	" 39. 10. 1	遠賀郡石峰村を編入	
	大 3. 4. 1	市制施行	15. 58
	昭 6.8.1	遠賀郡島郷村を編入	56.06
	明 22.4.1	町村制施行により、尾倉村・大蔵村・枝光村を合併、八幡村となる	
	" 33. 2. 15	町制施行	
	大 6.3.1	市制施行	20. 51
八幡	" 14. 4. 28	企救郡板櫃町の一部(槻田及び板櫃の一部)を編入	22. 92
人工田	" 15. 11. 2	遠賀郡黒崎町を編入	38. 55
	昭 12.5.5	遠賀郡上津役村を編入	57. 30
	" 19. 12. 8	遠賀郡折尾町を編入	75. 34
	" 30. 4. 1	遠賀郡香月町・鞍手郡木屋瀬町を編入	106. 89
	明 22.4.1	町村制施行により、中原村・戸畑村を合併、戸畑村となる	
戸畑	" 32. 6. 10	町制施行	
	大 13. 9. 1	市制施行	7. 93
	昭 38. 2. 10	北九州五市合併、同年4月1日政令指定により区制施行	452. 22
	" 40. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	456. 90
	" 45. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	465. 63
	" 49. 4. 1	行政区再編成により7区制施行、埋立地を市域へ編入	470.88
		※行政区再編成により小倉区を廃止し、南北に分割。小倉北区・小倉南区を	
		新設	
		※行政区再編成により八幡区を廃止し、東西に分割。八幡東区・八幡西区を	
		新設	
		※旧八幡区大字槻田の一部を小倉北区へ編入	
		※旧小倉区大字小熊野の一部を八幡東区へ編入	
		若松区大字若松の一部(葛島)を八幡東区へ編入	
北九州市		戸畑区弘文町及び金比羅町の一部を八幡東区へ編入	
		※若松区大字浅川及び大字小敷の一部を八幡西区へ編入	
	,, FO 10 1	※旧八幡区大字枝光の一部を戸畑区へ編入	474 77
	" 50. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	474. 77
	" 55. 10. 1	国土交通省国土地理院の公表面積	477. 41
	" 60. 10. 1	"	480. 61
	" 62. 10. 1	"	481. 05
	" 63. 10. 1	"	481. 85
	平元. 10. 1	"	481. 96
	" 2. 10. 1	"	482. 23
	" 3. 10. 1	ll	482. 30 482. 39
Į.	" 4. 10. 1	ll II	

市 (区) 名	年月日	編入地域名	累加面積
	<i>"</i> 5. 10. 1	国土交通省国土地理院の公表面積	482.86
	<i>"</i> 6. 10. 1	II	482. 94
	<i>"</i> 7. 10. 1	II	482. 95
	<i>"</i> 8. 10. 1	II	483. 15
	" 10. 10. 1	II	483. 71
	" 11. 10. 1	II	484. 18
	" 12. 10. 1	II	484. 25
	" 13. 10. 1	II	485. 09
	" 14. 10. 1	II	485. 25
	" 15. 10. 1	II	485. 55
	" 16. 10. 1	II	486. 81
北九州市	" 17. 10. 1	II	487. 66
	" 18. 10. 1	II	487. 69
	" 19. 10. 1	II	487. 71
	" 20. 10. 1	II	487. 88
	" 22. 10. 1	II	487. 89
	" 23. 10. 1	II	488. 78
	" 24. 10. 1	II	489. 56
	" 25. 10. 1	II	489.60
	" 26. 10. 1	II	491. 95
	令元. 10. 1	II	491.69
	令 3.1.1	II	491.71
	令 4.1.1		492. 50

[※]国土交通省 国土地理院の公表面積については、累加面積に増減があったものを記載。

隣接市町との境界変更状況

本市は3市7町(中間市、直方市、行橋市、芦屋町、香春町、苅田町、鞍手町、福智町、水巻町、みやこ町)と境を接している。近年、隣接市町との境界線上の山林等において宅地造成が行われるため、境界の整理・明確化の問題がたびたび発生している。特に、境界まで開発が進んでいるうえ、境界線が入り組んでいる八幡西区において、それが著しい。現在までの境界変更箇所は下表のとおりである。

境界変更箇所一覧表

場所	変更年月日	相手先	備考
八幡区大字下上津役	昭 47. 5.1	中間市	現在は八幡西区
八幡西区大字浅川	" 49. 9 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字浅川	<i>"</i> 50. 2 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字香月	<i>"</i> 52. 1 . 1	中間市	通谷グリーンタウン
八幡西区大字折尾	<i>"</i> 52. 1 . 1	水巻町	美吉野団地
八幡西区大字永犬丸	<i>"</i> 53. 1 . 1	中間市	太賀団地
八幡西区大字香月	<i>"</i> 53. 4 . 1	中間市	希望ケ丘分譲地
八幡西区大字香月	<i>"</i> 53. 4 . 1	中間市	中間南小学校
八幡西区大字浅川、大字折尾	<i>"</i> 53. 9 . 1	水 巻 町	折尾ネオポリス
八幡西区大字下上津役	" 56. 1.1	中間市	
八幡西区春日台六丁目	<i>"</i> 60. 1 . 1	中間市	
若松区高須西一丁目、高須西二丁目	" 61. 1 . 1	芦屋町	
八幡西区大字則松	<i>"</i> 61. 6 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字楠橋	<i>"</i> 63. 1 . 1	中間市	
八幡西区船越二丁目	平元. 4.1	中間市	
八幡西区美吉野	<i>"</i> 6 . 2 . 23	水 巻 町	
八幡西区美吉野	"7.2.1	水 巻 町	
八幡西区大字楠橋	" 8 . 2 . 1	中間市	
八幡西区泉ケ浦三丁目	" 12. 1 . 1	水巻町	
八幡西区星ケ丘五丁目、星ケ丘六丁目	" 20. 10. 1	直方市	
小倉南区大字新道寺	令元. 8.5	苅 田 町	

区の特色

門司区

門司という地名が文献に見えたのは、 796 年 (延暦 15 年) 11 月 21 日の太政官符 の中です。

これは、文字どおり "門を司る" つまり関所の意味で、太宰府から都にいたる道中で、もっとも重要な土地だったためで、この地名がうけつがれ、門司村、文字ヶ関村、門司町、そして門司市となり現在にいたっています。



旧大阪商船ビル

門司港は明治に開港し、長い歴史があります。また、門司港レトロエリアには旧大阪商船ビルをはじめ、明治から大正にかけて建てられた建築物が今でも多く残っており、年間 200 万人以上が訪れる観光地となっています。

門司区は、三方を海に囲まれ、多くの自然に恵まれた風光明媚なところです。関門海峡は「壇ノ浦の戦い」で知られた平家滅亡の歴史的な地であり、また潮の流れが非常に速く、鳴門海峡、来島海峡と並んで日本三大強潮流として知られています。下関市との距離が最も近い関門橋付近は早鞆瀬戸と呼ばれ、幅もわずか 650mと狭く、潮流の速さも 10 ノット (時速 18km) を超えることがある海上交通の難所ですが、一日平均 500 隻の船が航行しています。関門海峡の潮騒と外航船の汽笛は、環境省の「残したい "日本の音風景 100 選"」にも選ばれています。

門司港は、明治 22 年に国の特別輸出港に指定され、世界各国に定期航路を持つ国際貿易港として発展してきました。現在でも、門司区には西日本有数の規模を誇る太刀浦コンテナターミナル、関東・関西方面への定期フェリー基地である新門司フェリーターミナルや、新門司自動車物流センター、また陸上輸送では、本州と九州の鉄道網の結節点という立地条件からJR貨物の全九州の物流拠点である「北九州貨物ターミナル駅」を有し、日本有数の物流拠点となっています。

大正ロマン漂う街・門司港レトロ地区は、約6年の保存修理工事を経て復原され、平成31年3月にグランドオープンした「門司港駅」や、「旧門司三井倶楽部」、「旧大阪商船」、「旧門司税関」など、往時の門司の繁栄を偲ばせる歴史的建造物をはじめ、旧九州鉄道本社社屋を転用した「九州鉄道記念館」、世界的なイタリアの建築家アルド・ロッシ設計の「プレミアホテル門司港」、友好都市中国・大連市にあるロシア建築を複製した「大連友好記念館(旧国際友好記念図書館)」、海峡をまるごと楽しむ体験型博物館「関門海峡ミュージアム(令和元年9月21日リニューアルオープン)」などが建ち並んでいます。また、平成21年4月に北九州銀行レトロライン「潮風号」が運行を開始、平成25年7月には「旧大連航路上屋」、平成26年4月には「三宜楼」がオープンしました。

このほか、大里地区には、門司駅海峡側に国の登録有形文化財である「旧サッポロビール九州工場」の門司麦酒煉瓦館や 周辺の煉瓦建築物が残っており、商業施設、住宅地、公園などの整備も進み、門司区の新しい顔として、「大里赤煉瓦タウン」の愛称で親しまれています。門司港レトロ地区とあわせて回遊性のある観光スポットとして注目を集めています。

さらに、新門司地区は、豊かな自然環境の中で農業や漁業が盛んであり、「豊前本ガニ」、「豊前海一粒かき」などの特産 品や部埼灯台などの史跡も多く存在する魅力あるスポットです。

また、平成 29 年4月には門司をはじめ、若松、下関の全 42 件の施設や文化等が「関門ノスタルジック海峡〜時の停車場、近代化の記憶〜」として、文化庁の「日本遺産」に認定されました。これを好機として、関門エリアの魅力が国内外に一層広がり、更なる賑わいの場となることが期待されます。

門司区では、このような地域の資源と特性を活かしながら、「訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたい」まちの実現 に努めていきます。

小倉北区

「小倉」という地名の由来は、上代皇室の領田にできた穀物を納めた屯倉(みやけ)といわれる「倉」それも「小さな倉」が足立山麓にあったからという説や「企教の浦」が「こくの浦」となり、更に転化して「こくら」になったという説があります。



小倉城

小倉城と紫川周辺エリアでは、歴史や文化、水や緑などを活かした、多様な楽しさと快適さ、賑わいが共存する小倉都心部を象徴する魅力づくりを進めています。

北九州市の都心である小倉北区は、中津街道や長崎街道をはじめ九州五街道の起点であり、「九州の道は小倉に通じる」と言われていたほど、古くから陸上交通の要衝でした。また、江戸時代から細川藩、小笠原藩の城下町として発展してきたまちで、現在も残る魚町、古船場町、馬借、米町などの地名は、往古のにぎわいの名残です。

小倉北区の玄関口であるJR小倉駅は、新幹線並びにJR九州の鹿児島本線と日豊本線の接続駅であり、モノレールも乗り入れるなど九州の拠点駅となっています。新幹線口には、アジア太平洋インポートマート(AIM)・西日本総合展示場・北九州国際会議場・大型ホテルなどが立地し、国際コンベンションゾーンが形成され、小倉城口には商業施設・商店街・繁華街・オフィス街が広がるなど、小倉駅周辺は九州で有数の商業・金融・情報等の集積地として、昼夜を問わず多くの市民でにぎわう北九州市の顔となっています。

一方、城下町小倉の象徴である小倉城の周辺は、紫川や勝山公園などの自然と、小倉城庭園や文学館、松本清張記念館、平和のまちミュージアム、J:COM北九州芸術劇場があるリバーウォーク北九州、西日本工業大学等、歴史・文化・商業・大学などの多様な施設が充実しており、市民の人気スポットになっています。

また、都心部を流れる紫川は、アユやシロウオが遡上し、上流ではホタルが舞うなど、都心のオアシスとして市民にとってなくてはならない憩いの水辺となっています。小倉南区との境に位置する足立山の一角にある小文字山では、山頂で「小」の文字を模った「小文字焼」がお盆の小倉の夜に浮かびます。

小倉都心部では、夏には「わっしょい百万夏まつり」や、400 年以上の歴史と伝統を誇る「小倉祇園太鼓」が行われ、祭り好きの小倉っ子の胸を高鳴らせます。冬には、小倉の風物詩として定着した「小倉イルミネーション」のきらめく美しい光がまち一帯を彩ります。

また、「北九州マラソン」、「北九州ポップカルチャーフェスティバル」、「TGC北九州」などの大規模イベントが開催され、都心のにぎわいづくりが進められています。中でも、約 15,000 人の収容が可能な「ミクニワールドスタジアム北九州」では、ラグビートップリーグや J リーグ・ギラヴァンツ北九州などの試合、わっしょい百万夏まつり前夜祭の花火打ち上げなど、様々なイベントが開催され、都心部の新たなにぎわいを創出しています。

このように、小倉北区は商業や金融、情報、コンベンションなど、都心としての機能が集積していると同時に、自然や水辺に恵まれ、歴史と文化にあふれる魅力あるまちです。

小倉北区では、北九州都市圏の中核として、また国際化時代の交流拠点として、高次な都市機能・医療機能の充実、まちの顔となる景観づくり、にぎわいのあるまちづくりに取り組むとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりを進め、「にぎわいのある北九州のシンボルのまち」の実現に努めていきます。

小倉南区

昭和 49 年 4 月 1 日、それまでの小倉 区は行政区再編成によって南北に分区され ました。そのとき、区名について審議され ましたが、すでに市民に親しまれている 「小倉」をなくすことは、かえって市民に 混乱を起こさせるのではないかとの配慮も あって、小倉の名称をそのまま残し「小倉 南区」と「小倉北区」になりました。



平尾台

日本有数のカルスト地形です。羊群原と呼ばれる独特の景観を形成し、希少生物の生息地でもあります。

市内最大の面積を持つ小倉南区は、北九州国定公園を構成する日本三大カルストのひとつ "平尾台"や、カブトガニなど希少生物が多く生息する曽根干潟など、雄大な自然や美しい田園風景が広がり、四季折々の風景を楽しむことができます。

平尾台には、山歩きを楽しむトレッキングや鍾乳洞を探検するケイビングを楽しむ方などが訪れており、平成 22 年から 開催している「北九州・平尾台トレイルランニングレース」は、国内はもとより海外からも選手が出場するなど非常に人気の高いレースとなっています。 曽根干潟は、野鳥の宝庫として有名で、世界的にも希少なズグロカモメなどの越冬地となっており、バードウォッチングで賑わいます。 多種多様な生物が生息する干潟は環境教育の場でもあります。

これらの豊かな自然環境は、新鮮な農林水産物を育み、全国的に有名な「合馬たけのこ」をはじめ、「大葉春菊」、「小倉牛」、「豊前海一粒かき」、「豊前本ガニ」など、本市の特産品として市内外で多くの人に親しまれています。

昔から農業が盛んな地域であったことから、豊作や雨乞いを祈願する「楽」(がく)、神々に奉納する「神楽」(かぐら)、 盆踊りや神幸行事などの伝統芸能が、地域の宝として継承されるとともに、遺跡や古墳といった史跡・文化財も多く、郷土 の歴史を身近に感じながら学ぶことができます。

一方で、昭和 60 年に開業した北九州モノレールをはじめ、鉄道路線(JR 日豊本線・JR 日田彦山線)が走るなど交通の利便性が高く、沿線を中心に住宅や商業施設が集積しています。

また、臨空産業団地や北九州空港跡地産業団地などの産業団地を有し、自動車産業関連企業をはじめとした各種企業の立地が進んでいます。平成 28 年の東九州自動車道の全線開通(北九州〜宮崎)は、人の交流や物流面で、小倉南区が持つ可能性を一層拡大するものとなりました。

加えて、平成 18 年に開港した北九州空港は、24 時間利用可能な海上空港として高い機能性、将来活用可能な広大な土地を有しています。その特性を生かし、旅客便の誘致に加え、大型貨物機の長距離運航を可能とする滑走路の3,000m化など、物流拠点化に向けた取組が進んでいます。

こうした動きを背景に外国人観光客の来訪も視野に入れ、平尾台では平成 29 年、本市の国家戦略特区の民泊第 1 号が認定され、自然観光資源を活用した新たなにぎわいづくりが始まりました。

さらに、雄大な自然と充実した都市基盤がもたらす快適な住環境には、北九州市立大学をはじめ、北九州工業高等専門学校などの教育機関が多く集まっています。平成 30 年には、小倉南区役所や小倉南生涯学習センターなどの公共機関が集まる若園エリアに「小倉南図書館」が開館し、郷土資料室には、「Mr. トルネード」として著名な小倉南区出身の藤田哲也博士の胸像が設置されています。加えて、障害児(者)の療育・医療の中核施設として、全国的に高い評価を受けている「北九州市立総合療育センター」が、利用者の増加やニーズの多様化・拡大化に対応するため、病床数の増床や診療体制の充実など機能を強化し、再整備されました。

また、各校区では、自治会等が中心となって夏祭りや文化祭等が開催されるなど、良好な地域コミュニティの形成に努めるとともに、防災訓練や青色防犯パトロールなど、地域が積極的に安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。 都市機能や住環境、歴史、文化、自然、食、地域コミュニティなど、小倉南区が持つ地域資源を生かし、磨き上げることで、個性が輝く、魅力あるまちづくりを進めていきます。

若 松 区

仲哀天皇と神功皇后が熊襲(くまそ)を征伐したとき、洞の海に霊石を発見しこれを神体としてまつり、神社の海浜に、小松を植えました。このときお供の武内宿禰が「海原の滄溟たる、松の青々たる、我が心も若し。」といったので、これ以後、ここが「若松」といわれたと、恵比須神社縁起に書かれています。



若松南海岸通り

「旧古河鉱業若松ビル」をはじめ、明治・大正期の建築物が連なり、石炭景気に沸いた若松の歴史と発展を伝えています。

若松区は北九州市の北西部に位置し、洞海湾と響灘に囲まれ、東部には古墳が散在するなどその歴史は古く、高塔山公園から石峰山系をへてグリーンパークまでの緑豊かな自然に恵まれたところです。若松北海岸は、玄海国定公園に含まれ、響灘の激浪に刻まれた玄武岩、露出した岩礁の眺めが美しく景勝の地として市民に親しまれています。

若松南海岸通りは、「旧古河鉱業若松ビル」などをはじめ、かつて日本一の石炭積出港として栄えた若松の歴史を伝える明治・大正期の建築物が連なり、若戸大橋を望む景観は大変素晴らしいものとなっています。若松北海岸には、水と緑にあふれた市内最大の総合公園である響灘緑地の「グリーンパーク」「ひびき動物ワールド」や、市内では若松区にしかない海水浴場である岩屋、脇田海水浴場や温泉宿泊施設があり、市民の憩いの場として親しまれています。また響灘地区には、市内最大規模の「ひびきコスモス運動場」(5.8~クタール、ソフトボール8面、サッカー6面)があり、全国規模のスポーツ大会が開催できます。

文化の面では、若松が生んだ芥川賞作家・火野葦平の資料館が若松市民会館内にあり、葦平ゆかりの資料が展示されています。また、当時の姿のままに復元された葦平の旧居「河伯洞」も一般公開されており、多くの葦平ファンが訪れています。

章平が生前こよなく愛した若松のシンボル「高塔山」は、「若松あじさい祭り」の会場としても区民に親しまれ、近年は、メインの登山道路の拡幅を進めるなど再整備を実施しています。山頂から望む展望は市内有数の景観であり、若松の街並みはもとより若戸大橋・響灘・関門海峡が一望できます。「河童の隠した宝石箱」というキャッチコピーがついた夜景は、無数の宝石を散りばめたような美しさで、平成25年7月、「日本夜景遺産®」に認定されました。山頂には、葦平文学碑・万葉植物園・河童封じの地蔵尊などがあり、四季折々の花が美しく咲き誇っています。この麓には、石炭の神様と言われ、後半生を社会貢献に捧げた佐藤慶太郎の旧居跡が「佐藤公園」となっており、市民に親しまれています。

また、平成 30 年 12 月に市民の念願であった若戸大橋・若戸トンネルが無料化となり、産業活動の活性化や市民生活の利便性の向上などに繋がっています。若戸大橋は無料化と同時にライトアップが始まり、令和 4 年 2 月には歴史的・技術的見地から重要であるとの評価を受け、国の重要文化財に指定されました。

農業では、トマト・キャベツ・ブロッコリー・スイカなどの生産が盛んで、中でもキャベツやトマトは地域特産品としてのブランド化が進んでいます。また沿岸は良好な漁場であり、漁業も盛んで、あかもく(海藻)・かき・あわびなどの特産品もあります。

北東部の響灘沿岸は、港湾・産業用地としての大規模な埋め立て地があり、物流・加工組立関連の多くの企業が進出しています。また、現在市が積極的に取り組んでいる「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」の一環として大規模な洋上風力発電所建設に向けた関連施設の整備が進められるなど、本市の成長を支える「地域エネルギーの中心拠点」として位置づけられるとともに、響灘ビオトープ【自然共生】やエコタウンの環境産業【資源循環】に加え、大型太陽光発電や風力発電施設【脱炭素】が集積する、アジアの「グリーンショールーム」となっています。

西部地区では、周辺の自然環境や都市環境を生かしながら、先端科学技術に関する教育・研究機関の集積と良好な住宅地の供給を同時に行うなど、未来をひらくアジアの学術研究都市としてひときわ輝く総合的なまちづくりが進んでいます。 このように若松区は、人・自然・産業が共存するまちへ大きく生まれ変わろうとしています。

八幡東区

市制・町村制の実施に伴い、明治22 年に枝光村、大蔵村、尾倉村が合併し 八幡村が誕生しました。名前の由来は、 三村とも産土(うぶすな)神として八 幡神社を祭っていたためと当時の合併調 書にあります。その後、明治33年八幡 町となり、前田地区を編入した後、大正 6年(1917年)、八幡市となりました。



世界遺産に登録された官営八幡製鐵所「旧本事務所」 (非公開施設)

八幡東区は昭和 49 年の旧八幡区の分割により誕生しました。さかのぼれば、明治 34 年、この地に官営八幡製鐵所が誕生し、以来、鉄鋼を中心とした産業を背景にわが国の経済成長を支え続けてきました。このような近代産業の発展の歴史を未来につなぎ、八幡東区の特性や魅力的な資源を活かした「産業・地域の活性化」を目指して、市民・企業・各種団体・行政の一体となった取り組みが行われています。平成 29 年度には、旧八幡市制 100 周年記念事業のひとつとして、概ね 30 年後の次世代の暮らしを想定した「八幡東まちづくりプラン」が策定されました。

八幡東田地区は、平成 27 年 7月に世界文化遺産に登録された官営八幡製鐵所関連施設を有し、タカミヤ環境ミュージアムや自然史・歴史博物館(いのちのたび博物館)、スペース LABO(北九州市科学館)などの文化施設に加え、ジアウトレット北九州などの商業施設も集積しており、多くの市民や観光客でにぎわっています。

平野地区では、独立行政法人国際協力機構(JICA)九州センターや公益財団法人北九州国際技術協力協会(KITA)、九州国際大学などの集積により、海外から研修員や留学生の受け入れが行われています。また、JR 八幡駅前地区では、平成 28 年 5 月、国家戦略特区指定に伴うプロジェクト事業として、国際通り沿いにある幅員の広い歩道を活用し、テーブルやイスを設置した休憩スペース(憩いの場)を提供する取り組みが行われるなど、地域団体による様々なイベントが実施されています。桃園公園では、市内唯一の公認 50m 室内プールである「グローバルマーケットアクアパーク桃園(桃園市民プール)」の令和 2 年のリニューアルに続き、令和 6 年 5 月には、桃園武道場が開設されました。同公園では、広場や庭球場などの施設の再整備も予定されています。

高見地区では、高品質な住宅市街地と、エリア内を流れる板櫃川に子どもの自然体験の場となる「水辺の楽校」が整備されています。

皿倉河内地区は、豊かな自然に恵まれ、皿倉山からの夜景が新日本三大夜景に選ばれるなど、市民の憩いの場として親しまれてきました。平成 28 年 5 月、「皿倉山リニューアル計画」が策定され、平成 29 年 12 月、駐車台数を 178 台に拡張した 3 階建ての立体駐車場(山麓駅前)が完成しました。今後、山頂では、草そり・展望遊具などの遊び場の整備や天空ドームの改修など、主要施設を整備することとしています。また、平成 30 年 10 月には皿倉山の景勝ポイントの中から、皿倉山に来られた方の投票をもとに人気の高かった見所「皿倉八景」を決定しました。河内貯水池周辺にはサイクリングロードやせせらぎ広場、近年海外の観光客から注目されている河内藤園などもあり、休日をのんびり過ごすのに最適です。貯水池にはめがね橋とも呼ばれる「南河内橋」(平成 18 年国指定重要文化財、平成 19 年国認定近代化産業遺産)や三連アーチの「中河内橋」が架かるなど、自然に溶け込む建造物の美しさも見どころです。

八幡東区は、令和6年3月に策定した北九州市・新ビジョンの中で定めた、区のまちづくりの方向性に基づき、区が持つ 魅力やポテンシャルを生かしたまちづくりを進めていきます。

八幡西区

昭和 49 年 4 月 1 日、それまでの八幡 区は行政区再編成によって東西に分区され ました。そのとき、区名について審議され ましたが、すでに市民に親しまれ愛称とさ れている「八幡」をなくすことは、かえっ て市民に混乱を起こさせるのではないかと の配慮もあって、八幡の名称をそのまま残 し「八幡西区」と「八幡東区」になりまし た。



曲里の松並木

曲里の松並木を含む砂糖文化を広めた長崎街道~シュガーロードは、令和2年6月に日本遺産に選定されました。

八幡西区は本市の西部に位置し、遠賀川を望みつつ、直方市、中間市など2市3町3区と境を接しています。北九州市域の中でも比較的平坦な地形を有しており、本市では最も人口の多い区となっています。

黒崎地区は、八幡西区の中心市街地であり、本市の西部地域における広域集客拠点として副都心に位置付けられています。江戸時代には長崎街道の宿場町として栄え、近代には洞海湾沿いに工業地帯が形成され、日本を代表する企業が立地するなど都市化が進みました。鉄道や路線バス、幹線道路が通る交通の要衝であり、直方・飯塚や遠賀・宗像地域を商圏として発展してきました。近年では、マンションの建設や生活利便施設、医療機関の集積により、「住みたいまち」としての魅力が高まっています。

黒崎駅から続くペデストリアンデッキや黒崎商店街では、国家戦略特区の認定を受けたまちづくり団体等により、一年を通じて様々なイベントが行われています。

また令和2年6月に日本遺産の認定をうけた砂糖文化を広めた長崎街道~シュガーロードにある市指定史跡の「曲里の松並木」や、県指定文化財の「黒崎城跡」など、貴重な歴史的資源も多く存在しています。

折尾地区は、大学、短期大学、高等学校などが集中し、学園都市として発展を続けています。鹿児島本線、筑豊本線の分岐点にあたる折尾駅周辺では、折尾地区総合整備事業の実施により、学園都市の玄関口にふさわしい地域拠点として再整備が進んでいます。令和3年1月にJR 折尾駅新駅舎の供用が開始され、令和4年3月に鉄道高架化、令和5年4月には折尾駅北側駅前広場が完成しました。また、地域の特性を生かした祭りなども盛んであり、駅からのびる学園大通りのにぎわい創出を目指し、地域の大学や自治区会、商連、まちづくり団体等が連携した取り組みも行われています。

令和元年に歴史の道百選に選定され、一部が県指定史跡の堀川周辺は、開削着工から 400 年以上を経た現在も多くの史跡が残っており、歴史を身近に感じ学ぶことができます。

永犬丸・沖田〜上津役地区は、瀬板の森公園や金山川などの身近な自然と、筑豊電気鉄道の開通や土地区画整理事業の実施により開発された良好な住宅地が共存したまちづくりが進んでいます。金山川沿いでは、河川愛護団体の花を植える活動により、春はチューリップ、秋はコスモスを楽しむことができます。

八幡南地区は、藤の名所・吉祥寺や市内有数のほたるの飛翔地・黒川、森林浴を楽しめる畑貯水池などの豊かな自然に恵まれています。木屋瀬エリアでは、長崎街道宿場跡の古い町並みが多く残されており、歴史を活かしたまちづくりを展開しています。また、長崎街道木屋瀬宿記念館は、貴重な郷土の資料を保存展示しており、地域文化活動の拠点にもなっています。

八幡西区では、このような地域の特色や資源を活かしながら、歴史と文化に彩られたにぎわいあふれるまちづくりを進めていきます。

戸 畑 区

"ほととぎす とばたのうらに しくなみの しばしばきみを みむよしもがも" (万葉集より)

大正時代まで、名護屋岬から中原にかけては、 白砂青松の美しいなぎさつづきでした。波の数 ほど幾度でもあの人に逢いたいと願った若者の 姿が目に浮かびます。大渡川(今の洞海湾)の 入口に「飛幡」「鳥旗」の地名があったことが日 本書紀、筑前風土記などに出ていますが、慶長年 間の筑前古図では「戸畑村」となっています。



戸畑祇園大山笠

約220年の歴史を持つ戸畑祇園。毎年7月の第4土曜日には、戸畑祇園大山笠競演会が行われています。12段309個の提灯大山笠が、夏の夜空を彩る姿は圧巻です。

戸畑区は北九州市のほぼ中央に位置し、面積は約 16.6 km。北側は区域の約 45%を占める日本製鉄㈱九州製鉄所、南側は 八幡東区との境をなすようになだらかな丘陵が続く比較的平坦な市街地となっています。

戸畑は、明治の初期までは半農半漁の静かな村でしたが、明治34年、八幡に官営八幡製鐵所が開所して以来、鋳造、製鉄、硝子及び遠洋漁業などの企業が次々と進出し、急速に工業都市として発展しました。また、市街地の都市基盤整備も進み、7区の中で最も早く完成された都市としての形態を成しました。今では国指定重要文化財の旧松本家住宅(西日本工業倶楽部)、旧安川邸(令和4年4月より一般公開)や北九州市立美術館などの歴史・文化施設がそろう、落ち着いた環境の住宅都市となっています。

また、将来を見据え、魅力を高めるためのまちづくり事業も着実に進められました。

戸畑駅周辺においては、戸畑駅をはじめ、多世代共生のまちづくり・にぎわいの文化拠点である「ウェルとばた」などが完成しました。さらに、戸畑区役所を中心としたエリアを"福祉・文化ふれあいの戸畑核"と位置付け、エリアを4つの情区に分け、各街区で整備を進めました。平成19年、「ふれあいの丘」を中心に、新戸畑区役所をはじめ、保育所、障害者地域活動センター、高齢者複合施設、民間・分譲賃貸マンションなどが完成し、「多世代交流をテーマとした新しいまち」が誕生しました。

旧戸畑区役所庁舎については、歴史ある外観を残しながら、新たに戸畑図書館として平成26年3月にオープンしました。また、平成28年9月には旧浅生小・中学校等跡地に第一警備スポーツセンター戸畑(浅生スポーツセンター)が開館し、平成31年3月には、浅生球場跡地に多目的広場がオープンし、区役所周辺が憩いの場としてリニューアルされました。

戸畑といえば、国の重要無形民俗文化財に指定されている「戸畑祇園大山笠」。平成 28 年にはユネスコ無形文化遺産にも登録されました。昼は山笠本来の姿といわれる幟山笠で、金糸銀糸の刺繍を施した格調高く華麗な姿をしていますが、 夜には 12 段 309 個の提灯に彩られた光のピラミッドへと姿を変えます。7 月の第 4 土曜日の競演会では 4 基の大山笠と中学生が担ぐ小若山笠 4 基の計 8 基が勢ぞろいし「ヨイトサ、ヨイトサ」の掛け声とともに豪快に練り歩きます。

また、戸畑区は、花と緑のまちでもあります。市街地のほぼ中央にあり、市民の憩いの場である夜宮公園では、2 月は戸畑の市街地を一望しながらの梅、4 月初旬は公園中に咲き誇る満開の桜を観賞できます。また、4 月下旬から 5 月上旬にかけては、公園横の「なんじゃもんじゃ通り」で濃いピンクのツツジと純白のヒトツバタゴ並木の素晴らしいコントラストを楽しめ、続いて 6 月には夜宮池と日本庭園で約 30 種 2 万本のあでやかな花菖蒲が咲き誇るなど、四季折々に美しい花々が彩り、さらに秋には園路の紅葉を楽しむことができます。

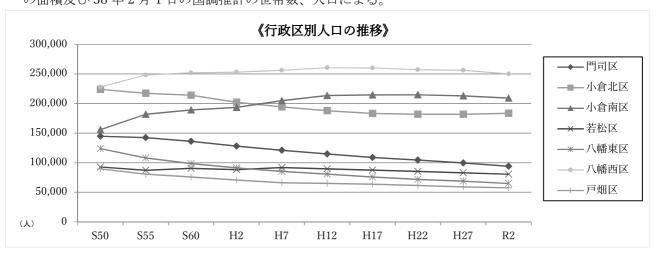
そして、5 月初旬、大谷地区の「戸畑あやめ公園」等、区内数箇所で可憐に開花するのは、「伝説の花・戸畑あやめ」です。明治末期まで戸畑区の原野で自生していましたが、その後の都市化により絶滅したものと考えられていました。ところが昭和 33 年に市民の手により発見され、以来、地域の人たちによって大切に守り育てられてきました。そして平成21年12月、戸畑あやめにアヤメの1新変種として「戸畑」の名を冠した学名「イリス・サングィネア・バラエティー・トバタエンシス」がつけられました。これを機に、戸畑区では花と緑のまちづくりをさらに進めています。

面積・世帯数・人口の推移

行政	区	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
	施行年月日	_	M32. 4. 1	M32.	4. 1	T3. 4. 1	T6.	3. 1	T13. 9. 1
旧五市	面積 km²	_	11.32	2.	31	15. 58	20.	51	7.93
市制 施行当時	世帯数	_	5, 415	4, 3	315	6, 258	17,	642	7, 684
,,,	人口	-	29, 290	30,	075	37, 393	84,	682	38, 612
III Frook	面積 km²	452. 22	65. 93	206	. 81	56. 47	110	. 53	12.48
昭和38年 五市合併	世帯数	252, 903	39, 219	77,	015	25, 446	84,	484	26, 739
	人口	1, 024, 595	155, 232	307,	137	106, 617	345,	815	109, 794
	面積 km²	474. 77	69.78	39. 29	168.63	57.62	36. 59	84. 61	18. 25
昭和50年	世帯数	323, 856	44, 229	73, 426	45, 302	26, 974	38, 713	66, 937	28, 275
	人口	1, 058, 058	144, 697	223, 869	155, 727	92, 642	123, 824	227, 872	89, 427
	面積 km²	477. 41	70.27	39.73	168.73	58.80	36. 73	84. 67	18.48
昭和55年	世帯数	351, 310	46, 450	79, 123	55, 604	27, 023	36, 450	78, 519	28, 141
	人口	1, 065, 078	142, 222	217, 204	181, 740	87, 166	107, 880	248, 069	80, 797
	面積 km²	480. 61	70.55	39.77	168.73	61.68	36. 73	84. 67	18.48
昭和60年	世帯数	358, 382	45, 541	80, 126	59, 387	28, 927	34, 398	82, 651	27, 352
	人口	1, 056, 402	136, 011	214, 149	189, 236	90, 519	98, 579	251, 985	75, 923
	面積 km²	482. 23	72.47	39. 21	169.33	65. 16	36. 36	83.04	16.66
平成2年	世帯数	367, 341	45, 124	80, 333	64, 314	29, 226	33, 355	87, 880	27, 109
	人口	1, 026, 455	127, 895	202, 051	193, 444	88, 264	91, 146	253, 018	70, 637
	面積 km²	482. 95	72.60	39. 25	169.33	65.71	36. 36	83.04	16.66
平成7年	世帯数	388, 741	45, 188	82, 871	72, 588	31,607	33, 629	95, 726	27, 132
	人口	1, 019, 598	120, 890	194, 194	204, 975	91, 755	85, 405	256, 176	66, 203
	面積 km²	484. 25	73.37	39. 23	169.35	66. 24	36. 36	83.04	16.66
平成12年	世帯数	408, 080	45, 776	85, 432	80, 348	32, 272	34, 043	102, 090	28, 119
	人口	1, 011, 471	114, 750	187, 684	213, 372	89, 560	80, 608	260, 452	65, 045
	面積 km²	487. 66	73.37	39. 27	170.89	68.07	36. 36	83.04	16.66
平成17年	世帯数	413, 510	44, 364	87, 459	83, 716	32, 754	32, 959	103, 841	28, 417
	人口	993, 525	108, 677	183, 286	214, 624	87, 340	75, 814	260, 070	63, 714
	面積 km²	487. 89	73.37	39. 28	170.89	68. 29	36. 36	83.04	16.66
平成22年	世帯数	420, 702	44, 232	89, 036	86, 420	33, 495	32, 142	107, 313	28, 064
	人口	976, 846	104, 469	181, 936	214, 793	85, 167	71, 801	257, 097	61, 583
	面積 km²	491.95	73.67	39. 23	171.74	71.31	36. 26	83. 13	16.61
平成27年	世帯数	426, 325	43, 082	91, 253	88, 497	33, 692	31, 442	110, 562	27, 797
	人口	961, 286	99, 637	181, 878	212, 850	82, 844	68, 844	256, 117	59, 116
	面積 km²	491.69	73. 67	39. 23	171.48	71. 31	36. 26	83. 13	16. 61
令和2年	世帯数	436, 245	43, 268	96, 175	91, 065	34, 128	30, 394	112, 674	28, 541
	人口	939, 029	93, 842	183, 407	209, 028	80, 533	64, 792	249, 933	57, 494

資料:政策局総務国際部総務課

(注)世帯数、人口は国勢調査による。面積は、各年 10 月 1 日現在による。ただし、昭和 38 年は、37 年 10 月 1 日の面積及び 38 年 2 月 1 日の国調推計の世帯数、人口による。

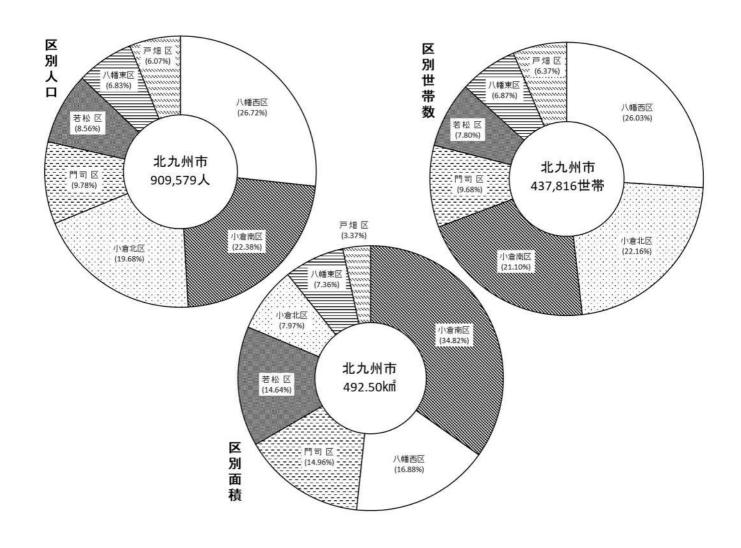


区の面積・世帯数及び人口(令和6年4月1日現在)

行 政 区	面積	世帯数	人		П	一世帯当り 構 成 員	人口密度
11 政 区	(A) km ²	(B)	総数 (C)	男	女	(C∕B)	(C/A)
北九州市	492. 50	437, 816	909, 579	429, 426	480, 153	2. 08	1, 847
門司区	73. 66	42, 391	88, 926	40, 807	48, 119	2. 10	1, 207
小倉北区	39. 23	96, 999	179, 005	83, 912	95, 093	1.85	4, 563
小倉南区	171. 51	92, 362	203, 519	96, 707	106, 812	2. 20	1, 187
若松区	72. 10	34, 152	77, 854	37, 256	40, 598	2. 28	1, 080
八幡東区	36. 26	30, 075	62, 083	29, 345	32, 738	2. 06	1, 712
八幡西区	83. 13	113, 944	243, 017	114, 592	128, 425	2. 13	2, 923
戸畑区	16. 61	27, 893	55, 175	26, 807	28, 368	1. 98	3, 322

資料:政策局総務国際部総務課

- (注1) 面積は令和6年1月1日現在。世帯数・人口は、推計人口による。
- (注2) 面積は小数第三位を四捨五入するため、合計が一致しない場合がある。
- (注3) 下記グラフの構成比は少数第三位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある。



区役所・出張所の庁舎



門司区役所



小倉北区役所



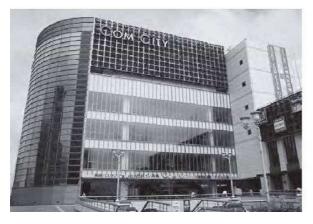
小倉南区役所



若松区役所



八幡東区役所



八幡西区役所



戸畑区役所



八幡西区役所八幡南出張所

若松区役所島郷出張所



小倉南区役所東谷出張所







小倉南区役所両谷出張所

八幡西区役所折尾出張所

八幡西区役所上津役出張所

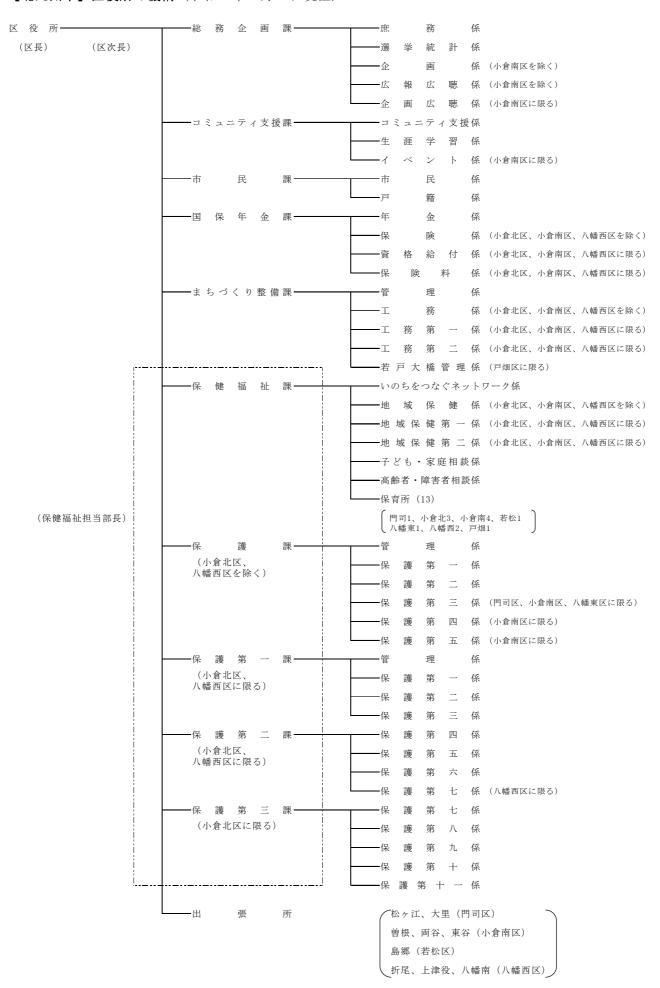
区役所・出張所の庁舎の現況 (令和6年4月1日現在)

建物総 延面積 (㎡)	6, 227. 79	320.05	429.30	31, 628.16	計23.40 9,809.12	1, 395.77	計16.56 248.55	計40.00 280.00	∄+196.80 7,959.66	505.64	. 09 6, 398. 24 計331. 08	11,190.95 ※区役所部分	934.42	計16.26 448.59	計17.50 821.16	
付属建物延面積 (㎡)	東棟 479.28 水防倉庫 80.00 食堂 140.77 車庫等 164.66				集慶室 23.40		倉庫 16.56	倉庫 40.00	章理棟 88.80		車庫及び倉庫 94.23 水防倉庫 69.09 倉庫 85.12 水防倉庫 計3: 文書庫 82.64 計3:			自転車置場 16.26 計	自転車置場 17.50	
本庁出先機関等	東部市稅事務所門司稅務課	門司図書館新門司分館 新門司体育館 松ヶ江南市民センター 新門司地域交流センター		東部整備事務所、東部市税事務所 債権管理室、教育委員会、人事委員会 デジタル市役所推進室 上下水道局、監査事務局、区政事務センター 北九州市選挙管理委員会	東部農政事務所 農業委員会事務局(東部地区担当) 東部市税事務所小倉南稅務課	小倉南図書館曽根分館「そねっと」		東谷市民センター	西部市稅事務所者松稅務課 港湾空港局港営部港営課・港湾整備部整備課	島郷市民センター 若松図書館島郷分館	西部市稅事務所八幡東稅務課	西部市税事務所 消費生活センター八幡西相談窓口 保健所西部生活衛生課 西部整備事務所	西部農政事務所 農業委員会事務局 (西部地区担当)		八幡図書館八幡南分館	
竣工年月	昭5.4	平19.4	昭45.3	平10.11 昭57.3	昭49.3 平5.2	平10.7	昭37.12	昭58.11	平元. 6 別館平9. 3	平21.6	昭53.11昭37.11	平13.9	平10.5	昭54.5	昭63.4	
建物 延面積 (㎡)	5, 363. 08	320.05	429.30	18, 419. 24 13, 208. 92	4, 947. 13	1, 395.77	231.99	240.00	5, 228. 67	505.64	3, 290.01 2, 777.15	11, 190. 95 ※区役所部分	934. 42	432.33	803.66	
建築面積 (㎡)	1,854.45	320.05	429.30	2, 408. 19	1, 107. 35	887.68	231.99	240.00	1, 266. 19	505.64	1, 714. 52 614. 75	7,812.83	568.38	446.93	574.14	
敷地面積 (㎡)	8, 890. 80	5, 868. 52	1, 701.83	6, 979. 00	10, 423.78	3, 164. 72	836.36	3, 351. 58	9, 221. 11	3,020.28	7, 951.94	13, 312.95	3, 409.89	2,930.24	6,379.00	
建物構造·規模	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 棟屋2階建	鉄筋コンクリート造 2階建 (1階の一部)	鉄筋コンクリート造平家建	東棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上8階地下2階 西棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上7階地下2階	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 塔屋1階建 別館 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階	鉄筋コンクリート造2階建	補強ブロック造平家建	鉄筋コンクリート造 平家建 (市民センター部分は2階建)	西様 鉄筋コンクリート造 地上5階 一部地下1階 塔屋1階建 乗様コンクリート造 地上5階 一部地下1階建	鉄筋コンクリート造2階建 (一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート造 地上2階 一部地下1階 塔屋1階建 別館 地上4階 地下1階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階地下1階建 (地下1階、4階~6階の一部)	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平家建	鉄筋コンクリート造2階建	4 辞行 アントニート 沖
各	門司区役所	松ヶ江出張所	大里出張所	小倉北区役所	小倉南区役所	曽根出張所	両谷出張所	東谷出張所	若松区役所	島郷出張所	八幡東区役所	八幡西区役所	折尾出張所	上津役出張所	八幡南出張所	

区役所職昌配置数(今和6年4月1日現在)

	77 IIIV V	54	11	1	ಣ	∞	-	13	-	10	3	-	4		4		26	-	12	7	7	I
	——————————————————————————————————————	30	ı	ı	I	I	30	ı	ı	I	I	I	I	ı	ı	ı	ı	I	I	I	ı	
	保護第三課	က	1	1	'	'	က	ı	ı	ı	'	ı	'	ı	'	ı	ı	ı	ı	'	1	'
•	保護第二課	22					25	١		١		I	I	١	I	I	30	30	I			1
1		62	I	I	I	I	34	I	I	I	I	I	I	I	I	I	28	28	I	I	I	I
,	保 護 熊 一 諜	123	22	22	ĺ	ı		40	40	ı	ı	I	17	17	I	24	ı	ı	I	ı	ı	20
	保 灩 縣																					
	保健福祉課	523	53	53	I		105	122	122			I	45	45	I	45	113	113				40
ı	ま ち グ く シ	138	16	16			28	28	28	I		I	13	13	I	13	28	28		I	I	12
,		22	13	13	I	I	10	12	12	I	I	I	6	6	I	11	12	12	I	I	I	∞
	国保年金縣	4	12	12	İ	ı	59	4	4	ı	ı	ı	0	10	ı	12	25	25	ı	ı	ı	12
	市民課	124		H	ı	ı	2	24	24	ı	I	ı	10	Ī	ı	H	2	2	ı	ı	ı	1
	支援課口ミュニティ	22	7	7			10	13	13				5	5		5	10	10				5
		82	12	12	I	I	16	6	6	I	I	I	11	11	I	11	16	16	I	1	I	10
	然 務 伯 固 點	24	146	135	3	8	287	31	248	10	3	0	114	110	4	121	288	292	12	2	2	107
	般職員 計	1,324		3			28	261	27					Π		15		26				
	担当係長 係長・	306	39	37	П	1	09	52	49	1	1	1	35	34	1	34	52	49	1	1	1	34
•	課 長·	78	11	6	П	1	12	14	11	1	1	1	10	6	1	6	13	10	1	П	1	6
	区次長・担当課長	10	П	П	I	I	2	2	2	ı	l	I	$\overline{}$	1	I	П	2	2	I	1	I	1
	担当部長	_		_			_	_						_		_		_				
	区 展	7			ı		П			l		ı			l					ı		1
引	校職者 計	401	52	48	2	2	75	69	63	2	2	2	47	45	2	45	89	62	2	2	2	45
	45	1,725	198	183	5	10	362	330	311	12	5	2	161	155	9	166	356	324	14	6	6	152
		1,		所	刑	所			所	所	所	刑		所	刑			刑	所	所	刑	
				Ē	鳻	張月			Ē	張月	張月	張月		Ē	張月			Ē	張月	禐	遥	
				災	出	丑			紁	丑	丑	丑		紁	丑			绞	丑	役出	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
		数			4	₩	M	M		根	〜	〜			溆	X	X		麗	無	屜	
		総	門司区	X	松	\mathbb{K}	小倉北区	小倉南区	X	皿	恒	#	若松区	X	衈	八幡東区	八幡西区	X	井	겍	\leq	戸畑区

【北九州市】区役所の機構(令和6年4月1日現在)



区役所の事務分掌(令和6年4月1日現在)

門司、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、戸畑

総務企画課

庶務係

- (1)区及び課の庶務に関すること
- (2)区の予算及び決算の総括に関すること
- (3)区内事務の連絡調整に関すること
- (4)本庁各局との連絡調整に関すること
- (5) 庁舎管理及び庁内取締りに関すること
- (6) 区災害対策部に関すること
- (7) 車両の管理の総括に関すること
- (8) 文書等の収受及び発送(教育機関に係るものを含む) 並びに整理保存の総括に関すること
- (9)職員の服務に関すること
- (10)職員の配置に関すること
- (11)教育機関の会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう)の報酬の支払等に関すること
- (12)職員共済組合及び職員厚生会に関すること
- (13)その他人事に関すること
- (14)区出納職員に関すること
- (15)支払に関すること
- (16)その他収入支出に関すること
- (17) 他課の所管に属しないこと

選挙統計係

- (1)選挙(区選挙管理委員会の権限に属するものを除く)に関すること
- (2) 基幹統計その他各種統計に関すること
- (3)住居表示に関すること

企画係(小倉南区役所を除く)

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること

広報広聴係 (小倉南区役所を除く)

- (1) 苦情、要望、各種相談等(他の所管に属するものを除く)の 処理に関すること
- (2) 広聴集会に関すること
- (3) 出張所相談業務に係る連絡調整 (小倉北区役所、八幡東区役所 及び戸畑区役所を除く) に関すること
- (4) 広報に関すること
- (5)自衛官募集に関すること
- (6) 自動車臨時運行許可に関すること
- (7)交通共済に係る受付及び連絡に関すること
- (8)交通安全運動の推進に関すること
- (9)戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること
- (10) 旧軍人、軍属等の援護に関すること

企画広聴係(小倉南区役所に限る)

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること
- (2) 苦情、要望、各種相談等(他の所管に属するものを除く)の 処理に関すること
- (3) 広聴集会に関すること
- (4)出張所相談業務に係る連絡調整に関すること
- (5) 広報に関すること
- (6) 自衛官募集に関すること
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること

- (8) 交通共済に係る受付及び連絡に関すること
- (9) 交通安全運動の推進に関すること
- (10)戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関すること

コミュニティ支援課

コミュニティ支援係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)課の予算及び決算に関すること
- (3) 自治会、まちづくり協議会等の地域コミュニティの支援及び 支援に係る調整に関すること
- (4) 市民センターの整備、運営及び管理に関すること
- (5) 市民センターにおける地域活動等の指導及び支援に関する
- (6) 地域防犯の支援(防犯灯に係る補助を含む)及び連絡調整に 関すること
- (7) 市政事務連絡制度に関すること
- (8) 共同募金及び日本赤十字社に関すること
- (9) り災者の援護及び災害弔慰金の支給等に関すること
- (10) 区献血推進協議会に関すること
- (11)区女性団体連絡会議との連絡等に関すること
- (12)集会所等の運営及び管理の指導(若松区役所及び八幡東区 役所に限る)に関すること
- (13)人権・同和対策事業に係る管内の関係行政機関及び関係 団体との連絡調整 (若松区役所及び八幡東区役所に限る) に 関すること
- (14)人権・同和対策事業に係る関係機関との連絡等(若松区役所、 八幡東区役所及び戸畑区役所を除く)に関すること

生涯学習係

- (1)区における生涯学習の企画及び調整に関すること
- (2)区における生涯学習情報の収集及び提供に関すること
- (3) 市民センターにおける生涯学習事業に関すること
- (4)公民館類似施設との連絡等に関すること
- (5)社会教育事業(教育機関が行う社会教育事業を除く)の実施に関すること
- (6)社会教育関係団体との連絡等に関すること
- (7) 青少年の育成活動(教育施設が行う青少年の育成活動を除く) の実施に関すること
- (8) キャンプ場等の管理等に関すること
- (9) スポーツに関する事業 (学校における体育を除く) の実施に 関すること
- (10)スポーツ施設の目的外使用等に関すること
- (11)学校施設開放事業の実施に関すること

イベント係 (小倉南区役所に限る)

(1)まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること

市民課

市民係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)住民基本台帳に関すること
- (3) 戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し及び戸籍電子証明書提供用識別符号の交付に関すること
- (4) 印鑑(認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関することを除く) に関すること
- (5) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に 関すること
- (6)住民の実態調査に関すること

- (7)課に属する統計に関すること
- (8) 就学予定者の健康診断の通知後の異動者に係る当該通知に 関すること
- (9) 就学予定者の就学通知後の異動者に係る当該通知に関する
- (10) 就学予定者の指定学校以外の学校への就学及び就学義務の 猶予又は免除に伴う学齢簿の異動に関すること
- (11) 就学予定者の特別支援学校(学級)への就学に伴う学齢簿の 異動に関すること
- (12) 就学予定者の学齢簿の編成時において、保護者又は通学区域 が不明である者等に係る学齢簿の異動に関すること
- (13)外国人の就学に関すること
- (14)国・県・私立学校への就学に関すること
- (15)学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること
- (16)税外収入の収納に関すること
- (17)電送処理に関すること
- (18)行政サービスコーナー(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る) に関すること
- (19)個人番号の指定及び通知カードに関すること
- (20)個人番号カードに関すること
- (21)署名用電子証明書及び利用証明用電子証明書の発行等に関すること
- (22)国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者 証の交付(住民基本台帳に関する届出に伴うものに限る。次号か ら第29号までにおいて同じ)に関すること
- (23)後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (24) 国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (25)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (26)児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (27)乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の 交付に関すること
- (28) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (29)身体障害者手帳の記載事項の変更に関すること
- (30)所得額証明書及び非課税証明書の交付に関すること

戸籍係

- (1)戸籍届書の受理に関すること
- (2) 戸籍の記載及び編成に関すること
- (3) 埋火葬の許可に関すること
- (4) 戸籍の附票の記載に関すること
- (5)人口動態調査票の作成に関すること
- (6) 相続税法 (昭和 25 年法律第 73 号) 第 58 条の報告に関すること
- (7)死産届の受理に関すること
- (8) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること
- (9) 火葬場の使用許可に関すること
- (10)民事及び刑事処分の通知整理に関すること
- (11)国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者 証の交付(戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに 限る)に関すること
- (12)後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付(戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号から第18号までにおいて同じ)に関すること
- (13)国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (14)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること

- (15) 児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (16)乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付 に関すること
- (17) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (18)身体障害者手帳の記載事項の変更に関すること

国保年金課

年金係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)課の経理に関すること
- (3)国民年金に関する調査、統計及び事業報告に関すること
- (4)保険料の免除に関すること
- (5) 国民年金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に関すること
- (6)特別障害給付金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に関する
- (7)年金生活者支援給付金に関すること

保険係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く)

- (1)国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に関すること
- (2)国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第三者行為に関すること
- (3) 国民健康保険の診療報酬明細書に関すること
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規 定による医療等に関すること
- (5)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収(財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く)及び還付に関すること
- (6)納付組合に関すること

資格給付係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る)

- (1)国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に関すること
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第 三者行為に関すること
- (3) 国民健康保険の診療報酬明細書に関すること
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療等に関すること

保険料係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る)

- (1)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収(財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く)及び還付に関すること
- (2)納付組合に関すること

まちづくり整備課

管理係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)課の予算及び決算に関すること
- (3)軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関すること
- (4)800万円以下の工事資材の購入の契約及び検収に関すること
- (5)諸収入に係る滯納整理に関すること
- (6) 開発行為に係る流末施設整備一部寄付金の徴収に関すること
- (7) その他収入金の徴収に関すること
- (8) 道路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に伴う調査に関すること
- (9) 道路、里道、河川(調整池を含む)、水路、公園及び霊園の占用、 使用その他の管理並びに街路樹の管理に関すること
- (10)道路工事等の連絡調整に関すること
- (11) 道路、里道、河川 (調整池を含む)、水路、公園、緑地及び霊園 の境界明示に関すること
- (12) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく認定に関する

こと

- (13)屋外広告物の許可に関すること
- (14) 風致地区内及び特別緑地保全地区内の行為の許可又は協議に関すること
- (15)保存樹等に関すること
- (16)不法占用に係る撤去指導に関すること
- (17)放置自転車に関すること
- 工務係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く)
- 工務第一係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る)
- 工務第二係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る) 若戸大橋管理係(戸畑区役所に限る)
- (1)まちづくりに係る公共土木施設の整備における企画、調査及び連 絡調整に関すること
- (2) 道路及び里道の維持及び補修事業の調査及び設計並びに工事に 関すること
- (3) 交通安全施設整備事業の調査及び設計並びに工事(整備事務所の 所管に属するものを除く) に関すること
- (4) まちづくり事業の調査及び設計並びに工事に関すること
- (5)公共土木施設の災害に係る応急措置に関すること
- (6) 急傾斜地等の危険箇所の調整に関すること
- (7)公園、緑地、霊園及び街路樹の維持補修事業の調査及び設計並びに工事に関すること
- (8)公園、緑地、霊園並びに街路樹及び保存樹の巡視(小倉北区役所、 若松区役所及び戸畑区役所を除く) に関すること
- (9) 花のまちづくり事業に関すること
- (10)住区基幹公園整備事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に 関すること
- (11)機械器具及び工事資材の管理保管に関すること
- (12)河川 (調整池を含む) 及び水路 (農業用水路を除く) の維持管 理及び補修工事に関すること
- (13)農道、農業用水路等の農林施設に関する相談及び調整に関する
- (14) 若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理に関すること(若戸大橋 管理係に限る)

保健福祉課

いのちをつなぐネットワーク係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)いのちをつなぐネットワーク事業の推進に関すること
- (3)保健福祉の相談、処遇支援(他係の所管に属するものを除く)及び調整に関すること
- (4)住民の保健福祉活動の支援及び推進に関すること
- (5) 民生委員及び児童委員に関すること
- (6) 社会福祉協議会その他の社会福祉団体及び所管に属する社会福祉施設の指導及び育成に関すること
- (7)所管に属する市立社会福祉施設に関すること
- (8) 区推進協議会に関すること
- (9)長寿祝金に関すること
- (10)その他社会援護に関すること

地域保健係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く) 地域保健第一係

(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る) 地域保健第二係

- (小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る)
- (1)地域保健事業に係る経理及び事務に関すること
- (2) 保健指導及び保健福祉に関すること

- (3)健康危機管理(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に 属するものを除く)に関すること
- (5)使用料及び手数料の収納(他係の所管に属するものを除く)に関すること
- (6) 母子保健に関すること
- (7)栄養改善に関すること
- (8)健康増進法(平成14年法律第103号)の規定による保健事業 (医療を除く)及びその他成人保健事業の実施に関すること
- (9)成人保健に関すること
- (10)介護予防事業(他係の所管に属するものを除く)に関すること
- (11)歯科保健に関すること
- (12)精神保健(他係の所管に属するものを除く)に関すること
- (13) 結核予防に関すること
- (14)後天性免疫不全症候群に関すること
- (15)予防接種に関すること
- (16)難病に関すること(他係の所管に属するものを除く)
- (17)前各号に掲げるもののほか、保健センターに関すること
- (18)原子爆弾被爆者の医療等に関すること
- (19) 肝炎治療費助成等に関すること
- (20)生活衛生に係る手数料の収納(小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。次号から第26号までにおいて同じ)に関すること
- (21) 医事従事者等の免許等の申請の受付及び免許証等の交付に関すること
- (22) 食品衛生に係る申請等の受付及び営業証明の交付に関すること
- (23) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場 に係る届出の受付及び営業証明の交付に関すること
- (24)生活衛生相談に関すること
- (25)犬の登録に関すること
- (26) 改葬許可に関すること
- (27)食品衛生協会その他の関係団体の指導及び育成に関すること

子ども・家庭相談係

- (1)児童の福祉(特別児童扶養手当に関することを除く)に関すること
- (2) 母子及び寡婦の福祉に関すること
- (3)婦人保護に関すること
- (4)子どものための教育・保育給付の支給認定等に関すること
- (5)保育料の決定、減免、徴収(財政局債権管理室東部料金納付課及 び西部料金納付課の所管に属するものを除く)及び還付に関する こと
- (6)公費負担医療(他係の所管に属するものを除く)に係る申請及び 証明書等の受付に関すること
- (7)乳幼児等医療費及びひとり親家庭等医療費に関すること
- (8)社会福祉施設(児童、母子及び保育施設に限る)への措置等に係る費用の徴収に関すること
- (9) 教育に関する相談の処理に関すること
- (10)区域外就学の承諾に関すること
- (11)就学援助及び就学資金の申請書の受付に関すること
- (12)管内の市立社会福祉施設(委託施設を除く)の管理に関すること
- (13)管内の市立社会福祉施設 (他係の所管に属するものを除く) の 施設整備に関すること

高齢者・障害者相談係

- (1) 高齢者の福祉に関すること
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること

- (3)障害者及び障害児の福祉(特別児童扶養手当に関することを含む) に関すること
- (4)障害福祉サービスの支給決定及び障害支援区分認定事務(他の所管に属するものを除く)に関すること
- (5)精神保健に関すること
- (6) 重度障害者医療費、更生医療及び精神通院医療に関すること
- (7) 難病に関すること
- (8)社会福祉施設(障害者施設及び高齢者施設に限る)への措置に係る費用の徴収に関すること
- (9)介護保険に係る経理に関すること
- (10)介護保険の給付及び被保険者の資格に関すること
- (11)介護保険の保険料の賦課、減免、徴収(財政局債権管理室東部 料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く)及び 環付に関すること
- (12)要介護認定等に係る訪問調査に関すること
- (13)介護保険に関する苦情及び相談に関すること

保育所 (15)

- (1)所の庶務に関すること
- (2) 幼児及び乳児の保育に関すること
- (3)施設の維持管理に関すること
- (4)保育料の収納に関すること

保護課 (小倉北区役所及び八幡西区役所を除く)

管理係

- (1)課の庶務に関すること
- (2) 生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関すること
- (3) 医療券、医療要否意見書等に関すること

保護第一係

保護第二係

保護第三係(門司区役所、小倉南区役所及び八幡東区役所に限る)

保護第四係 (小倉南区役所に限る)

保護第五係(小倉南区役所に限る)

- (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (2)生活保護法に基づく相談(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い(他課の所管に属するものを除く) に関すること
- (4) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (5) 行旅困窮者に対する法外扶助 (他課の所管に属するものを除く) に関すること
- (6) その他相談(他課の所管に属するものを除く)に関すること

保護第一課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る)

管理係

- (1)保護第一課、保護第二課(小倉北区役所及び八幡西区役所に限る) 及び保護第三課(小倉北区役所に限る)の庶務に関すること
- (2) 生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関すること
- (3) 医療券、医療要否意見書等に関すること

保護第一係

保護第二係

保護第三係

- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (2)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に

属するものを除く) に関すること

保護第二課 (小倉北区役所及び八幡西区役所に限る)

保護第四係

保護第五係

保護第六係

保護第七係(八幡西区役所に限る)

- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (2)生活保護法に基づく相談(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に 属するものを除く)に関すること
- (5) 行旅困窮者に対する法外扶助 (他課の所管に属するものを除く) に関すること
- (6) その他相談(他課の所管に属するものを除く)に関すること

保護第三課(小倉北区役所に限る)

保護第七係

保護第八係

保護第九係

保護第十係

保護第十一係

- (1)生活保護法に基づく措置(他課の所管に属するものを除く)に関すること
- (2) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業(他課の所管に属するものを除く)に関すること

出張所 (9)

松ケ江出張所、大里出張所、曽根出張所、両谷出張所、東谷出張所、 島郷出張所、折尾出張所、上津役出張所、八幡南出張所

- (1)所の庶務に関すること
- (2) 軽易な各種相談、苦情及び要望等の受付及び処理に関すること
- (3) 戸籍届書の受理に関すること
- (4)住民基本台帳に関する届書の受理に関すること
- (5)住民票の写し、戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し及び戸籍電子証明書提供用識別符号の交付に関すること
- (6) 転出届の処理に関すること
- (7) 印鑑(台帳等の管理並びに認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に 関することを除く) に関すること
- (8) 埋火葬の許可に関すること
- (9) 火葬場の使用許可に関すること
- (10)死産届の受理に関すること
- (11)住民の実態調査に関すること
- (12)通知カードに関すること
- (13) 個人番号カード(個人番号カードの交付に係るものを除く。) に 関すること
- (14)署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関すること
- (15)介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付(住民基本台帳に関する届出に伴うもの及び戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号から第19号までにおいて同じ)に関すること
- (16) 児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (17) 乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付 に関すること

- (18) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (19)身体障害者手帳の記載事項の変更に関すること
- (20)国民健康保険に関すること
- (21)後期高齢者医療に関すること
- (22)国民年金に関すること
- (23)介護保険に係る申請等の取次ぎに関すること
- (24)第16号及び第17号に掲げるもののほか、児童手当及び子ども 医療費に係る届出等の受付(松ケ江出張所、両谷出張所及び東谷 出張所を除く。次号から第29号までにおいて同じ)に関すること
- (25)乳幼児等医療費、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費に係る医療証の再交付に関すること
- (26)身体障害者手帳等の交付、タクシー運賃助成及び補装具・日常 生活用具の給付等の申請の取次ぎに関すること
- (27) 有料道路通行割引証の交付に関すること
- (28) 訪問給食、あんしん通報システム、すこやか住宅改造助成及び養護老人ホームへの入所措置に係る申請等の取次ぎに関すること
- (29) 高齢者等住宅相談及び高齢者・障害者あんしん法律相談に係る 予約の取次ぎに関すること
- (30)学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること
- (31) 市税及びその他の諸証明に関すること
- (32) 市税、保険料及び税外収入の収納に関すること
- (33)市税の納付書の再交付に関すること
- (34)市税の還付金の支払に関すること
- (35)原動機付自動車等の標識に関すること
- (36)納税貯蓄組合に関する諸届の受付に関すること
- (37)電送処理に関すること

市民課出張所窓口事務取扱件数(令和5年度)

主なものを記載

※窓口取扱い事務のうち、

 $(1) \sim (5) 055$ 便請求 213 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 126 0 6 6 0 0 0 0 4 32 32 257, 257, 翩 90/ 133 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 33 $\frac{2}{3}$ 13 30 102 102 301 住民票 掣 4 屋 国民健康保険 保健福祉等 67, 208 1,515 0 0 950 959959 0 713 932 269 5, 766 886 994 7, 117 327 550 3, 784 239 063 1,927 357 241 381 20, 6 φ, 5 œ, 6 'n, က် その他 375 605 968 1,817 817 666 742 632 343 645 853 1,352 0 389 223 328 952 504 448 697 947 0 380 0 証明 39, 4 17, 7 6 ć, 6, က် က် က် 188 800 419 1,713 254 337 43 588 339 249 647 724 253 650 449 372 527 208 100 281 1,981 0 79 0 1,981 諸証明 (4) 12. က် 075 57,062 016 16, 124 275 943 205 574 060 023 380 038 834 477 628 022 559467 901 住民票の 384, 40, 116, 13, 13, 25, က် 6 က် 20, 16, 10, ς, ó, 3, 72, 35, 15, 住民基本台帳 750 916 392 0 870 314 154 188 826 362 990 674 826 350 258 240 0 382 601 293 109 601 361 621 異動届 5 ć, 5 က် 76, ω. 5 <u>ა</u> ∞, 5, 4 20, 20, 5, 175 24, 748 20, 724 726 0 2, 239 954 024 30, 575 728 732 12, 249 523 599, 123 989 7, 434 292 923 585 13, 368 804 **667** 1,044 2, 311 書付 証成的 . <u>∞</u> 6, <u>ئ</u> φ, 136, ထ် <u>o</u>, <u>ئ</u> 'n, 4 S 306 205 5, 479 218 1,613 4, 118 725 445 日鑑 310 799 140 140 1, 104 922 1, 268 654 233 522 898 0 0 25, 142 41 丑 \square 314 11, 196 900 084 1, 705 217 148 929 4, 124 145 474 457 309 636 623 496 438 657 140 328 98658 051 861 187 証明書 交 付 294. 8, = 2, 24, ъ, 3, 6 တ် 136, 30, 28, 30, 20, 6, 4 44, 0 218 523 322 673 052 052 0 338 704 9 664 554 4, 184 149 835 965 895 454 0 473 97 531 Ξ 5 4, က 4 5, 0, 6 φ, 12, 6 က 48. Щ 313 33, 419 815 913 694 3,018 71,664 314 989 396 37, 046 276 10, 122 963350 353 3, 124 220 257, 126 594 64, 778 511 700 501 $(1) \sim (5)$ 総数 114, (44, 1,084 175, 85. 42. 48, 48, 107, 29, . ت ó 42, 29, 区政事務センタ 松ヶ江出張所 上津役出張所 八幡南出張所 大里出張所 曽根出張所 両谷出張所 東谷出張所 行政区 島郷出張] 折尾出張] サー アメコ 八魯田区 小倉行政 サービス: 小倉南区 市民課 北九州市 小倉北区 市民課 八楹東区 二 十 元 明 市民課 市民課 黒崎行政 門司区 若松冈 回留図

資料:総務市民局市民部区政推進課

戸籍届出件数(令和5年度)

行政区	総数	出生	認知	婚 姻	離婚	死 亡	養子縁組	養子離縁		法77条の2 法75条の2	入 籍	転 籍
北九州市	48, 523	8, 157	222	9, 358	2, 834	18, 302	783	331	20	1, 308	1, 977	3, 641
門司区	5, 109	661	19	917	265	2, 311	62	20	1	127	197	381
小倉北区	10, 052	1, 713	59	2, 022	631	3, 584	164	87	8	277	450	696
小倉南区	9, 338	1, 836	47	1, 820	616	3, 005	166	81	4	292	434	724
若 松 区	4, 218	733	16	849	225	1, 603	69	18	2	106	154	315
八幡東区	4, 184	481	18	742	193	2, 037	71	25	1	83	115	279
八幡西区	12, 149	2, 145	50	2, 315	719	4, 351	204	87	4	354	525	998
戸畑区	3, 473	588	13	693	185	1, 411	47	13	0	69	102	248

行政区	失 跷	宗 後	复 氏	姻 族 係 了	相続人廃除	分 籍	帰(旧	ゴ 取	籍得	国喪	籍失	国選	籍択	国留	籍保	外国喪	国籍失	親権後見監督	不受理 申出
北九州市	26	i	23	33	0	270	63	1	1		20		13		45		0	99	277
門司区	2		5	3	0	19	2		0		5		0		3		0	5	23
小倉北区	4		8	9	0	70	24		1		3		4		10		0	20	58
小倉南区	7		2	9	0	44	15		0		2		3		10		0	25	71
若 松 区	8		2	4	0	18	1		0		5		1		3		0	3	24
八幡東区	2		2	1	0	27	1		0		1		0		3		0	10	18
八幡西区	2		4	6	0	75	20		0		2		1		13		0	29	68
戸畑区	1		0	1	0	17	C)	0		2		4		3		0	7	15

		氏	の変	更						訂正	E •]	更正				
行政区	法 107 条 1 項			法 107 条 4 項	計	名 の変 更	就籍	市町村長職権	法 24 条 2 項	法 113 条 等	法 116 条	続 柄 の 記載更正 (嘱託)	続柄の記載更正 (申出)	計	追完	その他
北九州市	117	13	3	0	133	48	0	395	36	14	12	13	11	481	11	47
門司区	12	3	0	0	15	3	0	45	6	0	1	0	3	55	2	6
小倉北区	13	4	1	0	18	13	0	74	18	10	3	4	1	110	1	8
小倉南区	28	0	2	0	30	7	0	70	3	1	1	2	3	80	3	5
若 松 区	12	1	0	0	13	3	0	33	0	1	1	1	3	39	1	3
八幡東区	10	1	0	0	11	4	0	44	6	0	0	1	0	51	1	7
八幡西区	39	2	0	0	41	16	0	92	2	0	5	5	1	105	3	12
戸畑区	3	2	0	0	5	2	0	37	1	2	1	0	0	41	0	6

資料:総務市民局市民部区政推進課

外国人住民登録者数国籍別集計表(令和6年3月31日現在)

当人								
60 31	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
<u>総</u> 計 アイルランド	15,724	1,175	5,068	1,986	1,625	1,201	3,838	831
アゼルバイジャン	1	0	0	0	0	0	0	1
アフガニスタン	8	1	0		0	0	7	(
アルジェリア アルゼンチン	3 2	0	0 2	1 0	1 0	0	0	1 0
イスラエル	2	0	1	0	0	0	0	1
イタリア	8	3	0	1	0	0	2	2
イラン	6	0	1	0	0	0	5	
インド インドネシア	76 858	42	15 125	9 135	8 174	3 76	25 263	12 43
ウガンダ	3	0	0	1	1	0	0	1
ウクライナ	11	1	0	2	1	1	5	1
ウズベキスタン エクアドル	5	1 1	0	3	1 0	0	0	0
エジプト	3	0	0	0	0	0	2	1
エチオピア	5	0	0	0	0	0	4	1
オランダ	5	1	0	0	0	0	1	3
オーストラリア オーストリア	19	2	8 2	2 0	0	1 0	6 0	(
カザフスタン	1	0	0	0	0	0	1	(
カナダ	37	2	11	4	6	1	9	4
カメルーン	2	1	0	0	1	0	0	(
カンボジア ガーナ	59 1	5 0	10 0	13	7 0	8	15 1	1
ギリシャ	4	3	1	0	0	0	0	0
クロアチア	1	0	0	0	0	0	1	0
グアテマラ	3	0	1	0	1	0	0	1
ケニア コスタリカ	8	0	0	1	0	0	7	0
コンゴ民主共和国	2	0	0	0	0	0	2	0
サウジアラビア	1	0	0	0	0	0	1	0
サモア	2	0	0	0	0	0	0	2
シリア シンガポール	18 10	0	0	0	17 2	0	1 4	0
ジャマイカ	5	0	0	0	1	0	4	0
ジンバブエ	1	0	0	1	0	0	0	(
スイス スウェーデン	2 4	0	1 1	0	0	0	1	0
スペイン	6	0	3	1	0	0	2	0
スリランカ	108	16	30	15	6	6	33	2
スロバキア	2	0	0	0	1	1	0	0
スーダン	1	0	0	0	0	0	0	1
セネガル セルビア	4	0	0	0	0	0	3	0
タイ	139	7	38	17	5	26	41	5
タンザニア	1	0	0	0	0	1	0	0
チェコ チュニジア	2 4	1 0	1 0	0 2	0	0	0	0
トリニダード・トバゴ	1	0	0	0	0	0	0	1
トルコ	13	2	2	2	3	0	2	2
トンガ	2	0	0	0	1	0	1	0
ドイツ	12	0	0	2 0	1 0	0	4 1	3
ナイジェリア	20	0	10	1	1	0	6	2
ニュージーランド	9	0	3		0	0	4	0
ネパール	1,787	119	792	75	49	347	345	60
ノルウェー ハンガリー	2	0	0	0	0	0	0	0
バングラデシュ	33	0	2	4	3	0	23	1
パキスタン	23	6	1	3	5	6	1	1
パラグアイ パレスチナ	2	1	0		0	0	0	1
フィジー	1	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	797	70	190	154	58	72	237	16
フィンランド	3	0	1	0	0	1	1	0
フランス プラジル	43	1	22 7	8 7	3	1	2	6
プラジル ブルガリア	32	0	0	0	1	3	8	5
ブルキナファソ	1	0	0	0	0	0	1	0
プータン	1	1	0	0	0	0	0	0
ベトナム ベネズエラ	2,935	165 0	1,093	420	382	178	566	131
ベネスエフ	3	0	2	0	0	0	2	(
ベルギー	4	0	2	0	0	0	2	(
ペルー	6	2	0	2	0	0	2	(
オンジュラス	2	0	0	0	0	0	0	2
ボリビア ポルトガル	1 18	0	0	0	0	0	0	17
ポーランド	5	1	1	1	0	1	1	(
マラウイ	1	0	0	0	0	0	1	0
マレーシア	43 410	1 52	8 103	4 78	5 25	2	19 105	<u>4</u>
ミャンマー メキシコ	410 19	52 2	103	78	35 0	29	105	
モザンビーク	2	0	0	2	0	0	0	(
モルドバ	1	0	1	0	0	0	0	
モロッコ モンゴル	3	0	0	0	0	0	26	1
モンコル ラオス	80 5	1 0	30	6	6	3	26 0	
リトアニア	1	0	0	1	0	0	0	(
ルーマニア	3	1	0	0	0	0	1	
ロシア	28	3	8	9	3	1	2	2
中国南アフリカ共和国	2,988	199	818 2	302	529 0	121	921	98
南スーダン共和国	1	0	0	0	0	0	0	
台湾	149	11	57	14	13	5	40	9
朝鮮又は韓国	4,532	423	1,567	614	282	295	1,008	343
米国	150 83	14 5	49 30	32 22	5 4	5 5	38 11	7 6
央国					. 4	J	11	
英国 なし 無国籍	5	0	4 0		0	0	0	0

資料:総務市民局市民部区政推進課

^{※『}なし』欄は、出生等に伴う戸籍にかかる手続きが未了の者の人数。

^{※『}無国籍』欄は、国籍を有していない者の人数。

市民課業務にかかる事務改善経過

市民課業務に	たかかる事務改善経過
昭和 43 年 7 月	印鑑証明制度の間接証明方式を実施(切替え S44.6.30 まで) ・印鑑登録している人に印鑑登録済証明書(印鑑手帳)を発行することにより、肉眼による印影等の照合方式をやめ、また、証明書のコピー 化により、事務処理の正確化及びスピード化を図るもの
43 年 9 月	コピー機の導入(各区市民課) ・印鑑証明書作成にかかる証明時間短縮化による市民サービスの向上と証明書の鮮明化を図るもの
44年5月	自動認証器の導入(門司、小倉、若松、八幡区市民課及び黒崎出張所) ・事務処理のスピード化を図るもの
44年7月	ベルトコンベアー及びエアーシュータの導入 (八幡区市民課)、以後各区に導入 ・事務処理のスピード化による市民の待ち時間の短縮及び職員の疲労軽減を図るもの
45年5月	レジスターの導入(各区市民課及び出張所) ・手数料収納事務のスピード化と窓口の混雑緩和、証明用紙交付の正確化を図るもの
45 年 10 月	電動保管庫の導入(小倉区市民課)、以後各区に導入 ・事務室の効率的スペースの確保とベルトコンベアー装置の効率的稼働による事務処理のスピード化を図るもの FAX 機の導入(香月出張所と木屋瀬出張所間) ・香月及び木屋瀬出張所の所管区域にまたがって住宅地が開発されたため、所管区域からくる市民の不便を解消することと、将来の台帳集中管理のテストケースとするもの 戸籍、住民票等の電話予約制度を実施(着信専用電話 17 台設置) ・市民の申請を電話によって受付し、市民が窓口に来た時に事前に作成しておいた証明書等を交付することにより、窓口の混雑緩和と市民の待ち時間の短縮を図るもの
45 年 12 月	総合窓口を設置(門司、八幡区市民課)、以後若松区、戸畑区設置 ・市民に直接関係のある国保年金、税関係の一部の窓口を1階の市民課に集め、市民課に総合窓口としての機能を持たせ、市民サービスの向上を図るもの
49 年 4 月	行政区再編成(5 区→ 7 区)を機に、区役所総合窓口制度を実施し、併せて記載指導所を設置 出張所の台帳を市民課に集中保管し、FAX 機を区役所出張所間に導入
52 年 10 月	認証複合器の導入(小倉北区市民課)、以後各区に導入 ・証明書の認証文、認証日、区長名、公印、割印を同時にすることにより、事務処理のスピード化を図るもの
平成元年 10 月	【住民基本台帳事務電算化】 住民票の写し及び住民票記載事項証明の他区分交付を実施
3年1月	【印鑑登録証明事務電算化】【印鑑登録証明書の磁気カード化】 印鑑登録証明書の他区分交付を実施
3年3月	各区市民課及び出張所間をデジタル 4 回線に切り替え、G4FAX 機を導入
5年5月	ランダム式番号表示装置の導入(小倉南区市民課)、以後各区及び曽根、折尾出張所に導入
6年10月	住民記録バックアップシステム完成 (ホストコンピュータの障害時対策)
7年6月	戸籍謄抄本等の他区分交付を実施(FAX 機利用)
8年6月	【外国人登録事務電算化】 外国人登録済証明書の他区分交付を実施
8年11月	住民異動の区間異動届の簡素化を実施 ・区間で異動(引越し)の際、異動の届出を新住所地の区役所のみとすることで、市民サービスの向上を図るもの
10年4月	各区市民課の証明書発行業務の嘱託化を実施
10年10月	区間異動時の印鑑登録自動移管を実施
10年11月	行政サービスコーナーを設置 (小倉、黒崎) ・年末年始を除く毎日午後7時まで、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行い、市民サービスの向上を図るもの
11年7月	住民票の写しの交付請求書等の申請書類について押印義務付けを廃止 (署名又は記名押印の選択制)
12年8月	各区市民課の端末機による住民異動及び印鑑登録に関する入出力業務の委託化を実施
13年1月	証明書自動交付機を各区役所及び曽根、折尾出張所に設置 ・祝日と年末年始を除く毎日午前8時半から午後7時まで住民票と印鑑証明書の交付ができるようにし、市民サービスの向上を図るもの
14年8月	住民基本台帳ネットワークシステム 1 次稼働
15年6月	郵便局窓口における行政サービスの開始〔若松高須(若松区〕、八幡南(八幡西区)〕

	T
15 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム 2 次稼働
16年1月	公的個人認証サービス稼働
17年6月	【戸籍事務電算化】(小倉北・小倉南・若松・戸畑区)
17年12月	【戸籍事務電算化】(門司・八幡東・八幡西)
18年2月	除籍・改製原戸籍謄抄本等の他区分交付を実施
18年7月	住民票の写しなどの証明書交付時の本人確認開始
19年5月	印鑑登録証明書から性別欄を削除
21年4月	住民基本台帳カード券面偽変造対策実施
21年6月	住民基本台帳カード交付手数料無料化実施 (平成 22 年度末まで)
22 年 8 月	【住民記録システム (世帯票から個人票に)・外国人登録システム・印鑑登録システム再編】
22年10月	小倉北区市民課で窓口ワンストップサービスを先行実施、併せてフロアマネージャーを導入(小倉北区のみ)
23 年 10 月	全区で窓口ワンストップサービス実施 区政事務センター新設、郵便請求受付等業務開始
24年7月	外国人登録事務の廃止、外国人も住民票へ記載(住民基本台帳法及び入管法改正)
25 年 7 月	外国人にも住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び住民基本台帳カードの交付を開始
27年9月	本人通知制度を開始
27年10月	個人番号の指定開始
28年1月	個人番号カードの交付開始
29 年 5 月	証明書コンビニ交付開始
29年6月	証明書自動交付機を廃止
令和元年9月	小倉行政サービスコーナーを移転
元年 11 月	住民票への旧氏記載開始
2年1月	マイナンバーカードの休日開庁開始
2年5月	マイナンバーカードのコンビニ交付手数料減額開始(~令和5年3月31日まで)
3年2月	マイナンバーカードサテライトコーナーを設置 ・平日夜間や毎週土日のマイナンバーカードの申請や受取を可能とし、マイナンバーカードのさらなる普及と区役所窓口の混雑緩和を 図るもの
3年5月	証明書コンビニ交付において戸籍証明書の取扱いを開始
4年1月	戸籍の附票の記載事項変更
4年9月	マイナンバーカードサテライトコーナーを増設 (八幡西区)
5年2月	マイナンバーカードを使ったオンライン転出の運用開始
5年3月	各区役所市民課でキャッシュレス決済の運用開始
5年4月	マイナンバーカードのコンビニ交付手数料の減免期間延長 (~令和6年3月31日まで)
6年3月	戸籍証明書等の広域交付開始
6年3月	マイナンバーカードサテライトコーナーを閉所 (八幡西区)
6年4月	マイナンバーカードのコンビニ交付手数料の減免期間延長 (~令和7年3月31日まで)

資料:総務市民局市民部区政推進課

戸籍·住民基本台帳登録人口(令和6年3月31日現在)

存取区	住民登録	住	民基本台帳登録人	Д	本籍数	大 鎔 / □
行政区	世帯数	総数	男	女	本籍数	本籍人口
北九州市	484, 421	916, 003	434, 709	481, 294	410, 096	941, 771
門司区	48, 802	91, 735	42, 403	49, 332	52, 163	115, 328
小倉北区	103, 062	177, 097	83, 667	93, 430	77, 903	172, 995
小倉南区	103, 381	204, 612	97, 878	106, 734	71, 418	173, 074
若 松 区	40, 166	79, 481	38, 233	41, 248	38, 475	88, 923
八幡東区	34, 410	62, 852	29, 761	33, 091	41, 812	89, 956
八幡西区	125, 157	245, 420	116, 504	128, 916	98, 727	234, 867
戸畑区	29, 443	54, 806	26, 263	28, 543	29, 598	66, 628

資料:総務市民局市民部区政推進課

地目別課税地面積(令和6年1月1日現在)

(単位:km²)

行政区	総面積		宅	地		農	地	山林	原野	池沼	雑種地
11以区	松川惧	商業地	工業地	住宅地	その他	田	畑	ШТ	原 到	他伯	雅性地
北九州市	227. 044	5. 831	38. 939	69. 809	5. 579	19. 679	8. 628	41. 018	15. 978	0. 811	20. 772
門司区	24. 920	0.449	4. 224	6. 728	1. 157	2. 794	0.879	5. 511	0.855	0.015	2.308
小倉北区	19. 258	2.079	4. 695	9. 481	0. 022	0.005	0. 246	1. 259	0. 255	0.000	1. 216
小倉南区	70. 425	0.480	1.890	16.871	2. 679	11. 052	1. 977	16. 359	12. 286	0. 034	6. 797
若 松 区	43. 383	0. 227	12. 287	7. 420	1. 404	3. 162	4. 308	8. 287	1. 589	0.008	4. 691
八幡東区	15. 498	0.887	3. 574	4. 755	0. 082	0. 248	0. 213	3. 154	0. 621	0. 493	1. 471
八幡西区	41. 449	1. 450	4.068	21. 366	0. 235	2. 418	0. 975	6. 327	0. 372	0. 261	3. 977
戸畑区	12. 111	0. 259	8. 201	3. 188	0.000	0.000	0.030	0. 121	0.000	0.000	0.312

資料:財政·変革局税務部固定資産税課

(注1) 法定免税点以上。

(注2) 雑種地に牧場、鉱泉地を含む。

市税収入状況(令和4年度決算)

年 東	調	定	収	入	収 入 率	藍 (%)
行 政 区	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額	件数
北九州市	182, 636, 644	2, 859, 642	179, 669, 924	2, 727, 270	98. 4%	95. 4%
本庁	61, 319, 043	360, 760	61, 193, 561	355, 146	99. 8%	98.4%
門司区	11, 209, 073	283, 141	10, 920, 980	269, 244	97. 4%	95.1%
小倉北区	30, 800, 703	466, 387	30, 015, 283	431, 803	97. 4%	92.6%
小倉南区	18, 447, 884	537, 032	17, 904, 034	511, 547	97. 1%	95.3%
若 松 区	13, 948, 217	232, 650	13, 795, 561	223, 499	98. 9%	96. 1%
八幡東区	8, 595, 852	184, 569	8, 456, 796	174, 796	98. 4%	94.7%
八幡西区	24, 990, 077	651, 346	24, 218, 122	623, 388	96. 9%	95.7%
戸畑区	13, 325, 795	143, 757	13, 165, 587	137, 847	98. 8%	95. 9%

資料:財政·変革局税務部税制課

市税税目別収入状況(令和4年度決算)

市税税目	市税税目別収入状況(令和4年度決算)	况 (令和 4	: 年度決算	(;)	(単位:千円)
行政区	総額	市民税	角	从	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	都市計画税	環境未来稅	宿泊税
			く旦	くな										
北九州市	179, 669, 924	76, 349, 444	179, 669, 924 76, 349, 444 64, 630, 144 11, 719, 300 72, 335, 150	11, 719, 300	72, 335, 150	2, 229, 270	7, 535, 099	26, 363	4, 687	15, 065		7, 293, 201 12, 404, 889 1, 146, 649	1, 146, 649	330, 107
\ ₩	61, 193, 561	50, 445, 384	50, 445, 384	I	1, 584, 479	110, 415	7, 535, 099	26, 363	I	15, 065	I	I	1, 146, 649	330, 107
# <u></u>	118, 476, 363		25, 904, 060 14, 184, 760 11, 719, 300	11, 719, 300	70, 750, 671	2, 118, 855	I	I	4, 687	I	7, 293, 201	7, 293, 201 12, 404, 889	I	I
周司区	10, 920, 980	2, 169, 049	1, 315, 988	853, 061	6, 825, 431	218, 169	I	I	0	I	608, 361	1, 099, 970	I	I
小倉北区	30, 015, 283	7, 891, 188	3, 174, 420	4, 716, 768	16, 880, 775	338, 128	I	I	0	I	1, 704, 541	3, 200, 651	I	I
小倉南区	17, 904, 034	4, 030, 465	2, 868, 079	1, 162, 386	10, 857, 399	498, 485	I	I	4, 687	I	420, 598	2, 092, 400	I	l
松 区	13, 795, 561	2, 499, 210	1,061,219	1, 437, 991	8, 693, 879	216,827	I	I	0	I	1, 137, 065	1, 248, 580	I	I
八幡東区	8, 456, 796	2,015,651	1,029,817	985, 834	4, 782, 492	130, 261	I	I	0	I	631, 789	896, 603	I	I
八幡西区	24, 218, 122	5, 799, 567	3,871,322	1, 928, 245	13, 627, 243	602, 331	I	I	0	I	1, 324, 940	2, 864, 041	I	I
回番区	13, 165, 587	1, 498, 930	863, 915	635, 015	9, 083, 452	114,654	I	I	0	I	1, 465, 907	1,002,644	I	I
香料· 即	一一・変革局	音科:財政・変革局税務部税制課	獣											

貸料:財政・変革局税務部税制課 (注1) 市民税の本庁分は、個人市民税の特別徴収にかかるもの。 (注2) 固定資産税の本庁分は、国有資産等所在市町村交付金。 (注3) 軽自動車税の本庁分は、環境性能割にかかるもの。

拠出年金被保険者異動状況(令和5年度)

			増	加				減 少		44.441
行政区		取	得		転入	計	喪失	転出	計	増減 (A)-(B)
	第1号	任意	第3号	小計	#4/ \	(A)	天人	松田	(B)	() (-)
北九州市	35, 996	524	5, 821	42, 341	7, 712	50, 053	45, 243	8, 665	53, 908	△ 3,855
門司区	3, 434	57	493	3, 984	514	4, 498	4, 177	717	4, 894	△ 396
小倉北区	8, 124	103	1, 231	9, 458	2, 177	11,635	10, 207	2, 147	12, 354	△ 719
小倉南区	8, 004	111	1, 425	9, 540	1,622	11, 162	10, 129	1, 928	12, 057	△ 895
若松区	2, 743	34	495	3, 272	609	3, 881	3, 476	684	4, 160	△ 279
八幡東区	2, 397	34	328	2,759	529	3, 288	2, 698	592	3, 290	\triangle 2
八幡西区	9, 363	156	1,532	11, 051	1, 780	12, 831	12, 051	2, 049	14, 100	△ 1,269
戸畑区	1, 931	29	317	2, 277	481	2, 758	2, 505	548	3, 053	△ 295

資料:保健福祉局長寿推進部保険年金課

国民年金・国民健康保険加入状況 (令和6年3月31日)

		国民	年金				国民健	康保険		
行政区		被保険	6者数			世帯数			被保険者数	
	第1号	任意	第3号	計	全市	国保加入	加入率	全市	国保加入	加入率
北九州市	100, 445	1, 267	50, 857	152, 569	437, 816	119, 948	27. 40%	909, 579	171, 231	18. 83%
門司区	8, 810	116	4, 436	13, 362	42, 391	12, 512	29. 52%	88, 926	17, 715	19. 92%
小倉北区	22, 664	234	9, 040	31, 938	96, 999	25, 729	26. 53%	179, 005	35, 753	19. 97%
小倉南区	22, 637	281	12, 441	35, 359	92, 362	25, 403	27. 50%	203, 519	37, 220	18. 29%
若 松 区	8, 077	126	4, 416	12, 619	34, 152	10, 212	29. 90%	77, 854	14, 836	19.06%
八幡東区	6, 370	89	3, 082	9, 541	30, 075	8, 363	27.81%	62, 083	11, 510	18. 54%
八幡西区	26, 143	340	14, 415	40, 898	113, 944	30, 999	27. 21%	243, 017	44, 693	18. 39%
戸畑区	5, 744	81	3, 027	8, 852	27, 893	6, 730	24. 13%	55, 175	9, 504	17. 23%

資料:保健福祉局長寿推進部保険年金課

国民年金給付状況-受給権者数-(令和6年3月31日現在)

			执	L E	出 #	削						無拠	出制		
行政区	老齢・	障害	母子	寡婦		基礎年金		計	老	輸	障	害	遺	族	計
	通算	平 古	17-1	新州	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	ÞΙ	福	祉	基	礎	基	礎	ÞΙ
北九州市	2, 671	173	0	67	271, 241	9, 702	1, 555	285, 409		0	10,	647		0	10, 647
門司区	339	21	0	4	32, 465	958	125	33, 912		0	1,	076		0	1, 076
小倉北区	596	47	0	9	48, 157	2, 069	284	51, 162		0	2,	191		0	2, 191
小倉南区	463	41	0	12	56, 880	2, 100	359	59, 855		0	2,	393		0	2, 393
若松区	310	12	0	9	25, 106	852	169	26, 458		0		914		0	914
八幡東区	229	7	0	5	21, 035	652	89	22, 017		0		753		0	753
八幡西区	551	32	0	23	70, 883	2, 487	440	74, 416		0	2,	611		0	2, 611
戸畑区	183	13	0	5	16, 715	584	89	17, 589		0		709		0	709

資料:保健福祉局長寿推進部保険年金課

国民健康保険被保険者異動状況(令和5年度)

			埠	自 力	1					海	或 少	l>			増減
行政区	出生	転入	他保 離脱	生保 廃止	後期 離脱	その他	計 (A)	死亡	転出	他保 加入	生保 開始	後期 加入	その他	計 (B)	(Y) – (B)
北九州市	542	9, 036	25, 394	598	22	4, 465	40, 057	1, 287	7, 604	20, 957	1, 323	12, 629	4, 598	48, 398	Δ 8, 341
門司区	32	520	2, 487	37	2	460	3, 538	143	463	1, 885	133	1, 581	392	4, 597	△ 1,059
小倉北区	149	2, 803	5, 107	209	4	899	9, 171	268	2, 275	4, 581	406	2, 144	934	10, 608	△ 1,437
小倉南区	140	1, 494	5, 969	95	8	1,096	8,802	282	1, 337	5, 003	247	2,672	1, 113	10, 654	△ 1,852
若 松 区	39	707	2,024	32	2	393	3, 197	122	666	1, 568	72	1, 234	430	4, 092	△ 895
八幡東区	25	838	1,684	53	1	270	2,871	101	571	1, 226	79	948	277	3, 202	△ 331
八幡西区	136	2, 150	6, 673	147	4	1, 105	10, 215	297	1, 874	5, 540	304	3, 266	1, 193	12, 474	△ 2, 259
戸畑区	21	524	1, 450	25	1	242	2, 263	74	418	1, 154	82	784	259	2, 771	△ 508

資料:保健福祉局長寿推進部保険年金課

生活保護の状況(令和6年4月分)

存 业区	保護	保護人員	保護率		扶」	助別	录 護 人	、員	
行政区	世帯数	休碳八貝	‰	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
北九州市	18, 079	21, 908	23. 91	19, 212	18, 088	913	5, 068	19, 851	439
門司区	1, 581	1,922	21. 40	1, 657	1, 473	74	438	1, 733	24
小倉北区	6, 200	7, 425	41. 24	6, 555	6, 319	279	1, 598	6, 788	154
小倉南区	2,806	3, 469	16. 92	3, 055	2, 785	162	845	3, 165	63
若 松 区	1,011	1, 239	15. 79	1,060	972	61	278	1, 117	22
八幡東区	1, 367	1,627	25. 98	1, 405	1, 305	72	416	1, 468	24
八幡西区	3, 942	4, 846	19.81	4, 296	4, 123	226	1, 084	4, 352	130
戸畑区	1, 172	1, 380	24. 77	1, 184	1, 111	39	409	1, 228	22

資料:保健福祉局地域共生社会推進部保護課

福祉医療・手当等の受給状況(令和6年3月31日現在)

行政区	児童手当 受給者数	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	子ども医療 受給者数	重度障害者 医療受給者数	ひとり親家庭等 医療受給者数
北九州市	59, 164	44, 017	12, 385	11, 898	125, 077	20, 761	19, 820
門 司 区	5, 337	5, 142	1, 200	1, 053	11, 293	2, 362	1,945
小倉北区	10, 797	8, 470	2, 509	2, 925	21, 677	3, 601	3, 873
小倉南区	14, 511	8, 766	2, 628	2, 560	30, 534	4, 529	4, 542
若 松 区	5, 143	3, 941	1, 112	930	11, 394	1, 976	1, 639
八幡東区	3, 563	3, 507	832	763	7, 955	1, 581	1, 144
八幡西区	16, 440	11, 369	3, 310	3, 017	35, 165	5, 409	5, 626
戸畑区	3, 373	2, 822	794	650	7, 059	1, 303	1, 051

資料:保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課、障害者支援課、保健福祉局保健所精神保健福祉センター、 子ども家庭局子育て支援部子育て支援課

法律人権相談件数(令和5年度)

行政区	総数	金銭	土地	家屋	親族	人権	その他
北九州市	1, 156	212	199	93	438	77	137
門司区	127	23	24	10	44	11	15
小倉北区	178	38	19	11	73	12	25
小倉南区	196	28	38	16	78	14	22
若 松 区	131	29	23	15	49	4	11
八幡東区	134	17	32	12	41	7	25
八幡西区	260	55	40	20	101	17	27
戸畑区	130	22	23	9	52	12	12

資料:総務市民局市民部広聴課

「市民のこえ」取扱件数 (令和5年度)

北九州市	本庁	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
3, 218	3, 068	46	0	4	29	8	57	6

資料:総務市民局市民部広聴課

- (注1) 広聴課及び各区総務企画課・出張所に寄せられた市民からの提案、要望等のうち、 回答や対応、情報共有等が必要なものを「市民のこえ」として取り扱っているもの。
- (注2) 市政に関する手続きやイベント、施設等に関する問い合せは北九州市コールセンターで対応。 電話は8時30分~20時まで、電子メール・FAXは24時間受付。 令和5年度の取扱件数は、32,251件(電話の応答件数にメール、FAXの処理件数を加えたもの)。

市民の市政に対する評価(以前に比べてよくなっているもの)上位10位

実査期間 令和5年5月15日~6月15日

順位	北九州市全体	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1		防犯、暴力 追放運動の 推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	子育て支援 の推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	医療・衛生 管理体制の 充実	防犯、暴力 追放運動の 推進	防犯、暴力 追放運動の 推進
2	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	ごみの適正 処理とリサイ クル	ごみの適正 処理とリサイ クル	医療・衛生 管理体制の 充実	子育て支援の推進
3	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	子育て支援 の推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	子育て支援 の推進	医療・衛生 管理体制の 充実
4	ごみの適正 処理とリサイ クル	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	ごみの適正 処理とリサイ クル	医療・衛生 管理体制の 充実	子育て支援 の推進	ごみの適正 処理とリサイ クル	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進
5	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	ごみの適正 処理とリサイ クル	ごみの適正 処理とリサイ クル	健康づくりの推進	健康づくりの推進	健康づくりの推進	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	ごみの適正 処理とリサイ クル
1 h	健康づくりの推進	健康づくりの推進	健康づくりの推進	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	市役所の窓 ロサービス の向上	都市景観の 整備	健康づくりの推進	健康づくりの推進
7	身近な生活 道路の整備	市役所の窓 ロサービス の向上	身近な生活 道路の整備	交通・物流 機能の強化		高齢社会対 策の推進	市役所の窓 ロサービス の向上	道路・交通 ネットワーク の整備
8	市役所の窓 ロサービス の向上	交通・物流 機能の強化	都市景観の 整備	身近な生活 道路の整備	学術の振興	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	身近な生活 道路の整備	
1 4	都市景観の 整備	スポーツの 振興	大気・騒音・ 水質などの 環境保全	スポーツの 振興	大気・騒音・ 水質などの 環境保全	道路・交通 ネットワーク の整備	道路・交通 ネットワーク の整備	大気・騒音・ 水質などの 環境保全
10	大気・騒音・ 水質などの 環境保全	学校教育の 充実	市役所の窓 ロサービス の向上	都市景観の 整備	身近な生活 道路の整備		大気・騒音・ 水質などの 環境保全	都市景観の整備

資料:総務市民局市民部広聴課

市民の市政に対する要望(今後、もっと力を入れてほしいもの)上位10位

実査期間 令和5年5月15日~6月15日

順位	北九州市全体	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1	高齢社会対 策の推進	高齢社会対 策の推進	高齢社会対 策の推進	高齢社会対 策の推進	高齢社会対 策の推進	子育て支援 の推進	高齢社会対 策の推進	子育て支援 の推進
2	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	産業の振興	高齢社会対 策の推進	子育て支援 の推進	高齢社会対 策の推進
3	産業の振興	産業の振興	産業の振興	産業の振興	子育て支援 の推進	産業の振興	産業の振興	産業の振興
4	学校教育の 充実	学校教育の 充実	学校教育の 充実	学校教育の 充実	学校教育の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	学校教育の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実
5	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	身近な生活 道路の整備	医療・衛生 管理体制の 充実	学校教育の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進
6	身近な生活道路の整備	交通・物流 機能の強化	身近な生活道路の整備	医療・衛生 管理体制の 充実	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	身近な生活 道路の整備	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	住宅供給の 促進・快適 な住環境の 整備
7		市街地の整 備・再開発	市街地の整 備・再開発	市街地の整 備・再開発	地球温暖化 対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	市街地の整 備・再開発	地球温暖化 対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	市街地の整 備・再開発
8	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	駐車対策	ワーク・ライ フ・バランス の推進	交通・物流 機能の強化	ごみの適正 処理とリサイ クル	道路・交通 ネットワーク の整備	市街地の整 備・再開発	市役所の窓口サービスの向上
9	公園の整備 など、緑の まちづくりの 推進	ワーク・ライ フ・バランス の推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	道路・交通 ネットワーク の整備	道路・交通 ネットワーク の整備	住宅供給の 促進・快適 な住環境の 整備	身近な生活 道路の整備	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進
10	道路・交通 ネットワーク の整備	市役所の窓 ロサービス の向上		防犯、暴力 追放運動の 推進	障害者支援 の推進	市役所の窓 ロサービス の向上	駐車対策	防犯、暴力 追放運動の 推進

資料:総務市民局市民部広聴課

住居表示事業の実施状況(令和6年6月1日現在)

行政区	市域面積 kuil	実施済 面 積 k㎡	町数	街区数	全世帯数	実施済 世帯数
北九州市	492. 50	179. 66	1, 445	21, 536	484, 421	469, 375
門司区	73. 66	18. 65	173	2, 283	48, 802	44, 587
小倉北区	39. 23	24. 40	221	3, 067	103, 062	102, 871
小倉南区	171. 51	43. 91	316	5, 231	103, 381	98, 357
若 松 区	72. 10	17. 71	131	1, 957	40, 166	36, 868
八幡東区	36. 26	14. 79	124	1, 614	34, 410	34, 053
八幡西区	83. 13	51. 34	395	6, 389	125, 157	123, 196
戸畑区	16. 61	8.86	85	995	29, 443	29, 443

資料:総務市民局市民部区政推進課

- (注1) 全世帯数は、令和6年3月31日現在の住民登録世帯数。 (注2) 市域の面積は、令和6年1月1日現在の国土地理院公表面積。
- (注3) 国土地理院公表面積は、各面積毎に小数第三位を四捨五入するため、面積の合計が一致しない場合がある。

選挙人名簿登録者数(令和6年6月1日現在)

行政区		登録者数		投票区数	市議会
11以凸	総数	男	女		議員定数
北九州市	773, 013	361, 367	411, 646	238	57
門司区	78, 799	35, 780	43, 019	32	6
小倉北区	149, 938	69, 877	80, 061	44	11
小倉南区	171, 967	81, 126	90, 841	45	12
若 松 区	66, 099	31, 119	34, 980	26	5
八幡東区	53, 496	24, 919	28, 577	25	4
八幡西区	205, 889	96, 321	109, 568	52	15
戸畑区	46, 825	22, 225	24, 600	14	4

資料:行政委員会事務局選挙課

自治組織の現況(令和6年4月1日現在)

行政区		自治組織の名	呂称・組織数	
北九州市	7	205 (1)	2, 727 (65)	20, 392 (383)
門司区	自治総連合会	校区自治連合会	町内会	班
	1	21	586 (4)	3,548(22)
小倉北区	自治総連合会	校区自治連合会	町内会	組
	1	25	546(17)	4,061(127)
小倉南区	自治総連合会	校区自治連合会	町内自治会	組
	1	26	335(9)	3,351 (48)
若松区	自治総連合会 1	_	区自治会 46	組 1,159
八幡東区	自治総連合会	自治区会	町会	組
	1	25	349 (8)	2,123 (31)
八幡西区	自治総連合会	自治区会	町会	組
	1	91 (1)	685 (27)	4,812(155)
戸畑区	自治総連合会	地区自治会	自治委員協議会	自治区
	1	17	180	1,338

資料:総務市民局地域・人づくり部地域振興課 ()は、連合会未加入の自治組織数で外数。

令和6年度市政連絡事務委託項目

- 1 市政だよりの配布
- 2 市議会だよりの配布
- 3 緊急時の伝染病の予防接種等の実施に関する文書の配布
- 4 選挙に関する文書の配布
- 5 市が行う住民基本台帳の整備のための随時調査の通報等の協力に関すること
- 6 その他緊急に市民に周知する必要のある文書の配布

自動車臨時運行許可件数 (令和5年度)

(単位:件)

行政区	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
許可件数	3, 663	532	477	906	379	264	798	307

資料:総務市民局市民部区政推進課

区别·年別交通事故発生状況(令和 5 年 12 月末現在)

(単位:件、人)

区	分	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
	令和元年	5, 542	464	1, 398	1,093	370	378	1, 483	356
	2年	4, 450	345	1, 177	885	313	322	1, 193	215
発生件数	3年	4, 074	366	1,025	887	300	302	974	220
	4年	3,949	311	1, 108	856	275	288	899	212
	5年	3, 910	310	1,082	789	262	296	931	240
	令和元年	19	3	3	3	3	1	5	1
	2年	20	2	3	3	2	1	6	3
死者数	3年	18	1	5	2	4	0	5	1
	4年	16	4	2	5	1	1	2	1
	5年	16	1	4	3	1	1	4	2
	令和元年	7, 412	657	1,894	1,470	482	505	1,956	448
	2年	5, 780	449	1, 541	1, 143	412	426	1,551	258
傷者数	3年	5, 311	485	1, 341	1, 189	378	404	1, 228	286
	4年	5,088	414	1, 395	1, 109	363	368	1, 179	260
	5年	5,097	433	1, 412	1,024	339	360	1, 236	293

資料:総務市民局安全·安心推進部安全·安心推進課

車両保有台数(令和5年3月末現在)

(単位:台)

行政区	総 数 (原付自転 車を除く)	貸 物自動車	乗 用自動車	バス	小 型 二輪車 (250ccを 超える)	軽自動車	その他	原 付 自転車 (125cc 以下)
北九州市	618, 301	52, 415	299, 963	1, 681	14, 206	236, 444	13, 592	30, 658
門 司 区	64, 605	9, 446	27, 808	210	1,353	23, 898	1,890	3, 226
小倉北区	113, 146	11, 362	57, 083	331	2, 335	38, 318	3, 717	6, 023
小倉南区	139, 368	9, 538	67, 413	307	3, 578	56, 179	2, 353	6, 689
若 松 区	60, 230	5, 701	27, 053	163	1,348	24, 170	1, 795	2,619
八幡東区	38, 014	2, 586	19, 370	66	812	14, 529	651	2, 280
八幡西区	168, 960	11, 024	84, 278	494	3,901	66, 603	2,660	7, 891
戸畑区	33, 978	2, 758	16, 958	110	879	12, 747	526	1,930

資料:総務市民局安全·安心推進部安全·安心推進課

⁽注)総数には原付自転車を含まない。その他の自動車とは、特種用途車、大型特殊車、小型特殊自動車である。

区別・年別運転免許人口(各年12月末現在)

(単位:人)

行业区		令和5年			令和4年			令和3年	
行政区	計	男	女	計	男	女	計	男	女
北九州市	578, 323	311, 370	266, 953	579, 886	312, 858	267, 028	581, 969	314, 755	267, 214
門司区	55, 720	30, 194	25, 526	56, 043	30, 427	25, 616	56, 611	30, 852	25, 759
小倉北区	108, 389	58, 889	49, 500	108, 607	59, 141	49, 466	108, 925	59, 488	49, 437
小倉南区	132, 993	71, 048	61, 945	133, 252	71, 241	62, 011	133, 655	71, 592	62, 063
岩 松 区	50, 897	27, 359	23, 538	51, 050	27, 521	23, 529	51, 108	27, 563	23, 545
八幡東区	37, 521	20, 857	16, 664	37, 660	20, 977	16, 683	37, 850	21, 155	16, 695
八幡西区	158, 886	84, 233	74, 653	159, 237	84, 601	74, 636	159, 655	85, 010	74, 645
戸畑区	33, 917	18, 790	15, 127	34, 037	18, 950	15, 087	34, 165	19, 095	15, 070

資料:総務市民局安全・安心推進部安全・安心推進課

道路延長(令和6年4月1日現在)

(単位: m)

区別	総数	国道	県	道		市道	
	N心 女X	上		主要地方道	一般県道		都市高速
北九州市	4, 390, 263	217, 098	271, 657	145, 860	125, 797	3, 901, 508	49, 523
門司区	533, 412	33, 083	51, 048	35, 008	16, 040	449, 281	7, 889
小倉北区	500, 638	24, 382	22, 785	8, 284	14, 501	453, 471	15, 780
小倉南区	1, 106, 874	60, 323	101, 014	46, 170	54, 844	945, 537	5, 535
若 松 区	615, 585	30, 428	16, 162	10, 931	5, 231	568, 995	0
八幡東区	299, 718	7, 683	30, 976	18, 792	12, 184	261, 059	8,652
八幡西区	1, 148, 983	50, 916	43, 636	22, 875	20, 761	1, 054, 431	10, 307
戸畑区	185, 057	10, 284	6, 036	3, 800	2, 236	168, 737	1, 360

資料:都市整備局道路部管理課

※端数処理の関係で合計数字が必ずしも一致しない。

北九州市の公園・緑地現況 (令和6年4月1日現在)

				三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三		小倉北区		小 倉 南区	TIK	光 太 太 ス		八幡東区		八幡西区	<u></u>	1 本区区区		11110	
	<4 ::m/	公園種別	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	(面積 (㎡)	箇所数	箇所数 面積 (㎡)	箇所数 面積	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (m²)	
	:	街区公園	130	169, 857	195	250, 529	408	405, 230	119	219, 518	100	163, 570	463	758, 990	92	107, 360	1, 491	2, 075, 054	
	H M	近隣公園	9	108, 744	9	108,825	15	216,627	11	216, 573	3	41, 500	26	431, 314	4	76, 569	71	1, 200, 152	
	革益	地区公園	3	113, 239	0	0	2	86, 591	0	0	1	40,654	5	364, 695	1	91, 937	12	697, 116	
		小計	139	391, 840	201	359, 354	425	708, 448	130	436, 091	104	245, 724	494	1, 554, 999	81	275,866	1, 574	3, 972, 322	
	楚.	総合公園	0	0	1	202, 553	2	217,214	1	179, 599	1	103, 378	0	0	1	115, 996	9	818, 740	
		運動公園	1	109, 372	1	117, 175	0	0	0	0	1	173, 200	2	248, 233	0	0	5	647, 980	
	韓	小計	1	109, 372	2	319, 728	2	217,214	1	179, 599	2	276, 578	2	248, 233	1	115, 996	11	1, 466, 720	
卷.	Í	風致公園	1	34, 400	3	258, 527	9	74,007	1	42, 780	3	259, 304	2	469, 834	1	164,625	20	1, 303, 477	
市公	#	特殊公園	1	79, 605	0	0	2	96,716	0	0	0	0	0	0	0	0	3	179, 321	
献	Υ	広域公園	1	371, 246	1	848, 811	1	126,230	1	1, 960, 000	0	184, 400	0	0	1	384, 700	2	3, 875, 387	
		県広域公園	0	0	0	270, 100	0	0	0	0	0	128, 100	0	0	1	7,600	1	405, 800	
		市広域公園	1	371, 246	1	578, 711	1	126,230	1	1, 960, 000	0	56, 300	0	0	0	377, 100	4	3, 469, 587	
	₩.	緩衝緑地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	254, 096	0	0	2	254, 096	
	₩.	都市緑地	12	120, 271	15	57, 356	2	152, 126	8	221,019	11	40, 755	20	190,098	1	868	74	782, 523	
		緑道	0	0	1	7, 511	0	0	4	61, 408	1	3,839	2	31,672	0	0	11	104, 430	
		その他	1	1,030	4	7, 913	1	627	6	8, 177	1	2,641	4	11, 475	2	8, 140	19	40,003	
	奉	都市公園計	156	1, 107, 764	227	1,859,200	444	1, 378, 368	151	2, 909, 074	122	1, 013, 241	532	2, 760, 407	87	950, 225	1,719	11, 978, 279	
~	当たり	り面積 (㎡/人)		12.46		10.39		6.77		37.37		16.32		11.36		17.22		13.17	
	報	港湾緑地	21	217, 730	2	30, 201	0	0	12	445, 556	2	33, 703	0	0	2	3, 536	44	730, 727	
	然	総計	177	1, 325, 494	234	1, 889, 401	444	1, 378, 368	163	3, 354, 630	124	1,046,944	532	2, 760, 407	68	953, 761	1, 763	12, 709, 006	
<u> </u>	当たり)面積 (㎡/人)		14.91		10.56		6.77		43.09		16.86		11.36		17.29		13.97	
冷和(6年4月	令和6年4月1日推計人口		88, 926		179,005		203, 519		77,854		62, 083		243, 017		55, 175		909, 579	

※中央公園は、箇所数は戸畑区に計上。面積は小倉北区、八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。(県営部分を含む。) ※中央緑地は、箇所数は八幡東区に計上。面積は八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。 資料:都市整備局河川公園部公園管理課

学校数及び在学者数(令和6年5月1日現在)

〔その1〕

行	政 区	北九州市	門 司 区	小倉北区	小倉南区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区
11	以 区	4	H	77 月 11 区	7 月 用 区	- 14 K	八幅米区		<u> </u>
	国立	5, 239		774	1,030				3,435
		(3) 25	3	5	(1) 4	(1) 2	2	[1] 6	3
総	県立	14, 397	1,154	2,934	2,661	844	840	4,049	1,915
		① 205	24	① 34	44	20	19	50	14
	市立	74, 202	6,040	10,861	23,071	6,739	4,487	18,880	4,124
W.		162	15	48	27	13	15	35	9
数	私立	40, 203	2,026	12,030	4,441	1,886	5,135	12,807	1,878
		[3] ① 396	42	① 89	[1] 76	[1] 35	36	(1) 91	27
	計	134, 041	9,220	26,599	31,203	9,469	10,462	35,736	11,352
	1.1.	4		1	1		1	1	
幼	市立	34		10	11		8	5	
*!!		89	10	15	19	11	7	22	5
稚	私立	10, 233	809	1,431	2,841	879	760	3,138	375
園	31	93	10	16	20	11	8	23	5
	計	10, 267	809	1,441	2,852	879	768	3,143	375
	国立	1		1					
小	国工	415		415					
	市立	① 127	16	① 21	26	13	11	32	8
学	11177	43, 306	3,921	7,104	10,519	4,423	2,922	12,118	2,299
子	私立	4	1	1	1				1
111.	私业	919	250	42	76				551
校	計	① 132	17	① 23	27	13	11	32	9
	н	44, 640	4,171	7,561	10,595	4,423	2,922	12,118	2,850
	国立	1		1		***************************************			***************************************
		359		359					
中	県立	1	1						
	N.Z.	355	355						
学	市立	63	7	10	1,4	6	7	15	4
,	.,	22, 059	1,921	3,436	5,376	2,149	1,557	6,460	1,160
	私立	8	1	3	1		1	1	1
校		1, 500	121	541	34		303	98	403
	計	73	9	14	15	6	8	16	5
		24, 273	2,397	4,336	5,410	2,149	1,860	6,558	1,563
高	県立	(3) 20	2	3	(1) 4	(1) 2	1	[1] 6	2
等学		12, 162	799	2,126	2,456	812	821	3,992	1,156
学校	市立	1				100000000000000000000000000000000000000			1
^		584							584
全	私立	15	2	5	1	1	1	4	1
日		9, 809	846	2,535	536	452	1,673	3,327	440
制	計	[3] 36	4	8	(1) 5	(1) 3	2	[1] 10	4
$\overline{}$		22, 555	1,645	4,661	2,992	1,264	2,494	7,319	2,180

[その2]

				1					
行	政 区	北九州市	門 司 区	小倉北区	小 倉 南 区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区
高等	県立	(3) 1			(1)	(1)		(1)	1
高等学校(定時制)	<u></u> 泉立	1, 053			205	32		57	759
特	県立	2		1			1		
別	於立	56		37			19		
支	市立	8	1	1	2	1		2	1
援	111.77.	1, 333	198	188	402	167		297	81
学	計	10	1	2	2	1	1	2	1
校	μl	1, 389	198	225	402	167	19	297	81
高(等本事科		1			1				
高等専門学校)	国立	1, 030	***************************************	***************************************	1,030	***************************************	***************************************	***************************************	***************************************
短	私立	4		2				2	
期大学	松工	1, 014		422				592	
大	H	1							1
学	国立	3, 435							3,435
~	県立	1		1					
研	県 立	771		771					
究生	市立	1			1				
等	111.77	6, 763			6,763				
を	私立	8		3		1	1	3	
含	74.4.	10, 395		2,609		555	1,844	5,387	
む	計	11	***************************************	4	1	1	1	3	1
\smile	н	21, 364		3,380	6,763	555	1,844	5,387	3,435
専	市立	1		1					
	.,	123		123					
修	私立	30	1	17	5		5	1	1
学	/	5, 765	0	4,058	954		555	89	109
校	計	31	1	18	5		5	1	1
		5, 888	0	4,181	954		555	89	109
各種学校	私立	4		2				2	
交校		568		392				176	

資料:教育委員会総務部総務課

- (注1) 上段は学校数、下段は在学者数を示す。
- (注2) 学校数の [] は定時制を併置している全日制高等学校の再掲。
- (注3) 学校数の○は休校中の学校で再掲。
- (注4) 国立大学の在学者数は飯塚校分を除く。私立大学のうち早稲田大学は大学院情報生産システム研究科、 西日本工業大学はデザイン学部の在学者数のみ計上。

○区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例

昭和38年4月1日 条例第58号

題名改称 平成28年3月31日条例第9号

最近改正 令和2年7月16日条例第38号

(区の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、市の区域を分けて次の区を置く。

門司区

小倉北区

小倉南区

若松区

八幡東区

八幡西区

戸畑区

2 前項の区の区域は、次のとおりとする。

(略)

(区の事務所の位置、名称及び所管区域)

第2条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

区分	区の事務所の位置	名称	所管区域
門司区	北九州市門司区清滝一丁目1番1号	門司区役所	門司区の区域
小倉北区	北九州市小倉北区大手町1番1号	小倉北区役所	小倉北区の区域
小倉南区	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号	小倉南区役所	小倉南区の区域
若松区	北九州市若松区浜町一丁目1番1号	若松区役所	若松区の区域
八幡東区	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号	八幡東区役所	八幡東区の区域
八幡西区	北九州市八幡西区黒崎三丁目 15番3号	八幡西区役所	八幡西区の区域
戸畑区	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号	戸畑区役所	戸畑区の区域

(区の事務所の事務分掌)

- 第 3 条 地方自治法第 252 条の 20 第 2 項の規定による区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。
- (1) 区が主体となって行うまちづくりに関する事項
- (2) 区におけるコミュニティの活動の支援に関する事項
- (3) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項
- (4) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (5) 区における道路その他土木に関する事項
- (6) 区における子ども及び家庭に係る行政サービスに関する事項
- (7) その他区における行政サービスに関する事項

(委任)

第 4 条 第 2 条の区の事務所の内部組織その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則 (略)

〇北九州市区役所出張所設置条例

(昭和38年2月10日) 条例 第3号)

最近改正 令和2年7月16日条例第38号

第 1条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、門司区役所、小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所に出張所を設置する。

第2条 前条の出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
門司区役所松ヶ江出張所	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号	
門司区役所大里出張所	北九州市門司区大里原町 12番 12号	
小倉南区役所曽根出張所	北九州市小倉南区下曽根四丁目 22 番 1 号	
小倉南区役所両谷出張所	北九州市小倉南区徳吉西三丁目7番1号	
小倉南区役所東谷出張所	北九州市小倉南区大字木下 704 番地の 1	(略)
若松区役所島郷出張所	北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号	
八幡西区役所折尾出張所	北九州市八幡西区光明一丁目 9 番 22 号	
八幡西区役所上津役出張所	北九州市八幡西区下上津役四丁目8番1号	
八幡西区役所八幡南出張所	北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	

第3条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(略)

〇北九州市区役所等事務分掌規則

昭和 43 年 6 月 1 日 規則第 76 号)

最近改正 令和6年3月29日規則第18号

(区役所の組織)

第 1 条 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例(昭和 38 年北九州市条例第 58 号)第 2 条の区の事務所の組織は、次のとおりとする。 (略)

(区役所等の事務分掌)

第2条 前条の組織及び出張所の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)

(区次長等)

- 第3条 区に区次長並びに保健及び福祉に係る事務を担任する担当部長(以下「保健福祉担当部長」という。)を置く。
- 2 課に課長、出張所に所長及び係に係長を置く。
- 3 出張所に次長を置く。
- 4 保健福祉課に高齢者福祉及び障害者福祉に係る事務を担任する担当課長(以下「保健福祉・相談担当課長」という。)及び主幹(以下「保健福祉・相談担当主幹」という。)を置く。
- 5 前各項に定める者のほか、特に必要があるときは、担当部長、参事、担当課長、主幹、担当係長、区付及び課付を置く。 (職務)
- 第4条 区次長及び保健福祉担当部長は、上司の命を受け、区次長にあっては総務企画課、コミュニティ支援課、市民課、国保年金課、まちづくり整備課及び出張所の所掌事務、保健福祉担当部長にあっては保健福祉課及び保護課(小倉北区役所にあっては保護第一課、保護第二課及び保護第三課、八幡西区役所にあっては保護第一課及び保護第二課)の所掌事務を掌理し、当該課の職員を指揮監督する。
- 2 課長(出張所長を含む。以下同じ。)及び係長(出張所の次長を含む。以下同じ。)は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 担当部長、参事、担当課長、主幹及び担当係長は、上司の命を受け、担任事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 区付及び課付は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 第 5 条 課長は、所属職員(補職名がある者を除く。)の配置を定め、その担任事務を定める。

(代理)

- 第6条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、区次長が代理する。
- 2 区次長に事故があるとき、又は区次長が欠けたときは、総務企画課長が代理する。
- 3 保健福祉担当部長に事故があるとき、又は保健福祉担当部長が欠けたときは、保健福祉課長が代理する。
- 4 課長(保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。以下同じ。)に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、課長があらかじめ指定する係長又は担当係長が代理する。

(専決)

第 7 条 区長、区次長、保健福祉担当部長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。

(区長の意見具申等)

- 第8条 区長は、当該区に係る市行政全般についてその情況を総合的には握し、当該区の区域内における市政の執行について、 市長に対し必要な意見の具申を行なうことができる。
- 2 区長は、住民の苦情又は要望の処理等に関し、各局所属の事業所又は事務所(以下「事業所」という。)の業務に関連するものについて緊急を要するとき、又は特に必要があると認めるときは、その長に必要な指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(区長の監督等)

- 第9条 区長は、市長が必要と認めるときは、当該区に存する事業所の事業について、当該事業所を所管する局長の定めるところにより、当該局長を補佐し、当該事業所の職員の担任する事務を監督するものとする。
- 2 前項の場合において、区長は、必要と認めるときは、区役所職員を当該事業所の事務に従事させることができる。 (福祉事務所)
- 第 10 条 各福祉事務所は、各区役所保健福祉課及び保護課(小倉北区役所にあっては保護第一課、保護第二課及び保護第三 課、八幡西区役所にあっては保護第一課及び保護第二課)をもって構成し、福祉事務所長は、保健福祉担当部長をもって充て る。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

〇北九州市区行政の総合調整に関する規則

| 昭和 49 年 3 月 26 日 | | 規則第 26 号 /

最近改正 令和6年3月29日規則第18号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所の区域内におけるすべての事務事業について、その計画、実施、管理及び運営に関する相互の連絡 調整を円滑にして、市、区行政の総合化を図り、もって市民の利便の増進と行政機能の発揮に資することを目的とする。 (協議等)

- 第 2 条 各局室(企業局及び行政委員会事務局を含む。)又は他の機関の長(以下「局長等」という。)は、次に掲げる事項について、事前に関係区長に必要な協議、意見の聴取、説明等をしなければならない。
- (1) 主要な事務事業の計画、実施及び変更に関する事項
- (2) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項
- (3) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前3 号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項
- 2 区長は、その所管区域内における事務事業の計画及び実施について、必要があるときは、関係の局長等に対し、資料の提示を求め、又は意見を述べることができる。
- 3 局長等は、前項の規定に基づく意見を尊重し、予算の見積等について配慮しなければならない。

(調整)

第3条 総務市民局長は、区長と局長との緊密な連絡を図るとともに、特に重要と認められるものについては、副市長 の指示を受けて必要な調整を行うものとする。

(区政連絡調整会議の設置)

第4条 各区に北九州市区政連絡調整会議(以下「会議」という。)を置く。

(協議事項)

- 第 5 条 会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。
- (1) 事務事業の総合調整に関すること。
- (2) 区民の要望、相談等に関すること。
- (3) 生活環境改善の連絡に関すること。
- (4) 災害等緊急時における応急対策等の総合調整に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事案に関すること。

(組織)

- 第 6 条 会議は、区長及び当該区の区域内を管轄する各局所属の事務所又は事業所(以下これらを「事業所等」という。)のう ち次の各号に掲げる事務所等の長をもって組織する。
- (1) 環境センター
- (2) 農政事務所
- (3) 整備事務所
- (4) 消防署
- (5) 上下水道局工事事務所
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める事務所等

(会議の開催)

第7条 会議は、必要に応じて区長が招集し、主宰する。

(会議事項の通知)

第8条 会議の構成員は、会議に提出しようとする事項について、あらかじめ、その件名その他必要な資料等を区長に通知しなければならない。

(関係職員の出席等)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、会議における協議事項に関係のある職員を会議に参加させ、その意見を求めることができる。

(協議の結果の尊重)

第10条 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重して、それぞれその所掌する事務事業を処理するよう努めなければならない。

(区長の指示)

第 11 条 区長は、会議において協議が整った事項の処理に関し、会議の構成員に対して、予算の弾力的な執行その他適切な措置をとるよう指示するものとする。

(報告)

第12条 区長は、会議において協議した事項を速やかに総務市民局長に報告しなければならない。

(庶務)

第13条 会議の庶務は、各区役所総務企画課において処理する。

(委任)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

〇北九州市区長以下専決規程

昭和 43 年 6 月 1 日 、 訓令第 11 号ン

最近改正 令和6年3月29日訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、区長以下の専決その他の事務決裁について必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限と責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 決裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について常時市長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について市長又は専決権者が出張、休暇その他の事故により不在(以下「不在」という。)のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 部長 区次長及び保健福祉担当部長をいう。
- (5) 課長 課長 (保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。) 及び出張所長をいう。

(専決事項)

第3条 区長、部長及び課長(以下「区長等」という。)の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 (専決事項として定められていない事項の専決)

第4条 区長等は、この規程に専決事項として定められていない事項であっても、その事務処理上必要があり、かつ、適当と認めるものは、この規程に定める専決事項に準じて専決することができる。

(合議)

第5条 この規程の定めるところにより専決することができる事項であっても、本庁、他の課等に関連を有するものについては、当該局、室、部、課等に合議しなければならない。

(代決)

- 第6条 区長等が不在のときは、次に掲げる区分に従い、それぞれ定められた職員がその事案を代決する。
- (1) 区長専決事項について、区長が不在のときは主管の部長
- (2) 部長専決事項について、部長が不在のときは主管の課長
- (3) 課長専決事項について、課長が不在のときは主管の係長又はこれに準ずる職員で課長があらかじめ指定するもの(第 4 類の事業所に係る事案については、当該事業所の長又は課長があらかじめ指定する係長、担当係長その他これらに準ずる職員)(代決の制限及び報告)
- 第7条 代決は、特に急施を要する事案又はその処理についてあらかじめ市長又は専決権者の指示を受けた事案に限って行うことができる。
- 2 前条の規定により代決した場合、代決した者は、その不在者の登庁後速やかに報告しなければならない。 (異例なもの等に関する特例)
- 第8条 この規程に定める専決事項であっても、規定の解釈上疑義があるもの、異例若しくは重要なもの又は市政の重要な方針 に属すると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

別表第1 共通専決事項(第3条関係)

1 一般共通事項

区長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)1件50万円以下の損害賠償の額の		
決定 (交通事項に係るものを除く。)		
(2)出版物の刊行		
(3)審査請求その他の不服申立て		
(4)告示、公示、公表、公示送達その	(1) 軽易な告示、公告、公表、公示送	(1) 定例的な告示、公告、公表、公示送達その他公示
他公示	達その他公示	
(5) 照会、回答、通知、届出、申請、	(2) 軽易な照会、回答、通知、届出、	(2) 定例的な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報
申告、報告、進達、副申、通達等	申請、申告、報告、進達、副申、通達	告、進達、副申、通達等
	等	
(6) 許可、認可、免許、登録その他の	(3) 軽易な許可、認可、免許、登録そ	(3) 定例的な許可、認可、免許、登録その他の行政処分
行政処分	の他の行政処分	
	(4) 重要な諸証明	(4) 諸証明
		(5) 公簿の閲覧
		(6) 既発行証書類(債券証書を除く。) の再発行
		(7) 登記及び登録
		(8) 土地の分合筆、地目変換等
		(9) 庁舎又は施設に係る1 件 250 万円以下の工事の契約
		及び当該工事の契約の変更並びに当該工事の検査(設計図
		書を伴う工事の検査を除く。)
(7)その他前各号に準ずる事項	(5) その他前各号に準ずる事項	(10) その他前各号に準ずる事項

2 人事関係事項

2 八爭民际爭慎	T	ı	1	
専決事項	区長		課長	
(1)勤務時間の繰上げ及び繰下げ	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	
		るもの	係員に係るもの	
(2)休憩時間の繰上げ及び繰下げ	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	
		るもの	係員に係るもの	
(3) 週休日の振替及び休日の代	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	
休日の指定		るもの	係員に係るもの	
(4) 時間外勤務及び休日勤務等	区長に係るもの	部長及び所属の	所属の係長及び	
		課長に係るもの	係員に係るもの	
(5) 勤務地内出張	区長に係るもの	部長及び所属の	所属の係長及び	
		課長に係るもの	係員に係るもの	
(6) 県内出張及び宿泊を要しな	区長に係るもの	部長及び所属の	所属の係長及び	
い県外出張		課長に係るもの	係員に係るもの	
(7) 宿泊を要する県外出張	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	
		るもの	係員に係るもの	
(8) 海外出張	部長、課長、係			
	長及び係員に係			
	るもの			

(9) 休暇(組合休暇を除く。)の	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	1 部長、課長及び係長の長期にわたるものに
付与		るもの	係員に係るもの	ついては、総務市民局長に合議すること。
				2 退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇
				の承認については総務市民局人事部長に、ボ
				ランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び
				交通遮断を理由とする特別休暇の承認につい
				ては区役所総務企画課長に合議すること。
				3 介護休暇又は介護時間の付与期間の承認に
				ついては、区役所総務企画課長及び総務市民
				局人事部人事課長に合議すること。
(10) 組合休暇の付与			所属の係長及び	重要又は異例なものについては総務市民局人
			係員に係るもの	事部人事課長に、その他のものについては区
				役所総務企画課長に合議すること。
(11) 育児時間の付与			所属の係長及び	
			係員に係るもの	
(12) 部分休業の承認期間内に	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	
おける承認時間の変更		るもの	係員に係るもの	
(13) 欠勤の承認	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	部長、課長及び係長の長期にわたるものにつ
		るもの	係員に係るもの	いては、総務市民局長に合議すること。
(14) 職務専念義務の免除	部長に係るもの	所属の課長に係	所属の係長及び	特に重要又は異例なものについては総務市民
		るもの	係員に係るもの	局人事部長に、重要なものについては区役所
				総務企画課長に合議すること。
(15) 地方公務員法(昭和 25			[総務企画課	
年法律第 261 号)第 22 条の 2 第			長] 全てのもの	
1項に規定する会計年度任用職				
員(以下「会計年度任用職員」と				
いう。)の職の設定(重要又は異				
例なものを除く。)、任用及び退				
職				
注 この事において 次の久早に	掲げる田钰の音差け	当該久早に完める	レニスにトス	

- 注 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 部長 部長その他これに準ずる者をいう。
- (2) 課長 課長その他これに準ずる者をいう。
- (3) 係長 係長、担当係長、第4類の事業所の長その他これらに準ずる者をいう。
- (4) 係員 職員のうち区長、部長、課長及び係長以外の職員をいう。

3 財務関係事項

専決事項	区長	部長	課長	備考
(1) 報酬の執行			全額	
(2) 共済費の執行			全額	
(3) 賃金の執行			全額	
(4) 報償費の執行	100~	50~	20~	長寿祝金及び国民年金保険料納付組合報奨金
				については、全額区長専決事項とする。
(5) 旅費の執行			全額	
(6) 交際費の執行	20~			
(7) 需用費の執行(食糧諸費の	1,000∼	500∼	200~	電気、ガス、水道及び下水道の使用料につい
執行を除く。)				ては、全額課長専決事項とし、修繕料のうち
				工事に係るものを除く。
(8) 食糧諸費の執行	100~	50~	10~	
(9) 役務費の執行	~200	200~	50∼	郵便料、電信電話料及び価格協定基本契約済
				のものについては、全額課長専決事項とす
				వ .

(10) 委託料	工事による設			(まちづくり整	1 工事を委託する場合を除く。
の執行	計委託、測量			備課長)	2 区長専決事項については都市整備局長に、
v>+/(1)	及び調査委託			/用床及/	部長専決事項については都市整備局整備事務
	(契約を除	~1,000	1,000~	500∼	所長に合議すること。
	く。)	-1,000	1,000	300 -	
	その他	~700	700∼	200~	
(11) (HENNE					サー切のないというなのウェッとフェット
(11) 使用料及	び賃借料の執行	~200	200~	50~	基本契約等により金額の定めのあるものは、 全額課長専決事項とする。
(12) 工事の	起工決定	25,000∼	8,000~	1,200~	1 修繕料(工事に係るものに限る。)、工事請
執行	契約(委託及び			(まちづくり整	負費、原材料費(工事の資材費に係るものに関
	原材料の購入			備課長)	る。)及び委託料(工事を委託する場合に限
	に係るものに				る。)に属するものに限る。
	限る。)及び検	50,000~	1,700∼	800~	2 区長専決事項については都市整備局長に、
	収(原材料の購				部長の専決事項については都市整備局整備事
	入に係るもの				務所長に合議すること。
	に限る。)				
(13) 原材料費	の執行	~500	500∼	200~	工事の資材費に係るものを除く。
(14) 公有財産	購入費の執行	5,000∼	2,000~	500∼	
(15) 備品購入	費の執行	1,000∼	500~	200~	
(16) 負担金、 の執行	補助及び交付金	~200	200~	10~	国民健康保険及び介護保険の保険給付に係る 負担金を除く。
(17) 扶助費の	劫行	~1,000	1,000~	200~	見に立て内へ。
(17) 扶助負の (18) 貸付金の		2,000~	200~	200, 0	
				500	
(19) 補償金の		5,000∼	2,000~	500~	
(20) 補填金の執行		~200	200~	50~	
	頃の決定を除	全額			
く。)の執行				A dat	
	利子及び割引料			全額	
の執行					
	出資金の執行	2,000~	200~		
(24) 積立金の	<i>y</i>	~200	200~	50~	
(25) 寄付金の	執行	~200	200~	10~	
(26) 物品の	備品(印類及び			10~	1 支出科目にかかわらず、物品に関するもの
調達に係る契	図書を除く。)			(ただし、別に定	全部。ただし、工事に係るものを除く。
約				めるものに係る	2 別に定めるものとは、次に掲げるものをい
				場合は全額とす	う。
				る。)	(1) 単価基本契約締結済のもの
	その他の物品			20~	(2) 価格協定基本契約締結済のもの
	(印類及び図書			(ただし、別に定	(3) 災害時における生活必需物資等の供給に
	を含む。)			めるものに係る	関する特別協定に基づき調達するもの
				場合は、全額と	
				する。)	
(27) 物品の調	達に係る検収	~4,000	4,000∼	500∼	1 支出科目にかかわらず、物品に関するもの
				(ただし、別に定	全部。ただし、工事に係るものを除く。
				めるものに係る	2 別に定めるものとは、次に掲げるものをい
				場合は、全額と	う。
				する。)	(1) 単価基本契約締結済のもの
					(2) 価格協定基本契約締結済のもの
					(3) 災害時における生活必需物資等の供給に
					関する特別協定に基づき調達するもの
(28) 経費の支	出命令			全額	

(29) 調定及び調定の通知並び			全額	
に納入の通知				
(30) 国民健康保険料、介護保			全額	
険料、負担金、使用料、手数料				
その他の収入(以下「国民健康保			(定標準によるも	
険料等」という。)の減免(国民			の)	
健康保険料、介護保険料及び保				
育所の保護者負担金に係る延滞				
金の減免を除く。)				
(31) 国民健康保険料等及び後			全額	
期高齢者医療保険料の徴収の嘱				
託、徴収の受託及び過誤納整理				
(32) 国民健康保険料等及び後		全額		
期高齢者医療保険料の納期限の				
延長				
(33) 差押え及び交付要求並び		~100	100~	
にこれらの解除				
(34) 差押財産の処分	全額			見積価格の決定を含む。
(35) 負担金、使用料、手数料		~100	100~	
その他の収入の徴収猶予及び換				
価猶予				
(36) 滞納処分の停止	~20	20~		
(37) 地方自治法施行令(昭和	~20	20~		
22 年政令第 16 号)第 171 条の 5				
の規定による徴収停止				
(38) 北九州市債権管理条例(平	全額			
成 29 年北九州市条例第 21 号)第				
7条の規定による債権放棄				
(39) 負担金、使用料、手数料	全額			滞納処分の停止をしているものは、全額部長
その他の収入の不納欠損処分				専決事項とする。
(40) 収入支出科目等の更正			全額	
(41) 不動産その他の貸付け(更			全額	減免の場合は、副市長専決事項とする。
新の場合に限る。)				·
(42) 使用不能物品の売却の決			全額	
定及び廃棄				
(43) 物品の貸付け	全物品			
(44) 負担付でない寄付の収受	100~			
(45) 歳入歳出外現金の預入及			全額	
び払出				
» т Г] ны тыг∧г т	1		1	L

注1 []内は、専決区分を示す。

² 数字は1件(1決裁に係るもの)の金額を示し、単位は、万円とする。

^{3 「1,000∼」}は1,000万円以下のものを、「∼1,000」は1,000万円を超えるものをいう。

別表第2 個別専決事項(第3条関係)

専決権者	専決事項
区長	(1) 区役所庁舎の管理
丛 技	(2) 官庁及び公共団体の嘱託に係る公課その他の徴収
	(1) 電話の架設及び移転並びに設備変更
	(2) 更生資金等資金の貸付け
区次長	(3) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 32 条の規定によりなお従前の例によることとさ
	れる改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療等の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の
	収入
	(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による扶助費、措置費等の支出、戻入、返還、徴収等
	(2) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条の規定により市長が任命した婦人相談員に係る費用の支出
	(3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の施行(同法第 9 条の規定に係るものを除く。)
	(4) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の規定による生活困窮者自立相談支援事業に係る計画の作成等、扶
	助費の支出、徴収等及び生活困窮者住居確保給付金等に係る報告、資料の提供等の求め
	(5) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)の規定による児童手当、平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律
	(平成 22 年法律第 19 号)の規定による子ども手当及び平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成
	23 年法律第 107 号) の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定(職員に係るものを除く。)
	(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の受給資格及び額の認定
	(7) 北九州市災害遺児手当の受給資格及び額の認定並びに支払
	(8) 子ども医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録
	(9) 子ども医療費の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入
保健福祉	(10) 北九州市重度障害者医療費支給要綱(昭和49年北九州市告示第231号)の規定による不正利得の返還
担当部長	(11) ひとり親家庭等医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録
	(12) ひとり親家庭等医療費の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入
	(13) 療育手帳の返還命令
	(14) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定による身体障害者手帳の返還命令
	(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 1 項の規定によ
	る自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条の 2
	第1号に規定する育成医療に限る。)の支給認定に関すること。
	(16) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による扶助費、措置費等の徴収(助産施設及び母子生活支援施設に係る
	費用の徴収に限る。)等
	(17) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業による日常生活用具の給付
	(18) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による不正利得の徴収及び支給の制限
	(19) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び
	精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定による審判の請求等
総務企画	(1) 戦没者及びその遺族並びに未復員軍人
課長	
コミュニティ	(1) 市民センターの供用時間の変更、休館日の変更、臨時休館日の指定及び臨時開館の決定
支援課長	(4) RICHEROS HEROS A STANCE
	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
国保年金	(2) 国民健康保険の保険給付
課長	(3) 国民健康保険の保険給付に係る負担金の執行
	(4) 国民年金証書及び手帳
	(5) 国民年金の諸請求、診査及び進達
	(1) 道路、里道、河川及び水路の占用等の許可
	(2) 道路付属物等の新設及び廃止
	(3) 道路及び里道の掘削の許可
まちづくり	(4) 道路法第 46 条第 1 項各号の規定による国道及び主要地方道の片側並びにその他の道路の通行禁止又は通行制限 (5) 東西制限会 (877和 26 年政会第 265 号)第 12 条の規定による認定
整備課長	(5) 車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 12 条の規定による認定 (6) 上田及び使用の許可な受けた者の相続による名差が再又け法人の組織が再及び合併に伴う権利差数の継承
	(6) 占用及び使用の許可を受けた者の相続による名義変更又は法人の組織変更及び合併に伴う権利義務の継承
	(7) 道路、里道、公園、河川及び水路の境界の明示
	(8) 都市公園内の行為の許可

	(9) 都市公園内の利用の制限又は禁止
	(10) 都市公園内の私設建築物及び工作物の改築又は模様替の許可
	(11) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 2 項の規定による公園施設の設置又は管理の許可
	(12) 都市公園法第6条の規定による占用の許可 (42) #TH 0 FB 1/2 ft 2 ft 3 ft 3 ft 3 ft 3 ft 3 ft 3 ft
	(13) 都市公園法第9条の規定による協議
	(14) 霊園の使用の許可及び許可の取消し
	(15) 屋外広告物の改修、移転、除却その他必要な処置命令
	(16) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
	(17) 風致地区内における行為 (面積が 1,000 平方メートル未満のものに係る行為に限る。) に係る許可及び協議
	(18) ちびっこ広場の遊戯施設等の貸与の決定及び除去
	(19) 開発行為における流末施設整備一部寄付金の受入
	(20) 河川及び水路の兼用工作物に関する協議
	(21) 工事の監督
	(22) 1 件 1,500 万円以下の工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査、設計(1 件 500 万円を超える工事に
	保るものを除く。)等の委託の検査
	(23) 設計図書を伴わない工事の検査
	(24) 1件 100万円以下の委託契約(工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託に係るものに限る。)
	(25) 1件 250万円以下の工事の契約及び当該工事の契約の変更
	(1) 社会福祉諸団体との連絡
	(2) 長寿祝金の支給対象者の決定
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項の規定による改葬許可(小倉北区役所及び八幡西区
保健福祉	役所を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)
課長	(4) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 2 項の規定による登録
	(5) 狂犬病予防法第5条第2項の規定による注射済票の交付
	(6) 狂犬病予防法施行令(昭和 28 年政令第 236 号)第 1 条の 2 の規定による鑑札の再交付
	(7) 狂犬病予防法施行令第3条の規定による注射済票の再交付
	(8) 給食材料の購入の契約及び検収
	(1) 介護保険の被保険者の資格の得喪の決定
	(2) 介護保険の保険給付の決定
	(3) 介護保険の保険給付に係る負担金の執行
	(4) 高額介護サービス費等貸付資金の貸付決定、交付及び精算
	(5) 重度障害者医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録
	(6) 重度障害者医療費受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入(不正利得の返還を除く。)
ID 6th l⇒ L Leade	(7) 療育手帳の交付
保健福祉・相談	(8) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付
担当課長	(9) 身体障害者福祉法の規定による措置費の徴収
及び	 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による扶助費の支出(補装具費の支出及び日常
保健福祉・相談	 生活上の便宜を図るための用具の給付等に係る支出に限る。)
担当主幹	 (11) 知的障害者福祉法の規定による措置費の徴収
	 (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 13 条に規定する事務
	 (13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支出、戻入、返還、徴
	収等(不正利得の徴収及び支給の制限を除く。)
	14 15 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19
	環、徴収等
	(15) 老人福祉法の規定による措置費の徴収
	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪
	(2) 国民健康保険の保険給付
出張所長	(3) 国民年金証書及び手帳
	(4) 国民年金の諸請求、診査及び進達

〇北九州市区長委任規則

昭和 38 年 4 月 1 日 ³ 規則第 50 号 *3*

最近改正 平成 28 年 12 月 28 日規則第 88 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、市長の権限に属する次の事務を区長に委任する。

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る諸証明に関すること。
- (2) 印鑑に関すること (認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関することを除く。)。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第2項から第4項までの規定により市長の行う個人番号カードの記録事項の変更等に関すること。
- (4) 自衛官の募集に関すること。
- (5) 埋火葬の許可に関すること。
- (6) 火葬場の使用許可に関すること。
- (7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (8) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第34条の2に基づき市長の行う証明に関すること。
- (9) 区長所管業務に属する諸証明に関するもののうち市長が指定するもの。

付 則 (略)

〇北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる 職員等に補助執行させることに関する規則

平成元年9月30日教委規則第16号

題名改称 平成7年3月24日教委規則第6号 最近改正 令和6年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、北九州市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員又はその管理に属する行政機関に属する職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

(総務市民局長等に補助執行させる事務)

第2条 次に掲げる事務は、総務市民局長及び総務市民局長が指定する総務市民局の職員に補助執行させる。

- (1) 社会教育施設(生涯学習センター及び婦人会館に限る。)の管理、運営及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会教育委員の会議等に関すること。
- (3) 社会教育に関すること(専門的技術的な助言及び指導に関すること、長崎街道木屋瀬宿記念館、美術館、博物館、科学館、松本清張記念館及び文学館に係る都市ブランド創造局との連絡調整に関すること、青少年教育に関すること並びに第7条第14号に掲げる事務を除く。)。
- (4) 社会教育関係団体(青少年関係団体を除く。)に関すること(第7条第15号に掲げる事務を除く。)。
- (5) 生涯学習の企画及び調整に関すること。

(総務市民局人事部給与課長等に補助執行させる事務)

第3条 職員(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の適用を受ける者を除く。)の給与及び児童手当に関する事務は、総務市民局人事部給与課長(以下「給与課長」という。)及び給与課長が指定する総務市民局人事部給与課の職員に補助執行させる。

(子ども家庭局長等に補助執行させる事務)

第4条 次に掲げる事務は、子ども家庭局長及び子ども家庭局長が指定する子ども家庭局の職員に補助執行させる。

- (1) 青少年の指導育成に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)。
- (2) 青少年関係団体に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)。
- (3) 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)。
- (4) 青少年の家の管理、運営及び連絡調整に関すること(第7条第17号及び第18号に掲げる事務を除く。)。
- (5) 第7条第16号から第18号までに掲げる事務に係る区長等との連絡調整に関すること。

(都市ブランド創造局長等に補助執行させる事務)

第5条 次に掲げる事務は、都市ブランド創造局長及び都市ブランド創造局長が指定する都市ブランド創造局の職員に補助執行 させる。

(1) 社会教育施設(生涯学習センター、婦人会館、図書館、視聴覚センター、青少年の家及び教育支援センターを除く。)及び北

九州市立埋蔵文化財センターの管理、運営及び連絡調整に関すること。

- (2) 美術館協議会及び博物館協議会に関すること。
- (3) 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- (4) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (5) 文化財の調査、指定及び管理に関すること。
- (6) 文化財保存事業の助成に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の保護に関すること。
- (8) 文化財保護審議会に関すること。

(都市整備局長等に補助執行させる事務)

第6条 学校施設の維持管理業務に関する事務のうち教育長の指定する事務は、都市整備局長及び都市整備局長が指定する都市 整備局の職員に補助執行させる。

(区長等に補助執行させる事務)

第7条 次に掲げる事務は、区長及び区長が指定する区役所の職員に補助執行させる。

- (1) 就学予定者の健康診断の通知後の異動者に係る当該通知に関すること。
- (2) 就学予定者の就学通知後の異動者に係る当該通知に関すること。
- (3) 就学予定者の指定学校以外の学校への就学及び就学義務の猶予又は免除に伴う学齢簿の異動に関すること。
- (4) 就学予定者の特別支援学校(学級)への就学に伴う学齢簿の異動に関すること。
- (5) 就学予定者の学齢簿の編成時において、保護者又は通学区域外が不明である者等に係る学齢簿の異動に関すること。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること。
- (7) 外国人の就学に関すること。
- (8) 国・県・私立学校への就学に関すること。
- (9) 区域外就学の承諾等に関すること。
- (10) 教育に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (11) 教育機関の会計年度任用職員の報酬の支払等に関すること。
- (12) 就学援助及び奨学資金の申請書の受理に関すること。
- (13) 教育機関に係る文書の収受及び発送に関すること。
- (14) 区における社会教育事業(教育機関が行う社会教育事業を除く。)の実施に関すること。
- (15) 区の社会教育関係団体との連絡等に関すること。
- (16) 区における青少年の育成活動及び青少年対策(教育機関が行う青少年の育成活動を除く。)の実施に関すること。
- (17) 足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関すること。
- (18) 足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関すること。
- (19) 区における学校施設開放事業の実施に関すること。

(事案の専決等)

第8条 補助執行事務に係る事案の専決等は、北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)等の 定めるところにより、処理しなければならない。

〇北九州市職員の兼務に関する規則

(平成8年10月31日) 規則第76号)

最近改正 令和6年3月29日規則第18号

(戸籍住民課の職員の兼務)

- 第1条 総務市民局市民部区政推進課において戸籍に関する事務で電子情報処理組織の管理に関するものに従事する職員は、区 役所の市民課及び出張所(以下「市民課等」という。)において戸籍に関する事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。 (区政事務センターの職員の兼務)
- 第2条 総務市民局市民部区政事務センターにおいて次に掲げる事務に従事する職員は、区役所の市民課等及び国保年金課(以下「国保年金課等」という。)において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。
- (1) 住民基本台帳に関する届出に基づく住民票の記載に関すること。
- (2) 戸籍の届出に基づく住民票の記載に関すること。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の処理に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関する通知書の処理に関すること。
- (5) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に関すること。
- (6) 戸籍の附票の記載に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の審査及び台帳の記載に関すること(住民基本台帳に関する届出に伴うもの及び 戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。)

(市民課等の職員の兼務)

- 第3条 区役所の市民課等において次に掲げる事務に従事する職員は、他の区役所の市民課等において当該事務と同一の事務に 従事する職員の職を兼ねるものとする。
- (1) 戸籍の記録事項証明書の交付に関すること。
- (2) 戸籍謄抄本の交付に関すること。
- (3) 住民票の写しの交付に関すること。
- (4) 住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (5) 戸籍の附票の写しの交付に関すること。
- (6) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- 第4条 市内の他の区から転入をした者(以下「市内転入者」という。)の転入後の住所地を所管区域とする区役所の市民課等において次に掲げる住民基本台帳に関する事務(区役所の出張所にあっては、第1号から第3号までに掲げるものに限る。)で市内の他の区への転出に係るものに従事する職員は、当該市内転入者の転入前の住所地を所管区域とする区役所の市民課等において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。
- (1) 転出届の受理に関すること。
- (2) 世帯主の転出に伴う世帯変更届の受理に関すること。
- (3) 転出証明書の交付に関すること。
- (4) 転出届に基づく住民票の消除に関すること。
- (5) 世帯主の転出に伴う世帯変更届に基づく住民票の記載の修正に関すること。
- (6) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第13条第2項の規定による住民票の記載又は訂正に関すること。 (国保年金課等の職員の兼務)
- 第5条 市内転入者の転入後の住所地を所管区域とする区役所の国保年金課等において次に掲げる国民健康保険に関する事務 (区役所の市民課にあっては、第1号から第3号までに掲げるものに限る。)で市内の他の区への転出に係るものに従事する職員は、当該市内転入者の転入前の住所地を所管区域とする区役所の国保年金課等において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。
- (1) 被保険者資格喪失届の受理に関すること。
- (2) 被保険者の資格の喪失に伴う世帯主変更届の受理に関すること。
- (3) 被保険者の資格の喪失に伴う被保険者証の回収及び記載の修正に関すること。
- (4) 被保険者の資格の喪失に伴う保険料の額の変更に係る納入通知書及び納付書の発行に関すること。
- (5) 被保険者の資格の喪失に伴う保険料の納付指導に関すること。

〇北九州市区長会議要綱

(設置)

第1条 各区に関連する事務事業の一体的運営を確保し、各区相互の連絡調整を行い、市民の利便増進と行政効果の向上を図る ため北九州市区長会議(以下「区長会議」という。)を置く。

(構成)

- 第2条 区長会議は、総務市民局担当副市長(以下「副市長」という。)、総務市民局長及び各区の区長をもって構成する。
- 2 区長会議は、副市長が主宰する。ただし、副市長に事故あるときは、総務市民局長が代行する。
- 3 総務市民局長は、区長会議に出席できないときは、市民部長を、区長は、区長会議に出席できないときは区次長を出席させることができる。
- 4 副市長は必要に応じ、区長会議の議事に関係ある職員の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。 (開催日)
- 第3条 区長会議は、毎月北九州市幹部会議に引き続き開催する。ただし、特別の事情があるときはこれを変更し、又は臨時に 開催することができる。

(事案)

- 第4条 区長会議に提出することができる事案は、次のとおりとする。
- (1) 各区間の調整を必要とする事務事業の計画及びこれに伴う調整等に関すること。
- (2) 各区間の調整を必要とする事務事業に係る報告に関すること。
- 2 区長、局長、行政委員会の事務局長(教育委員会にあっては、教育長)は、前項の規定により区長会議に提出しようとする事案があるときは、区長会議事案(別記様式略)に資料を添えて、会議の日の5日前までに総務市民局長に送付するものとする。

(会議の記録)

第5条 総務市民局長は、区長会議の経過を記録し、保存しておかなければならない。 (庶務)

第6条 区長会議の庶務は、総務市民局市民部区政推進課において処理する。

〇北九州市手数料条例

平成 12 年 3 月 29 日 条例第 10 号

最近改正 令和6年2月29日条例第1号

北九州市手数料条例(昭和40年北九州市条例第5号)の全部改正

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定による手数料の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表のとおりとする。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務について請求若しくは申請(以下「請求等」という。)をする際又は当該請求等に係る書類の交付を受ける際に当該請求等をする者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、事務の終了後に手数料を徴収することができる。

(減免)

第4条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(不返還)

第5条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(略)

(経過措置)

2 この条例による改正後の北九州市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に請求等がある事務に係る手数料から適用し、同日前に請求等があった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(住民基本台帳カードの交付に係る手数料の特例)

3 平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間にあっては、別表第 7 号の 2 の規定は、適用しない。

別表(第2条関係)(抜粋)

	手数料を徴収する事務	手数料の金額	備考
(4)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項 (同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規 定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1 両につき 750円	
(5)	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条第 1 項の 規定に基づく住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する 事務	1 件につき 300円	1世帯ごとに1件とする。
(6)	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項、第 2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民 票記載事項証明書の交付	1 通につき 300円	
(6) Ø 2	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票 の写しの交付	1 通につき 300 円	
(6) Ø 3	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の 規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1 通につき 300 円	
(7)	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定 に基づく戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 300 円	
(7)の2	住民基本台帳法第 21 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の 規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき 300 円	
(8)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円	
(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項 から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載 した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円	
(10)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円	
(11)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若 しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで の規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に 記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円	
(12)	戸籍法第 48 条第 1 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。) 若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350 円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届 出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、 1 通につき 1,400円)	
(13)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類 1 件につき 350 円	

(15)	身分に関する証明書の交付	1 通につき 300 円	
(143)	公簿、公文書又は図面の写しの交付(第6号から第8号	1 件につき 300 円	公簿及び公文書は1事件ごとに、
	まで及び第 10 号に掲げるものを除く。)		図面は1枚ごとに1件とする。
(144)	証明書の交付(第1号、第1号の3、第2号、第3号、	1 件につき 300 円	1個の請求で2以上の事項を含む
	第6号、第6号の3、第9号、第11号、第12号、第15		ときは1事項ごとに、同一事項に
	号、第 27 号、第 28 号、第 67 号及び第 115 号に掲げる		ついて2通以上の請求があったと
	ものを除く。)		きは1通ごとに、数人を列記して
			同一事項の請求があったときは 1
			人ごとに、それぞれ規定手数料を
			徴収する。

区別公称町名一覧表(令和6年6月1日現在)

※ 町名の読み方については、地元等で一般的に読まれている呼び名を参考とし、事務処理上、便宜的に統一して使用している 読み方を付していますが、必ずしもこう読まなければならないといった法的根拠等はありません。

	 門司区		上藤松二丁目		小森江二丁目		大里本町二丁目		東門司二丁目
あ	あおばだい	1	上藤松二丁目		小森江三丁目		大里本町二丁目 大里本町三丁目		果門可二丁日 ^{ひかりまち} 光 町 一丁目
い	月来日 いずみがおか 泉ケ丘		上膝似二 日 かみほんまち 上本町	さ	小綵仏二亅目 ^{さかえまち} 栄 町		大里本町二丁目 だいりもとまち 大里元町		光町二丁目
	ルタール いなづみ 稲積一丁目		上本町 かみまいそう 上馬寄一丁目	l	来 町 ^{じない} 寺内一丁目		大生儿町 だいりももやまちょう 大里桃山町		ルッニー 「日 _{ひしゃくだまち} 柄杓田町
	稲積二丁目		上馬寄二丁目		寺内二丁目		hotoists 高砂町		ひろいし 広石一丁目
う	うめのきちょう 梅ノ木町		上馬寄三丁目		寺内三丁目		たかだ 高田一丁目		広石二丁目
お	おいまっちょう 老松 町	き	吉志一丁目		寺内四丁目		高田二丁目	ふ	藤松一丁目
	大久保一丁目		吉志二丁目		寺内五丁目		たちのうらかいがん 太刀浦海岸		藤松二丁目
	大久保二丁目		吉志三丁目		しもにじっちょう 下二十町		^{たにまち} 谷町一丁目		藤松三丁目
	大久保三丁目		吉志四丁目		下馬寄		谷町二丁目		ュ た まっちょう 二夕松 町
	製田一丁目		吉志五丁目		社グ木一丁目		たのうち 田野浦一丁目		^{ふろうちょう} 不老 町 一丁目
	奥田二丁目		吉志六丁目		社ノ木二丁目		田野浦二丁目		不老町二丁目
	奥田三丁目		吉志七丁目		しょうじまち 庄司町 しらのえ		田野浦三丁目	^	べついん 別院 ほうしあん
	奥田四丁目		吉志新町一丁目		白野江一丁目		たのうらかいがん 田野浦海岸 つねみまち	ほ	ほうしあん 法師権 _{ほんまち}
	奥田五丁目		吉志新町二丁目		白野江二丁目	つ.	つね み まち 恒見町 ながぐろ		ほんまち 本町 まつざきちょう
	<大字> (大字)伊川		吉志新町三丁目		白野江三丁目	な	永黒一丁目	ま	まつばきちょう 松崎町
	(入子)伊川 _{いまづ} (大字)今津		吉志新町四丁目 きたがわまち 北川町		白野江四丁目 ^{Lろやまちょう} 城 山 町		永黒二丁目 ^{ながたに} 長谷一丁目		松原一丁目
	(大子) 寸 佳 (大字) 大積		- 北川町 - きゅうもじ 旧門司一丁目		班 山 町 しんかい 新開				松原二丁目
	(大字) 吉志		旧門司一丁目		新開 Lukideste 新原町		長谷二丁目 なかにじっちょう 中二十町		松原三丁目 ****** 丸山一丁目
	(大字) 百芯 〈 大字) 喜多久		IP門可一 IP ^{きょたき} 清滝一丁目		新原町 しんもじ 新門司一丁目		ヤ <u>ー</u> 干可 ^{なかまち} 中町		丸山二丁目
	(大字)黒川		清滝二丁目		新門司二丁目		,中間 ^{なるたけ} 鳴竹一 丁目		丸山三丁目
	(大字) 小森江		清滝三丁目		新門司三丁目		鳴竹二丁目		丸山四丁目
	(大字) 猿喰		清滝四丁目		しんもじきた 新門司北一丁目	に	にしかいがん 西海岸一丁目		まるやままち 丸山町五丁目
	(大字) 白野江		清滝五丁目		新門司北二丁目		西海岸二丁目		まるやまよしのまち 丸山吉野町
	(大字)大里		^{きよみ} 清見一丁目		新門司北三丁目		西海岸三丁目	み	みどりがおか 緑ケ丘
	(大字)田野浦		清見二丁目	世	_{せとまち} 瀬戸町		RLLEBES 錦町		港町
	(大字)恒見		清見三丁目	た	だいりきくらがおか 大里桜ケ丘		西新町一丁目		みなみほんまち 南本町
	(大字)畑		清見四丁目		だいりしんまち大里新町		西新町二丁目	ŧ	もときょたき 元清滝
	(大字)柄杓田		きょみ きゃまち 清見佐夜町		大里戸ノ上一丁目	は	はたけだまち畑田町		ももやまだい 桃山台
	(大字)門司	<	くずは 葛葉 一丁目		大里戸ノ上二丁目		はままち 浜町 はやま	ゃ	やなぎはらまち 柳原町 やなぎまち
か	かげつえん 花月園		葛葉二丁目		大里戸ノ上三丁目		羽山一丁目		柳町一丁目
	風師一丁目		葛葉三丁目 くろがわにし		大里戸ノ上四丁目		羽山二丁目はらまちべついん		柳町二丁目
	風師二丁目		くろがわにし 黒川西一丁目		だいりはらまち 大里原町 だいりひがし		はらまちべついん 原町別院 ひがししんまち		柳町三丁目
	風師三丁目		黒川西二丁目		大里 東 一丁目	ひ	東新町一丁目		柳町四丁目
	風師四丁目		黒川西三丁目		大里東二丁目		東新町二丁目		をはずまち 矢筈町
	春日町 かたがみかいがん 片上海岸		黒川東一丁目		大里東三丁目		東本町一丁目		小倉北区
	万 上 海 戸 hthysts 片 上 町	ے	黒川東二丁目 ^{こがねまち} 黄金町		大里東四丁目		東本町二丁目	あ	小启北区 あおば 青葉一丁目
	かみにじっちょう上二十町	_	東金町 ^{こまっちょう} 小松町		大里東五丁目 だいりひがしぐち 大里東 口		果 馬 奇	رد	青葉二丁目
	ルートの かみふじまっ 上藤松一丁目		- 小松町 - こもりえ - 小森江一丁目		大里 果 ロ だいりほんまち 大里本町一丁目		東 徳 町 _{ひがしもじ} 東門司一丁目		日来一」日 あかさか 赤坂一丁目
L	<u> </u>		77株仏── 】目		八里平町一丁目		米口山—1月		ω.≫ 1 H

			いたびつ					1	なかいはま
	赤坂二丁目		(大字)板櫃		霧ケ丘二丁目		下富野二丁目		中井浜
	赤坂三丁目		(大字)馬島		霧ケ丘三丁目		下富野三丁目		中島一丁目
	赤坂四丁目		(大字)富野		金鶏 町		下富野四丁目		中島二丁目
	赤坂五丁目		(大字)中井	<	くまがい 熊谷一丁目		下富野五丁目		なかっぐち 中津ロ一丁目
	赤坂海岸	か	か じょち 鍛冶町一丁目		熊谷二丁目		じゅざんちょう 寿山町		中津口二丁目
	************************************		鍛冶町二丁目		熊谷三丁目		じょうない 城内		^{ながはままち} 長浜町
	浅野二丁目		かたの 片野一丁目		熊谷四丁目		じょうのだんち 城野団地	15	にしみなとまち 西港町
	浅野三丁目		片野二丁目		熊谷五丁目		しょうわまち 昭和町	は	はぎざきまち 萩崎町
	ぁさひがおか 朝日ケ丘		 片野三丁目		くまもと 熊本一丁目		しらがね 白銀一丁目		馬借一丁目
	あしはら 足原一丁目		片野四丁目		熊本二丁目		白銀二丁目		 馬借二丁目
	 足原二丁目		 片野五丁目		熊本三丁目		LGUÉTETS 白萩町		 馬借三丁目
	ぁたご 愛宕一丁目		かたのしんまち 片野新町一丁目		熊本四丁目		神幸町		原町一丁目
	愛宕二丁目		 片野新町二丁目		くろずみちょう 黒住 町		しんたかだ 新高田一丁目		原町二丁目
	^{あだち} 足立一丁目		 片野新町三丁目		くろばる 黒原一丁目		 新高田二丁目	7.	ひ あがり 日 明 一丁目
	足立二丁目		金田一丁目		黒原二丁目		Labate 親和町		日明二丁目
	足立三丁目		金田二丁目		黒原三丁目	す	まえひろ 末広一丁目		日明三丁目
い	ハー・		金田三丁目	IJ	まがね 黄金一丁目		末広二丁目		日明四丁目
	泉台二丁目		ーニー・「 かみいとうづ 上到津一丁目		黄金二丁目		すがまち 須賀町		日明五丁目
	泉台三丁目		上到津二丁目		このみまち		サポップ 砂津一丁目		ひがししのざき 東篠崎一丁目
	泉台四丁目		上到津三丁目		こめまち 米町一丁目		砂津二丁目		東篠崎二丁目
	いたびつまち 板櫃町		上到津四丁目		米町二丁目		砂津三丁目		東篠崎三丁目
	いぼり 井堀一丁目		かみとみの 上富野一丁目		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	世	世んどうまち 船頭町		ひがしじょうのまち 東城野町
	井堀二丁目		上富野二丁目		小文字二丁目	-	世んばまち		でがしみなと 東港一丁目
	井堀三丁目		上富野三丁目		こんやまち 紺屋町	た	だいもん 大門一丁目		東港二丁目
	井堀四丁目		上富野四丁目	t	さえんば 菜園場一丁目	~	大門二丁目		ひらまっまち 平松町
	井堀五丁目		上富野五丁目	,	菜園場二丁目		たかお高尾一丁目	ふ	ふるせんばまち 古船場町
	いままち 今町一丁目		かわらぐち		ずかいまち		高尾二丁目	^	ベルてんまち 弁天町
	今町二丁目		香春口二丁目		堺町二丁目		たかはま	ま	真鶴一丁目
	今町三丁目		かんたけず岳一丁目		さぶろうまる 三郎丸一丁目		高浜二丁目		真鶴二丁目
	- ハー・カー - い も じまち - 鋳物 師町		神岳二丁目		三郎丸二丁目		たかぼう	み	スペートロー
う	数470mpm	き	きなねまち		三郎丸三丁目		高坊二丁目		緑ケ丘二丁目
	魚町二丁目		真加門 *** 木町一丁目		ニストノルニ・1 日 さらやままち ニエ山町		同の一」日 たかみだい 高見台		緑ケ丘三丁目
	魚町三丁目		木町二丁目		さんもんちょう 山門町		たかみねちょう 高峰町		カなみがおか 南 丘 一丁目
	魚町四丁目		木町三丁目	L	- ローリー - Liffy - 重住三丁目		たてばやしまち 竪林町		南丘二丁目
	M		木町四丁目		- 単に一丁目 - ^{しのざき} - 篠崎一丁目		호 // 日 _{たてまち} 竪町一丁目		南丘三丁目
	宇佐町二丁目		ラストリロート		篠崎二丁目		竪町二丁目		H
え	子区町二丁目 zaystsij 江南町		京町二丁目		篠崎三丁目		・ 		一秋野 丁目 三萩野二丁目
お	大田町 大田町		京町三丁目		篠崎四丁目	ع	しときわまち 常盤町		一秋野二丁目 三萩野三丁目
03	八田町 _{おおてまち} 大手町		京町四丁目		篠崎五丁目		R B B B B B B B B B B B B B B B B B B B		
	大子町 _{おおばたけ} 大 畠 一丁目				「除崎丑」日 しもいとうづ 下到津一丁目	な	角野 ロ _{なかい} 中井一丁目		都二丁目
	大畠二丁目		清水二丁目			۰,۵	中井二丁目		和
	大畠三丁目		清水三丁目		下到津三丁目		中井三丁目	đ)	wo no and
	〈大字〉		清水四丁目		下到津四丁目		中井四丁目		室町二丁目
	(大字) 藍 島		清水五丁目		下到津五丁目		中井五丁目		室町三丁目
	(大字) 星原		きりがおかまかって目		しもとみの 下富野一丁目		十升五	め	主 一
	(八十) 足界	<u> </u>	務ソ 山一 目		1. 国制1 月	<u> </u>	アガ ロ	Ųχ	7777H™J

16	やまだまち		as (L ds)		W.4		しいたかはだい 志井鷹羽台		たかの
や・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	山田町よりのまち		(大字)沼 (大字)春吉		北方三丁目		志井鷹羽台 ^{しげずみ} 重住一丁目	た	高野一丁目
よ	吉野町 わかふじちょう		(大字) 春吉 (大字) 堀越		北方四丁目		·		高野二丁目
わ	若富士町				北方五丁目		重住二丁目		高野三丁目
	 小倉南区		(大字) 南 方	<	くうこうきたまち 空港北町 くさみにし		志徳一丁目		高野四丁目
	かる角色 あべやま 安部山		(大字) 母原		くさみにし 朽網西一丁目		志徳二丁目		高野五丁目
あ	いしだまち		(大字) 山本		朽網西二丁目		下石田一丁目		高野六丁目
い	石田町 ^{いしだみなみ} 石田 南 一丁目		(大字)湯川		朽網西三丁目		下石田二丁目		世原一丁目
			(大字)横代		朽網西四丁目		下石田三丁目		田原二丁目
	石田南二丁目		(大字) 吉田		朽網西五丁目		下城野一丁目		田原三丁目
	石田南三丁目		(大字)呼野		朽網西六丁目		下城野二丁目		田原四丁目
お	まきゅきにし 長行西一丁目	か	かくれみの 隠 蓑		くきみひがし 朽網 東 一丁目		下城野三丁目		田原五丁目
	長行西二丁目		かみいしだ 上石田一丁目		朽網東二丁目		しもそね 下曽根一丁目		たはら しんまち 田原新町一丁目
	長行西三丁目		上石田二丁目		朽網東三丁目		下曽根二丁目		田原新町二丁目
	長行西四丁目		上石田三丁目		朽網東四丁目		下曽根三丁目		田原新町三丁目
	長行西五丁目		上石田四丁目		朽網東五丁目		下曽根四丁目	つ	津田一丁目
	まきゅきひがし 長行 東一丁目		かみくずはら 上葛原一丁目		朽網東六丁目		しもそねしんまち 下曽根新町		津田二丁目
	長行東二丁目		上葛原二丁目		くずはら 葛原一丁目		しもぬき 下貫一丁目		津田三丁目
	長行東三丁目		かみそね 上曽根一丁目		葛原二丁目		下貫二丁目		津田四丁目
	<大字>		上曽根二丁目		葛原三丁目		下貫三丁目		津田五丁目
	(大字)石田		上曽根三丁目		葛原四丁目		下貫四丁目		っだしんまち 津田新町一丁目
	(大字)石原町		上曽根四丁目		葛原五丁目		下南方一丁目		津田新町二丁目
	(大字) 市丸		上曽根五丁目		くずはらたかまっ 葛原高松一丁目		下南方二丁目		津田新町三丁目
	(大字)井手浦		かみそねしんまち 上曽根新町		葛原高松二丁目		しもよしだ 下吉田一丁目		津田新町四丁目
	(大字) 合馬		かみぬき 上貫一丁目		くずはらひがし 葛原 東 一丁目		下吉田二丁目		ったみなみまち 津田南町
	(大字)長行		上貫二丁目		葛原東二丁目		下吉田三丁目	٤	とくましにし徳吉西一丁目
	(大字) 頂 吉		上貫三丁目		葛原東三丁目		下吉田四丁目	_	徳吉西二丁目
	(大字) 隱 蓑		かみよしだ上吉田一丁目		葛原東四丁目		じょうの 城野一丁目		徳吉西三丁目
	(大字)蒲生		上吉田二丁目		葛原東五丁目		城野二丁目		とくよしひがし 徳吉 東一丁目
	(大字)木下		上吉田三丁目		葛原東六丁目		城野三丁目		徳吉東二丁目
	(大字) 朽網		上吉田四丁目		くずはらほんまち 葛原本町一丁目		城野四丁目		徳吉東三丁目
	(大字) 葛原		上吉田五丁目		葛原本町二丁目		が しんそね 新曽根		徳吉東四丁目
	(大字) 小森		上吉田六丁目		葛原本町三丁目	世	せいわだい 星和台一丁目		徳吉東五丁目
	(大字)志井		エロ出入了口 がもう 蒲生一丁目		葛原本町四丁目	_	星和台二丁目		とくよしみなみ 徳吉 南一丁目
	(大字)新道寺		蒲生二丁目		葛原本町五丁目	そ	生作ローリローリローリー tasts またまち 曽根北町		徳吉南二丁目
	(大字) 普根		蒲生三丁目		葛原本町六丁目	·	きない。 そねしんでんきた 曽根新田北一丁目		徳吉南三丁目
	(大字)曾根新田		蒲生四丁目		る原本町ハーロ くずはらもとまち 葛原元町一丁目		曾根新田北二丁目		徳吉南四丁目
	(大字)高津尾		蒲生五丁目		葛原元町二丁目		曾根新田北三丁目		徳音第四丁日 とくりき 徳力一丁目
	(大字)田代	き	神生五」日 きくがおか 企教丘一丁目		葛原元町三丁目		曾根新田北四丁目		徳力二丁目
	(大字) 辻三	_	企救丘二丁目	L	表別に関ニリ目記井一丁目		曾根新田北五丁目		徳力三丁目
	(大字)津田		企救丘三丁目	C	志井二丁目		曾根新田北五丁目		徳力四丁目
	(大字)道原		企救丘四丁目						徳力五丁目
	(大字)徳吉				志井三丁目		曽根新田北七丁目 き ね しんでんみなみ 曽根新田 南 一丁目		
	(大字)徳力		企救丘五丁目		志井四丁目				徳力六丁目
	(大字)長野		企救丘六丁目 ^{きたがた} 北方一丁目		志井五丁目		曾根新田南二丁目		徳力七丁目 とくりき しんまち 徳力新町一丁目
	(大子) 貫				志井六丁目 しいこうえん 志井公園		曾根新田南三丁目		
	V 1 / K		北方二丁目		心开公園		曽根新田南四丁目		徳力新町二丁目

20	とくりきだんち	んち			みなみわかぞのまち				
表現二丁目	とくりきだんち徳力団地ながお				みなみわかぞのまち 南若園町		若松区 あおばだいにし 一 1		
長尾三丁目 最終町二丁目 容極三丁目 存在三丁目 有方三丁目 有方二丁目 有方二丁目 有音三丁目 有方二丁目 有方二丁目 有言三丁目 有言三丁目 有言三丁目 有言言□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□ 有言□□□□□□□□□□	·			ŧ		あ	青葉台西一丁目		
及尼五丁目									
展尾も丁目 表示 一丁目			1				142,411.		
長尾六丁目 中音級一丁目 田本田町丁目 日本田町丁目 日本田町丁日 日本日町町丁日 日本田町丁日 日本日町町丁日 日本日町町 日本日町町丁日 日本日町丁日 日本日町町丁日 日本日田町丁日 日本日田町日 日本日田町丁日 日本日田町日 日本日田町日 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田 日本日田町丁日 日本日田町日 日本日田町日 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町丁日 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町丁日 日本日田町 日本日田町 日本日田町 日本日日 日本日田町 日本日日 日本日 日本日日 日本日日 日本日日 日本日 日本日日 日本日日 日本日 日本日日 日本日日	長尾四丁目	丁目			守恒四丁目				鴨生田三丁目
中管機一丁目 中管機一丁目 中管機工丁目 中管機不丁目 中管機來工丁目 中等機來工丁目 東於工丁目 東於工丁日 東於工丁目 東於工丁目 東於工丁目 東於工丁目 東於工丁目 長野本町工丁目 長野本町工丁目 長野本町工丁目 長野本町工丁目 長野本町工丁目 長野本町工丁目 東京本町四四丁日 中营田工丁目 東於工丁目 東於不町四丁目 當上見一丁日 廣次市町四丁目 東於不町四丁目 東於不町四丁目 東於不町四丁目 東於不町四丁目 東於不町四丁目 東於不町四丁日 東於不町四丁日 東於不町四丁日 東於不町四丁日 東於東町四丁日 東方工丁日 東於東町四丁日 東於東町一丁日 東京東町四丁日 東京東町回丁日 東		*			*		13,767 4 11		鴨生田四丁目
中等根二丁目 中等根二丁目 中等根二丁目 中等根二丁目 中等根二丁目 中等根本可四丁目 神等根三丁目 中等根本丁目 東貫二丁目 東貫三丁目 東東本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 東三二丁目 東京正丁目 東京正元和工目 東京正元丁目 東京正元丁目 東京正元丁目 東京正元百二年 (大字)京河 東京和二丁 高須東二丁 吉面正の本工丁 「大字)京 高須東二丁 高須東三丁 高河東三丁 「大東三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 東京三丁 「大東三丁」 「東」」 「東」 「大東」 「大東」 「大東」」 「大東」 「大東」 「大東								き	
中曽根三丁目 中曽根三丁目 中曽根三丁目 中曽根三丁目 中曽根三丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根東二丁目 東貫二丁目 東代代北町二丁目 東大井高町 大井高町 大井高町 大井高町 大井高町 大井高町 大井高町 大井高町					3 - 1 3 - 3 11				きたみなとまち
中曽根四丁目 中曽根五丁目 中曽根五丁目 中曽根東二丁目 東山町三丁目 東山町二丁目 東山町二丁目 東山町三丁目 東山町二丁目 東山町三丁目 東山町三 東山町三丁目 東山町三丁 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁 東山町三丁目 東山町三丁 東山町三丁 東山町三 東山町三 「大田町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三 東山町三丁目 東山町三丁 東山町三丁 東山町									北湊町
中曽根五丁目 中曽根大丁目 中曽根末丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東三丁目 中曽根東二丁目 中曽田丁丁目 東丁二丁目 東丁二丁目 長野二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 日中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 東方丘二丁目 大学)が発達 (大学) 表層 (大学) 基層 (大学) 基面 三丁目 大学、前面 三丁目 大学、前面 三丁目 大学、前面 三丁目 大学、前面 三丁目 大学、前面 三丁丁目 大学、記述 「大学) 基面 三丁丁目 著面 三丁丁目 若面 三丁丁目 若面 三丁丁目 素面 三丁丁目 表面 三丁丁目 一丁 三丁丁 三丁 三丁丁 三丁 三丁丁 三丁 三丁 三丁 三丁 三丁 三丁 三丁				や	やまて				ちゅうおう
中曽根六丁目 中曽根末丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東五丁目 中曽田本丁丁目 中野田本丁丁目 中野田本丁丁目 東京二丁目 東京三丁目 東方三丁目 東方三丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方三丁目 東京東京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「大学、京京 「京京東京 「大学、京京 「京京東京 「京京京 「京京東京 「京京京 「京京東京 「京京東京 「京京東京 「京京東京 「京京東 「京京東 「京京東京 「京京京 「京京京 「京京京 「京京東京 「京京 「京								<	くきのうみ 中´央´ 〈 き はま
中管機類節 中管機東二丁目 中管機東二丁目 中管機東二丁目 中管機東二丁目 中管機東二丁目 中管機東五丁目 中度二丁目 東度二丁目 東京三丁目 東方三丁目 東方三丁目 東方三丁目 東方三丁目 東方正丁目 東方正丁丁目 東方正丁丁 東方正丁 東方正									人岐の浜 こいしほんむらまち
中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東三丁目 中管根東三丁目 中管根東三丁目 中管根東二丁目 中管根東五丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管根東二丁目 中管規東二丁目 中管根東二丁目 中管規東二丁目 中質一丁目 中質一丁目 中質一丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 東東二丁目 表野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 東東二丁目 東京下五丁目 東京下五丁目 東大池町二丁目 東(大平) 東京に 「大津部) 東東二丁目 東京下五丁目 東京下五丁目 東大池町四丁目 東京下五丁目 東代末町二丁目 東大東町二丁目 東大池町四丁目 東京下五丁目 東大池町三丁目 東大池町三丁目 東大池町三丁目 東京下五丁目 東大池町三丁目 東大池町三丁目 東京下面 東大北町四丁目 東京下面 東大東町三丁目 東東町三丁目 東大東町三丁目 東大東町三丁目 東東町三丁目 東東町三丁目 東東町三丁目 東大東町三丁目 東大東町三丁目 東東町三丁目 東東町三丁目 東東町三丁目 東大東町三丁目 東東町三丁目 東東町三 東東町 東東町三 東東町 東東町 東東町 東東町 東東町 東東町 東	かかそわしんまち	11.んまち			th it h			٦	こいとまち
中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東二丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽根東六丁目 中曽根東六丁目 中曽根東六丁目 中曽根東六丁目 中曽田五丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 東東二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中古田五丁目 中古田六丁目 西貫二丁目 西貫二丁目 西貫二丁目 西貫二丁目 西黄二丁目 西世二丁目 西黄二丁目 一大 石丁丁目 一大 石丁丁 西黄二丁目 一大 石丁 田丁 一大 石丁 田丁 一大 石丁 田丁 日 一大 石丁 日 一大 石丁 日 一大 石丁 一大 一大 一丁 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一				ゆ					
中曽根東三丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 中曽田五丁目 中曽田五丁目 東山町三丁目 素山町三丁目 表が正 東京二丁目 東京二丁目 東京二丁目 東京二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野本町四丁目 長野本町四丁目 長野本町四丁目 中吉田二丁目 東方正一丁目 東方正二丁目 東方二丁目 東方正二丁目 東方三 東京正一丁目 東京正町 東京正町 東京正町 東京正町 東京正町 東京正町 東京正町 東京正町						1.	いまみつ		
中曽根東四丁目 中曽根東五丁目 中曽根東五丁目 東山町二丁目 東山町二丁目 東山町二丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東京二丁目 東京二丁目 東京二丁目 東京三丁目 東京河南河三丁目 東京三丁目 東京河三丁 ニョョコ 「東京河河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河東河」「京河」「京河東河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京河」「京						۲,			
中曽根東五丁目 中曽根東六丁目 中曽根東六丁目 中曽田田二丁目 東山町三丁目 東黄二丁目 東黄二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 中吉田二丁目 田黄二丁目 一方氏二丁目 一方に一丁目 一方に一方に一方に一方 一方に一丁目 一方に一丁 一方に一丁目 一方に一丁 一方 一方に一丁 一方 一方									小敷ひびきの二丁目
中曽根東六丁目 中質一丁目 中質一丁目 中質一丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 東質二丁目 東質二丁目 東質二丁目 東質二丁目 長野二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 長野本町二丁目 中吉田二丁目 東ケ丘二丁目 横代南町二丁目 横大市町二丁目 南賀二丁目 「大字)本 「京領南二丁」 高領南二丁目 高領南二丁目 清面にわか木坂二丁目 高領南二丁 高領南三丁 高河市 一十 日本日二丁日 一十 日本日二丁日 一十 日本日二丁日 一十 日本日二丁日 一十 日本日二丁日 一十 日本日二丁日 一十 一十 日本日二丁日 一十 一十 日本日二丁日 一十			はやまちょう			7			
中貫一丁目 中貫二丁目 東山町三丁目 東山町三丁目 東京二丁目 東東二丁目 東東二丁目 東東三丁目 東京公司第十一丁目 東野本町三丁目 東野本町三丁目 東東三丁目 東西三丁目 東西三丁目 東古三丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方正丁目 東方三丁目 東京三丁目 東京								2	
中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質二丁目 中質三丁目 東質二丁目 東質二丁目 東質二丁目 東質二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野二丁目 長野本町一丁目 長野本町一丁目 長野本町四丁目 中音田二丁目 中音田二丁目 中吉田二丁目 東ケ丘二丁目 横代南町三丁目 横代南町三丁目 大字)が並 高須東二丁 高須東二丁 高須南二丁 一百貫二丁目 大字)が並 高須東二丁 高須東二丁 高須南二丁 一方・下) 一方・下 一方・下 一方・下 一方・下 一方・下 一方・下 一方・下 一方・下	かかめき		3161 / 1 = 1 / 1			ദ			
大字 大字 大字 大字 大字 大字 大字 大字									
展野一丁目 東貫三丁目 横代北町三丁目 横代北町四丁目 大字〉 大字				L					
長野二丁目 東貫三丁目 横代北町四丁目 大字〉 (大字) 新大谷町 大字) (大字) 新大谷町 大谷町 大字) (大字) 新大谷町 大谷町 大字) (大字) 新大谷町 大谷町 大字) (大字) 大名町 大字) (大字) 大名町 大字) (大字) 大名町 大字) 大名町 大名町 大名町 大名町 大字) 大名町 大名町 大字) 大名町 大字) 大名町 大名町 大名町 大字) 大名町 大字) 大名町 大名町 大字) 大名町 大名町 大字) 大名町 大名町 大名町 大字) 大名町	ながの			4					
長野三丁目 「大字)					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
大字) 有名		* , .	ひがしみずまち						
長野本町二丁目 日の出町二丁目 日の出町二丁目 接野本町二丁目 東野本町三丁目 東野本町四丁目 東野本町四丁目 東野本町四丁目 東正台二丁目 横代東町二丁目 横代東町二丁目 大字) 安屋 (大字) 安屋 (大字) 安屋 (大字) 大鳥居 (大字) 小石 高須北二丁 南須北三丁 東古田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 東方丘三丁目 横代南町二丁目 大字) 小素 高須西二丁 高須西二丁 南須正丁目 横代南町三丁目 大字) 高須東二丁 高須東二丁 高須東二丁 高須東二丁 高須東四丁 高須東四丁 高須東四丁 高須東四丁 高須東四丁 南須東四丁 大字) 韓田 大字) 韓田 田にれの木坂二丁目 大字) 韓田 大字) 韓田 田本田二丁目 大字) 韓田 大字) 韓田 田にれの木坂二丁目 大字) 韓田 大字) 韓田 西賀南二丁 高須南三丁 高須南三丁 高須南三丁 高須南四丁 大字) 静原大 高須南三丁 高須南四丁 高須南四丁 大字) 静原大 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 日本田二丁目 大字) 静原大 高須南四丁 高須南四丁 日本田二丁目 大字) 静原大 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 日本田二丁 大字) 静原大 南須南四丁 高須南四丁 高須南四丁 日本田二丁 大字) 静原大 南須南四丁 高須南四丁 日本田三丁 南須南四丁 高須南四丁 南須南四丁 南須南四丁 日本田三丁	ながのひがしまち	しまち	ひのでまち		D			╅	
長野本町二丁目 長野本町三丁目 長野本町四丁目 中吉田二丁目 中吉田二丁目 中吉田五丁目 東ケ丘二丁目 横代南町三丁目 横代南町三丁目 横代南町三丁目 横代南町五丁目 大字)高須東二丁 高須東三丁 高須東三丁 高須南二丁 高須南二丁 高須南二丁 高須南二丁 高須南二丁 高須南二丁 高須南三丁 大字)お川 高須南三丁	ながのほんまち	んまち						,	
長野本町三丁目 下尾台二丁目 横代東町二丁目 横代東町二丁目 横代東町三丁目 横代東町三丁目 横代東町三丁目 横代東町三丁目 大字)小竹 高須北二丁 高須北三丁 高須北三丁 高須北三丁 高須北三丁 高須北三丁 高須北三丁 高須北三丁 高須正丁 大字)小五 大字)小五 大字)小五 高須西一丁 高須西二丁 大字)小数 大字) 高須東二丁 高須東三丁 南方二丁目 横代南町三丁目 横代南町三丁目 横代南町三丁目 大字)高須 大字)高須 大字) 高須東三丁 高須南三丁 高須南四丁 大字) 本たじま 大字) 本にじま 大字) 本にいま 大字) 本		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *							
長野本町四丁目								<i>t-</i>	
中吉田一丁目								, _	高須北二丁目
中吉田二丁目 富士見三丁目 横代東町五丁目 (大字)小石 高須西二丁目 中吉田三丁目 電士見三丁目 横代南町一丁目 (大字)小五 (大字)小五 高須西二丁目 中吉田五丁目 舞ケ丘二丁目 横代南町三丁目 (大字)塩屋 (大字)塩屋 高須東二丁目 中吉田五丁目 舞ケ丘二丁目 横代南町三丁目 (大字)修多羅 (大字)高須 高須東三丁目 中吉田六丁目 舞ケ丘三丁目 横代南町三丁目 (大字)高須 高須東三丁目 西貫二丁目 舞ケ丘四丁目 横代南町五丁目 (大字)・崎道田 高須東四丁目 西貫二丁目 舞ケ丘五丁目 古田にれの木坂二丁目 (大字) 弘 川 高須南二丁目 地がずの 南方一丁目 南方二丁目 古田にれの木坂二丁目 (大字) 弘 川 高須南三丁目 地がずの 南方二丁目 オ園二丁目 (大字) 藤木 高須南四丁目		* *							高須北三丁目
中吉田三丁目 中吉田四丁目 中吉田四丁目 中吉田五丁目 中吉田五丁目 中吉田六丁目 中吉田六丁目 中吉田六丁目 西貫二丁目 一 田にいの木坂一丁目 吉田にれの木坂一丁目 吉田にれの木坂二丁目 「大字」 高須南二丁」 高須南二丁」 高須南二丁 「 高須南二丁」 高須南二丁 「 高須南二丁」 高須南二丁 「 高須南二丁」 高河南二丁 「 高河南二丁」 「大字」 高河南二丁 「 高河南二丁」 「大字」 高河南二丁 「 高河南二丁」 「大字」 「大字」 「大字」 「大字」 「大字」 「大字」 「大字」 「大字									たかすにし
中吉田四丁目 ま 横代南町二丁目 (大字)塩産 高須東二丁目 中吉田五丁目 舞ケ丘二丁目 横代南町三丁目 (大字)修多羅 高須東二丁目 中吉田六丁目 舞ケ丘三丁目 横代南町四丁目 (大字)修多羅 高須東三丁目 西貫二丁目 舞ケ丘五丁目 横代南町四丁目 (大字)修多羅 高須東三丁目 西貫二丁目 舞ケ丘五丁目 横代南町五丁目 (大字)竹並 (大字)竹並 大字)竹並 (大字)竹並 (大字)を近れが正しま 大字)畠田 (大字)畠田 高須南二丁目 大字)路田 高須南三丁目 高須南三丁目 大字)藤木 高須南四丁目							w 1 3.		高須西二丁目
中吉田五丁目 中吉田六丁目 中吉田六丁目 西貫二丁目 西貫二丁目 西貫二丁目 西本町 一西水町 蛭能田若園一丁目 舞ケ丘三丁目 舞ケ丘三丁目 舞ケ丘五丁目 舞ケ丘五丁目 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。 一方。			まいが おか				1 + 25		
中吉田六丁目 舞ケ丘三丁目 横代南町四丁目 (大字)高額 高須東三丁目 西貫二丁目 舞ケ丘五丁目 横代南町五丁目 (大字)竹並 (大字)竹並 西貫二丁目 舞ケ丘五丁目 大字)・範古 高須東四丁目 大字)・前額 (大字)竹並 (大字)・前額 大字)・表がまた。 (大字)・範古 大字)・島田 大字)・島田 大字)・島田 (大字)・基本はお できかまた。 高須南三丁目 大字)・基本はお できかまた。 高須南三丁目 大字)・基本によ 高須南三丁目 大字)・藤木 高須南四丁目							(大字)修多羅		高須東二丁目
大字) (大字) (大字) (大字) (大字) (大字) (大字) (大字)									高須東三丁目
西貫二丁目 西水町 蛭出若園一丁目 舞ケ丘五丁目 舞ケ丘六丁目 (大字) 頓 田 吉田にれの木坂二丁目 吉田にれの木坂二丁目 大字) 島田 (大字) 島田 (大字) 払 川 高須南三丁目 おかぞの 密格かがた 南方二丁目 おかぞの 若園一丁目 (大字) 扱 川 (大字) 藤木 高須南三丁目 おかきの 若園二丁目 (大字) 藤木 高須南四丁目	に1.ぬき						(大字)竹並		高須東四丁目
虚なかずまち 西水町 蜷田若園一丁目 蜷田若園二丁目 舞ケ丘六丁目 海なかがた 南方一丁目 古田にれの木坂二丁目 わりがその 若園一丁目 (大字) 畠田 (大字) 払 川 (大字) 藤木 高須南四丁目 ******** 南方二丁目 ******* ****** ****** ***** ***** ****			舞ケ丘五丁目		ました 吉田にれの木坂一丁目				たかすみなみ 高須 南 一丁目
蜷田若園二丁目 南方二丁目 若園二丁目 (大字)藤木 高須南四丁			舞ケ丘六丁目				(大字) 畠田		高須南二丁目
ふたじま	になた わかその 蜷田若園一丁目	かぞの 岩園一丁目 み	· 南方一丁目	わ	おかぞの若園一丁目				高須南三丁目
	蜷田若園二丁目	園二丁目	南方二丁目		若園二丁目				高須南四丁目
			南方三丁目		若園三丁目		(大字)二島		高須南五丁目
は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ぬ 貫弥生が丘一丁目	が丘一丁目	南方四丁目		若園四丁目	か	片山一丁目		
貫弥生が丘二丁目 南方五丁目 若園五丁目 片山二丁目 と 営うじまる 童子丸一丁	貫弥生が丘二丁目	が丘二丁目	南方五丁目		若園五丁目		片山二丁目	٤	^{どうじまる} 童子丸一丁目

			Т		45457. 054 4	1	4. J. 7.		
	童子丸二丁目		二島四丁目		大宮町	た	^{たかみ} 高見一丁目		日の出三丁目
	^{どうじまるまち} 童子丸町		二島五丁目		^{おぐら} 尾倉一丁目		高見二丁目		平野一丁目
な	なかがわまち 中川町		二島六丁目		尾倉二丁目		高見三丁目		平野二丁目
	なかはたまち 中畑町		ふるまえ 古前一丁目		尾倉三丁目		高見四丁目		平野三丁目
	なみうちまち 波打町		 古前二丁目		<大字>		高見五丁目	ふ	^{あじみまち} 藤見町
15	にしこいしまち 西小石町	ほ	ほんまち 本町一丁目		(大字) 枝光		たけしたまち 竹下町	ほ	帆柱一丁目
	にしぞのまち 西園町	104	本町二丁目		(大字)大蔵		たしろまち 田代町	10.	帆柱二丁目
	にしてんじんまち 西天神町		本町三丁目		(大字)尾倉	ち	ちゃやまち 茶屋町		帆柱三丁目
	にしはたまち	7.	本面」		(大子) こぐまの (大字)小熊野	2	ちゅうおう		
	西畑町 白山一丁目	み			(人子)小熊野 たしろ (大字)田代		中央一丁目		帆柱四丁目
は			南二島二丁目		まえだ		中央二丁目	_	帆柱五丁目
	白山二丁目		南二島三丁目		(大字)前田		中央三丁目 2.8 だ	ま	前田一丁目
	白山三丁目		南二島四丁目		(大字)若松	つ	っき だ 槻田一丁目		前田二丁目
	自田一丁目		南二島五丁目	か	かっやま 勝山一丁目		槻田二丁目		前田三丁目
	畠田二丁目		みやまえまち宮前町		勝山二丁目	て	てんじんまち 天神町		まつおまち 松尾町 Aやたまち
	畠田三丁目 はただにまち		みやまる 宮丸一丁目		上本町一丁目	な	中尾一丁目	み	みやたまち 宮田町 みや まち
	加谷町 ttxのじ		宮丸二丁目		上本町二丁目		中尾二丁目		宮の町一丁目
	花野路一丁目	ゃ	やながさきまち 柳崎町		神山町		中尾三丁目		宮の町二丁目
	花野路二丁目		やまてまち 山手町		がわち 河内一丁目		中畑一丁目	ŧ	^{ももぞの} 桃園一丁目
	花野路三丁目		やまのどうまち 山ノ堂町		河内二丁目		中畑二丁目		桃園二丁目
	浜町一丁目	ゅ	ゅりのまち 百合野町		河内三丁目	1=	にしだいらまち 西台良町		桃園三丁目
	浜町二丁目	ょ	まうじゃくまち 用 勺 町		かわぶちまち 川淵町		にしほんまち 西本町一丁目		桃園四丁目
	 浜町三丁目	わ	わだまち 和田町	き	ぎぉん 祇園一丁目		西本町二丁目	ゅ	ゅたかまち 豊 町
	原町		八幡東区		祇園二丁目		西本町三丁目		八幡西区
7.	原町		八幡東区						八幡西区
υ	原町 ひがしこいしまち 東 小石町 ひがしはたまち	あ			祇園三丁目		西本町四丁目	あ	
υ	原町 DĂL LA NO LE SE 東小石町 DĂL LA LA LE SE DĂL LA LA LE SE DĂL LA LA LE SE DĂL LA LA LE SE DĂL LA LE SE DĂL LA LE SE DĂL LA LA LE SE DĂL LA LA LE SE DĂL LA LE SE DĂL LA LE SE	あ	***・***		祇園三丁目	1+	西本町四丁目 にしまるやままち 西丸山町	あ	あいおいちょう 相 生 町 あおやま
υ	原町 東小石町 ^{OMULICLE} 東加田町 OMULIANE 東二島一丁目	あ	がらて 荒手一丁目 荒手二丁目		祇園三丁目 祇園四丁目 ぎおんばらまち 祇園町	は	西本町四丁目 にしまるやままち 西丸山町 はごろもまち 羽衣町 はちおうじまち	あ	あいおいちょう 相 生 町 あおやま 青 山一丁目
υ	原町 のがしこいしまち 東 小石町 のがしはたまち 東 畑町 のがしらたじま 東 二 島一丁目 東 二 島二丁目	あ	*** 荒手一丁目 荒手二丁目 *** *** *** *** *** *** *** *		祇園三丁目 祇園四丁目 ぎおんばらまち 祇園原町 きょた 清田一丁目	は	西本町四丁目 にしまるやままち 西丸山町 はごろもまち 羽衣町 はちおうじまち 八王寺町	あ	あいおいちょう 相生町 あおやま 青山一丁目 青山二丁目
υ	原町こいしまち 東小石町 OがLはたまち 東のははたとま 東京がLish 東京がLish 東二島一丁目 東二島二丁目 東二島三丁目	あ	************************************		祇園三丁目 祇園四丁目 ※おんぱらまち 祇園原町 ※清田一丁目 清田二丁目	は	西本町四丁目 にしまるや山町 はころもまち 羽衣がしまち 羽衣がしまち はたおこれでしまり は大王 おまり は本尾町 は花尾町	あ	あいおいちょう 相生町 あおやま 青山一丁目 青山二丁目 青山二丁目
V	原町 のがしまれまり のがしはたまり 東加州町 のがしられたじま 東二島二丁目 東二島三丁目 東二島四丁目		### 1		祇園三丁目 祇園四丁目 ※おんぱらまち ・武園原町 き清田一丁目 清田二丁目 清田二丁目 清田三丁目	は	西本の 本の 本の 本の 本の 本の 本の 本の 本の 本の	あ	あいおいちょう 相生町 あおやま 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山三丁目 あさかわ 浅川一丁目
υ	原町 で 東 小	あい	売手一丁目 荒手二丁目 売手二丁目 売生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目		祇園三丁目 祇園四丁目 新別以はらまち 祇園 四丁目 香お別はらまち 清田一丁目 清田二丁目 清田二丁目 清田二丁目 清田二丁目	は	西本町四ま町 はである大の にもの では、一番 にもの では、この では、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	あ	あいおいちょう 相生町 あおやま 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 たさかか 一丁目 を送川一丁目 浅川二丁目
v	原町のがしままりのがしままりの東山ははまりのがしばれまりのがしばれまりのがしなたでは、一丁里東二島一丁目東二島四丁目東二島のできた。		****	け	祇園三丁目 祇園四丁目 新別位的 京都 大田田田田 丁目 清田田田田丁目 清田田田田 丁目 清田田田田 丁目 清田田田田 丁目 清田田田田 丁目 清田田田田 丁目 清田田田 丁目	は	西には一方には一方には一方には一方には一方には一方には一方には一方には一方には一方	あ	あいおいちょう 相生町 あだれ一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山三丁目 がたり 浅川一丁目 きがかっ 大川二丁目 きがかが、えんだい 浅川二丁目 かきがかがくえんだい 浅川学園台一丁目
v	原町これがます 原町ご小石まり 東京山畑が下の東 東東東東 東東東東 東東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東 東東		また。 荒手一丁目 荒手二丁目 荒手二丁目 荒生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目 荒水・町 で発育する。 で発育する。 では、町 でいる。 では、町 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	けさ	祇園三丁目 祇園四丁目 新園四丁目 新園原町 き補園でまち 清田田二丁目 清田田三丁目 清田田三丁目 は景野 で出まり で出まり で出まり で出まり で出まり で出まり でいまり	は	西本町四ま町 はである大の にもの では、一番 にもの では、この では、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	あ	あいおいちょう 相生生町 あおやま 青山一丁目 青山二丁目 青山二丁目 きだがら 浅川一丁目 浅川二丁目 きだからがくが 浅川二丁目 きだかけがく気がたい 浅川二丁目 きだかけがく気がたい 浅川学園台二丁目
v	原町のがしままりのがしままりの東山ははまりのがしばれまりのがしばれまりのがしなたでは、一丁里東二島一丁目東二島四丁目東二島のできた。	U	京子一丁目 荒手二丁目 荒手二丁目 荒生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目 荒水倉 町 でが着い。 でである。 では、 では、 でがまり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	'	祇園三丁目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	は	西に西に対する。 本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ð	あいおいちょう 相生 が相生 が出一丁目 青山二丁目 青山二丁目 き浅川二丁目 後川二丁目 後川二丁目 を送川学園台二丁目 後川学園台二丁目 浅川学園台三丁目
υ	原で東い東の東で東の東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東		京子 荒子 一丁目 荒手二世 一丁目 荒生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田二丁目 荒生田三 二丁目 荒生田三 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目	'	祇 祇 s 新 s 青 清 清 清 清 h 景 s 山 山 s 山 k 断 s ボ s 青 清 清 清 清 h 景 s 山 山 s 山 k 路 な と な と い と い と い と い と い と い と い と い と	は	西本町は羽は野は野の大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大は、大	a a s	かいおいちょう 相をま 青山二丁目 青山二丁目 青山二丁目 きが川一丁目 後川川一丁目 後川一丁目 後川学園台一丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台四丁目 後川学園台四丁目
v	原 T	U	京子一丁目 荒手二丁目 荒手二丁目 荒生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田三丁目 荒生田三丁目 荒水倉 町 でが着い。 でである。 では、 では、 でがまり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	'	祇 祇 s 和 s 和 s 和 s 和 s 和 s 和 s 和 s 和 s 和		西に西の大きの一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の	ð	あいおいちょう 相生生 か着出生 かまや出 一丁目 青山二丁目 青山二丁丁目 を送川二丁目 を送川二丁目 を送川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 大川学園台二丁目 大川学園台二丁目 大川学園台二丁目 大川学園台二丁目
υ	原で東い東の東で東の東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	U	京子 荒子 一丁目 荒手二世 一丁目 荒生田一丁目 荒生田二丁目 荒生田二丁目 荒生田三 二丁目 荒生田三 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目 一丁目	'	祇 祇 談		西に西に対する。 本ののののでは羽は羽はが、は花は、本のののののののののののののののののののののののののののののののののの	a	かいおいちょう 相をま 青山二丁目 青山二丁目 青山二丁目 きが川一丁目 後川川一丁目 後川一丁目 後川学園台一丁目 後川学園台二丁目 後川学園台二丁目 後川学園台四丁目 後川学園台四丁目
v	原で東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の	U	京手 一丁目	'	 祇 祗 s i i j i j i j i j i j i j i j i j i j		西に西に羽は八は花は春春春春春の東東町は羽は八は花は春春春春春春春春春春春春春春春の東東 東田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田	a	あいばいちょう 相を当 一丁目 青青が出生。一丁目 一丁丁目 一丁丁目 一丁丁目 一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
<i>v</i>	原町に大き町 東東東東東東東東東東東東京の東が上が東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	U	京売売売売 荒った田 田 田 野田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	'	 紙 紙 き 紙 き 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 素 路 路 路 路 路 路		西に西は羽は人は花は春春春春春の東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	あ	が相対ないちょう 相対ないでもよう 相対ない。 一丁目 青山二二丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一丁目 ・一
	原の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東	U	東京 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	'	 紙 紙 き 紙 き 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 素 路 路 に 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田		西に西は羽は人は花は春春春春の東東東東京東本まなも衣が玉ま尾ののののののの田田田田田田町でいまで、山ま町は一二三四田町町町町町「二三四田では台では、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀がは、10世紀を10世紀には、10世紀のは、10世紀には	a	あいばいちょう 相を当 一丁目 青青が出生。一丁目 一丁丁目 一丁丁目 一丁丁目 一二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	原の東の東の東の東東東東東東東東東京の東の東の東の東の東の東の東の東京の東京の東京	U	京売売売売 荒った田 田 田 野田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	t	 紙 紙 き 紙 き 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 素 路 路 路 路 路 路		西に西は羽は人は花は春春春春春の東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	あ	
	原の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東	いえ	東京 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	t	祇 祇 š祇 š清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清		西に西は羽は人は花は春春春春の東東東東京東本まなも衣が玉ま尾ののののののの田田田田田田町でいまで、山ま町は一二三四田町町町町町「二三四田では台では、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀には、10世紀がは、10世紀を10世紀には、10世紀のは、10世紀には	あ	かり は
	原の東の東の東の東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	いえ	東京 荒 荒 荒 元 石 %猪 沙祝 祝 花枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝	t	 祇 祗 * 祗 * 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清		西に西は羽は人は花は春春春春春の東東東東東東東東東の東の東の東の東山ま町というでは、東京のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	あ	が相対を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	原の東の東の東の東の東東東東東東ののののでは、 東町に大は大田では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	いえ	京子 売っ生生 (坪・)倉 港町 二 一 二 三 四 五 (本 大 大 光 光 光 光 流 一 二 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁 丁	t	 祇 祗 ※祗 ṣ清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清		西に西は羽は人は花は春春春春春の東東東東東東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の	あ	が相対 では、
	原が東が東東東東東東のひのの整響響深深森藤藤雄二町に外地地では、一二二二ですがびびびが響町町町町の大大・大大・島ののののの一二三十二十十十二三丁十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	いえ	京元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	さ	 祇 祗 ※祗 ṣ清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清		西に西は羽は八は花は春春春春春弥東東東東東東が東が東が東が東山東山本は孔がれてい寺ま町ま町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	a a second secon	が相等青青光浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅浅
	原の東の東の東の東の東東東東東東ののののでは、 東町に大は大田では、 、 大田では、 、 大田では、 大田では、 は、 大田では、 大田では、 大田では、 大田では、 大田では、 大田では、 大田	いえ	東京 荒 荒 荒 石 溪猪 淀祝 祝 花枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝 枝	さ	 祇 祇 ※祇 ṣ清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清 清		西に西は羽は人は花は春春春春春の東東東東東東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の	a	が相等青青 青光 浅浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅 浅

	ī		Т	1		1	/ ± -13		#21 \
	穴生四丁目 いけだ		大平三丁目		春日台六丁目		^{くまで} 熊手一丁目		さつき台一丁目
い	池苗一丁目		おおひらだい大平台		かつきちゅうおう 香月中央一丁目		熊手二丁目		さつき台二丁目
	池田二丁目		おかだまち 岡田町		香月中央二丁目		熊手三丁目		里中一丁目
	池田三丁目		^{おきた} 沖田一丁目		香月中央三丁目		熊西一丁目		里中二丁目
	がしきか 石坂一丁目		沖田二丁目		香月中央四丁目		熊西二丁目		里中三丁目
	石坂二丁目		沖田三丁目		香月中央五丁目		くろさき 黒崎一丁目		きんがもり 三ケ森一丁目
	石坂三丁目		沖田四丁目		かっきにし 香月西一丁目		黒崎二丁目		三ケ森二丁目
	りずみが うら 泉 ケ浦一丁目		沖田五丁目		香月西二丁目		黒崎三丁目		三ケ森三丁目
	泉ケ浦二丁目		御開一丁目		香月西三丁目		黒崎四丁目		三ケ森四丁目
	泉ケ浦三丁目		御開二丁目		香月西四丁目		黒崎五丁目	L	しもこうじゃく 下上津役一丁目
	いせいがおか 医生ケ丘		御開三丁目		かみかつき 上香月一丁目		くろさきしろいし 黒崎城石		下上津役二丁目
	^{いちのせ} 市瀬一丁目		御開四丁目		上香月二丁目	z	こうがさきまち 皇后崎町		下上津役三丁目
	市瀬二丁目		御開五丁目		上香月三丁目		こうとうまち 河桃町		下上津役四丁目
	市瀬三丁目		新尾一丁目		上香月四丁目		紅梅一丁目		しもこうじゃくもとまち 下上津役元町
	岩崎一丁目		折尾二丁目		かみこうじゃく 上上津役一丁目		紅梅二丁目		上もはたまち 下畑町
	岩崎二丁目		折尾三丁目		上上津役二丁目		紅梅三丁目		じゅうがおか 自由ケ丘
	岩崎三丁目		折尾四丁目		上上津役三丁目		紅梅四丁目		しょうじゅさん 松 寿山一丁目
	岩崎四丁目		折尾五丁目		上上津役四丁目		光 明一丁目		松寿山二丁目
う	上の原一丁目		<大字>		上上津役五丁目		光明二丁目		松寿山三丁目
	上の原二丁目		(大字)浅川		上上津役六丁目		こさぎだまち		LS Notes
	上の原三丁目		(大字)穴生	き	_{きし} が第一丁目		小嶺一丁目		^{じんのはる} 陣 原 一丁目
	上の原四丁目		(大字)市瀬		岸の浦二丁目		小嶺二丁目		陣原二丁目
え	えいのまる 永犬丸一丁目		(大字)永犬丸		きたたかみまち 北鷹見町		小嶺三丁目		陣原三丁目
	永犬丸二丁目		(大字)香月		きっしょうじまち 吉祥寺町		こみ おだい 小嶺台一丁目		陣原四丁目
	永犬丸三丁目		(大字)上上津役		きょうらぎまち		小嶺台二丁目		陣原五丁目 ^{じんやま}
	永犬丸四丁目		(大字) 楠橋		きょうらぎまち 京 良城町 くきなみまち		小嶺台三丁目		陣山一丁目
	永犬丸五丁目 えいのまるにしまち		(大字)熊手 こしき	<	洞南町		小嶺台四丁目		陣山二丁目
	永犬丸西町一丁目		(大字)小敷		^{〈寸きた} 楠北一丁目		木屋瀬一丁目		陣山三丁目 まがわらまち
	永犬丸西町二丁目		(大字)小嶺 こ ゃ の せ		楠北二丁目		木屋瀬二丁目	す	^{すがわらまち} 菅原町 せいた
	永犬丸西町三丁目		(大字)木屋瀬		楠北三丁目		木屋瀬三丁目	世	瀬板一丁目
	永犬丸西町四丁目		(大字) 金剛		(すのき 楠木一丁目		木屋瀬四丁目		瀬板二丁目
	^{えいのまるひがしまち} 永犬丸東町一丁目		(大字)笹田		楠木二丁目		木屋瀬五丁目		清納一丁目
	永犬丸東町二丁目		(大字) 陣 原		(すばしかみかた 補橋上方一丁目		木屋瀬 東一丁目		清納二丁目
	永犬丸東町三丁目 ネレハのホスみなみまち 永犬丸南町一丁目		(大字) 鳴水		楠橋上方二丁目		木屋瀬東二丁目		t いわまち 星和町 だいぜん
			(大字)野面		(すばししもかた 補橋下方一丁目		木屋瀬東三丁目	た	大膳一丁目
	永犬丸南町二丁目		(大字)則松		楠橋下方二丁目		木屋瀬東四丁目		大膳二丁目
	永犬丸南町三丁目		(大字) th (大字)馬場山		楠橋下方三丁目		金剛一丁目		たかえ 高江一丁目
	永犬丸南町四丁目		(大字)馬場山 				金剛二丁目		高江二丁目
L.	永犬丸南町五丁目 ***うと 大浦一丁目		(大字)藤田 (大字)本 城		楠橋西二丁目		金剛三丁目		高江三丁目
お		٠.	(大子) 本 城 _{かすがだい} 春日台一丁目		楠橋西三丁目	+	金剛四丁目 さいのかみ 幸神一丁目		高江四丁目
	大浦二丁目	か			楠橋東一丁目	5			高江五丁目 たか。す 鷹の巣一丁目
	大浦三丁目 ************************************		春日台二丁目 春日台三丁目		楠橋東二丁目 〈すばしみなみ 楠橋南 一丁目		幸神二丁目		鷹の巣二丁目
	大畑町 _{ネネホスンら} 大平一丁目		春日台二」目 春日台四丁目				辛仲二」目 幸神四丁目		鷹の果一」目 鷹の巣三丁目
							辛仲四丁日 ^{さくらがおかまち} 桜ケ丘町		鷹の果二」日 たかみだい 鷹見台一丁目
	大平二丁目		春日台五丁目	<u> </u>	楠橋南三丁目	<u> </u>	1女/1 正町		馬兄一一

			121 かりげたまと		≥ 1° ÷-	1			1
	鷹見台二丁目		にしかんばらまち 西神原町	ふ	藤田一丁目		町上津役東三丁目		一枝四丁目
	鷹見台三丁目		^{にしなるみず} 西鳴水一丁目		藤田二丁目		まとばまち 的場町	お	^{おきだい} 沖台一丁目
	鷹見台四丁目		西鳴水二丁目		藤田三丁目		* なご 真名子一丁目		沖台二丁目
	たけすえ 竹末一丁目		にしまがりまち 西曲里町		藤田四丁目		真名子二丁目		<大字>
	竹末二丁目	o	。 野面一丁目		藤原一丁目		まるおまち 丸尾町		(大字) デ畑
	たまち 田町一丁目		野面二丁目		藤原二丁目	み	みつがしら 三ツ頭一丁目		(大字) 中原
	田町二丁目		のりまつ 則松一丁目		藤原三丁目		三ツ頭二丁目	か	かわしろ 川代一丁目
ち	^{5ゃうりまち} 茶売町		則松二丁目		藤原四丁目		みつさだだい 光貞台一丁目		川代二丁目
	たゃや 茶屋の原一丁目		則松三丁目		ふなこし 船越一丁目		光貞台二丁目		かんのんじちょう 観音寺町
	茶屋の原二丁目		則松四丁目		船越二丁目		光貞台三丁目	き	きたとりはたまち 北鳥旗町
	茶屋の原三丁目		則松五丁目		船越三丁目		みなみおうじまち 南王子町		ぎんざ 銀座一丁目
	茶屋の原四丁目		則松六丁目		sage 5 舟町		みなみたかみ まち 南鷹見町		銀座二丁目
	* 千代一丁目		則松七丁目	^	ざっしょまち 別所町		^{みなみやちょまち} 南八千代町	z	小芝一丁目
	千代二丁目		のりまつひがし 則松 東 一丁目		ゔっとうまち 別当町		美原町		小芝二丁目
	千代三丁目		則松東二丁目	ほ	北筑一丁目		ましのまち 美吉野町		小芝三丁目
	千代四丁目	は	萩原一丁目		北筑二丁目	む	椋枝一丁目		こんびらちょう 金比羅 町
	千代五丁目		萩原二丁目		北筑三丁目		椋枝二丁目	さ	さいわいまち幸町
	^{ちよがさき} 千代ケ崎一丁目		萩原三丁目		星ケ丘一丁目	ŧ	もとしろまち元城町		境 川一丁目
	千代ケ崎二丁目		はばやま 馬場山		星ケ丘二丁目		もりしたまち 森下町 やしき		境川二丁目 さわみ
	千代ケ崎三丁目		ばばやまにし馬場山西		星ケ丘三丁目	ゃ	屋敷一丁目		沪莧一丁目
つ	っきじまち 築地町		はばやまはら馬場山原		星ケ丘四丁目		屋敷二丁目		沢見二丁目
	つついまち 筒井町 てつおう		馬場山 東一丁目		星ケ丘五丁目		やちょまち八千代町		さんろくまち三六町
て	鉄王一丁目		馬場山東二丁目		星ケ丘六丁目		やつえれ	し	はいのきちょう 椎ノ木町
	鉄王二丁目		馬場山東三丁目		星ケ丘七丁目		八枝二丁目		しおいまち 汐井町 Lungでまち
	鉄 竜 一丁目		ばばやまみどり 馬場山緑 Oがしいしざかまち		ほりかわまち 堀川町 ほんじょう		八枝三丁目		しょうづまち 正津町 しんいけ
	鉄竜二丁目	V	東石坂町		本 城一丁目		八枝四丁目		新池一丁目
٢	東筑一丁目		東王子町		本城二丁目		八枝五丁目		新池二丁目
	東筑二丁目		東折尾町		本城三丁目		やまでらまち 山 寺町 ゆうばるまち		新池三丁目
	塔野一丁目		ひがしかわがしらまち 東川頭町 ひがしかんばらまち		本城四丁目	ゅ	ゅうばるまち 夕原町 ょうふくじまち		しんかわまち 新川町 すがわら
	塔野二丁目		東神原町		本城五丁目 ほんじょうがっけんだい	ょ	ょうふくじまち 養福寺町 りきまるまち	す	^{すがわら} 菅原一丁目
	塔野三丁目 どうほくまち		東鳴水一丁目		本城 学研台一丁目	IJ	りきまるまち 力丸町 わかば		菅原二丁目
	どうほくまち 洞北町 ともだ 友田一丁目		東鳴水二丁目		本城学研台二丁目	わ	若葉一丁目		菅原三丁目
			東鳴水三丁目		本城学研台三丁目		若葉二丁目	.,	菅原四丁目 _{せんすいちょう} 仙 水 町
	友田二丁目		東鳴水四丁目		本 城 東一丁目		若葉三丁目 ^{わりこがわ} 割子川一丁目	せ	仙 水 町 ^{世んぼう} 千防一丁目
4.	友田三丁目 ^{ながさきまち} 長崎町		東鳴水五丁目		本城東二丁目				
な	たかす		東浜町		本城東三丁目		割子川二丁目		千防二丁目
	中須一丁目		東曲里町		本城東四丁目		戸畑区	+	千防三丁目 たかみね 高峰一丁目
	中須二丁目 ^{なか} の原一丁目		引野一丁目 引野二丁目		本城東五丁目	あ	あさひまち 旭町	た	高峰二丁目
	中の原一丁目		51野二丁目 引野三丁目	ま	本城東六丁目 まちこうじゃくにし 町上津役西一丁目	رین	/ili w] _{あそう} 浅生一丁目		高峰二丁目 高峰三丁目
	中の原三丁目		り野二」日 ^{ひぐちまち} 樋口町	6	町上津役西二丁目		後生	っ	尚峰二」目 っちとりまち 土取町
	中の原二丁目 なるみずまち 鳴水町		1週 ロ m J		町上津役西三丁目		浅生三丁目	て	エ取画 でんじん 天神一丁目
に	にしょうじまち 西王子町		日吉台二丁目		町上津役西四丁目	い	いちえだ		天神二丁目
	にしおりおまち 西折尾町		日吉台三丁目		まちこうじゃくひがし 町上津役東一丁目		一枝二丁目		スパー」「日 てんらいじ 天籟寺一丁目
	にしかわがしらまち 西川頭町		中日日一丁日 ^{ひらおまち} 平尾町		町上津役東二丁目		一枝三丁目		天籟寺二丁目
	口川浜門	<u> </u>	TÆ™]	l	"1工件仅从一一月	<u> </u>	N—1 H	<u> </u>	八利丁一一一

	T				T	T	
ے	とびはたちょう 飛幡町						
な	なかばるしんまち 中原新町						
Α.	なかばるにし 中原西一丁目						
	中原西一丁目						
	中原西二丁目						
	中原西三丁目						
	中原 東一丁目						
	中原東二丁目						
	中原東三丁目						
	中原東四丁目						
	なかほんまち						
l	にしおおたに 西大谷一丁目						
1=							
	西大谷二丁目						
	にしさやがたにまち 西鞘ケ谷町						
は	^{はつねちょう} 初音 町						
	東 大谷一丁目						
ひ							
	東大谷二丁目						
	東大谷三丁目						
	ひがしさやがたにまち 東 鞘 ケ谷町						
ふ	ふくりゅうぎ 福柳 木一丁目						
3,							
	福柳木二丁目						
ま	^{まきやま} 牧山一丁目						
	牧山二丁目						
	牧山三丁目						
	牧山四丁目						
	牧山五丁目						
	まきやまかいがん 牧山海岸						
	まきやましんまち 牧山新町						
	東るまち 丸町一丁目						
	丸町二丁目						
	丸町三丁目						
24	みなみとりはたまち 南鳥旗町						
め	めいじまち 明治町						
	もとみやまち 元宮町						
ŧ							
ょ	よみや 夜宮一丁目						
	夜宮二丁目						
	夜宮三丁目						
	1	1	ı	1	ı	 1	ı

区役所所在地

区役所名			住所	電話
門司区役所		₹801-8510	門司区清滝一丁目1番1号	(代)331—1881
"	松ヶ江出張所	〒800−0118	門司区吉志新町二丁目1番1号	481 - 1001
IJ	大里出張所	₹800-0038	門司区大里原町 12番 12号	381 - 3631
小倉北区役所		〒803−8510	小倉北区大手町1番1号	(代)582-3311
小倉南区役所		₹802-8510	小倉南区若園五丁目1番2号	(代)951—4111
"	曽根出張所	₹800-0217	小倉南区下曽根四丁目 22番1号	471 - 7621
"	両谷出張所	〒803−0278	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	451 - 1001
IJ	東谷出張所	〒803−0184	小倉南区大字木下 704 番地 1	451-0001
若松区役所		〒808−8510	若松区浜町一丁目1番1号	(代)761-5321
II	島郷出張所	〒808−0105	若松区鴨生田二丁目1番1号	791-0721
八幡東区役所		〒805−8510	八幡東区中央一丁目1番1号	(代)671-0801
八幡西区役所		〒806−8510	八幡西区黒崎三丁目 15番3号	(代)642-1441
"	折尾出張所	₹807-0824	八幡西区光明一丁目 9番 22号	691 - 0031
"	上津役出張所	〒807−0075	八幡西区下上津役四丁目8番1号	611 - 0834
II .	八幡南出張所	〒807−1134	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	617 - 0734
戸畑区役所		〒804−8510	戸畑区千防一丁目1番1号	(代)871-1501

政令指定都市区政担当課

W 11 10 V	和中区以近日标			
都市名	局部課	住所 メールアドレス	電話	FAX
札幌市	市民文化局地域振興部 区政課	〒060-8611 中央区北1条西二丁目1番地 E-mail:kusei@city.sapporo.jp	代 011-211-2111 直 011-211-2252	011-218-5156
仙台市	市民局区政部 区政課	〒980-0802 青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル9階 E-mail:sim004010@city.sendai.jp	(代) 022-261-1111 直 022-214-6125	022-211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部	〒330-9588 浦和区常盤六丁目4番4号 E-mail:kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代) 048-829-1111 直 048-829-1834	048-829-1992
千葉市	市民局市民自治推進部区政推進課	〒260-8722 中央区千葉港1番1号 E-mail:kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代) 043-245-5111 直 043-245-5133	043-245-5155
川崎市	市民文化局コミュニティ 推進部区政推進課	〒210-0007 川崎区宮本町1番地 21階 E-mail:25kusei@city.kawasaki.jp	(代) 044-200-2111 直 044-200-2357~8	044-200-3800
横浜市	市民局区政支援部 区連絡調整課	〒231-0005 中区本町六丁目 50番地 10 E-mail:sh-kuren@city.yokohama.lg.jp	(代) 045-671-2121 直 045-671-2067	045-664-5295
相模原市	市民局区政推進課	〒252-5277 中央区中央二丁目 11 番 15 号 E-mail:kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代) 042-754-1111 直 042-769-9812	042-754-7990
新潟市	市民生活部市民協働課	〒951-8550 中央区学校町通1番町 602番地1 E-mail:shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代) 025-228-1000 直 025-226-1102	025-228-2230
静岡市	総務局 総務課	〒420-8602 葵区追手町5番1号 E-mail:soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代) 054-254-2111 直 054-221-1004	054-205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課	〒430-8652 中央区元城町 103 番地の 2 E-mail:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代) 053-457-2111 直 053-457-2094	053-457-2750
名古屋市	スポーツ市民局地域振興部 区政課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1番1号 E-mail:a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代) 052-961-1111 直 052-972-3112	052-972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室	〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 E-mail:kusei@city.kyoto.lg.jp	(代) 075-222-3111 直 075-222-3048	075-222-3042
大阪市	市民局区政支援室区行政制度担当	〒530-8201 北区中之島一丁目3番20号 E-mail:ca0003@city.osaka.lg.jp	(代) 06-6208-8181 直 06-6208-7321	06-6202-7073
堺市	市民人権局市民生活部区政推進課	〒590-0078 堺区南瓦町3番1号 E-mail:kusui@city.sakai.lg.jp	(代) 072-233-1101 直 072-228-7579	072-228-0371
神戸市	地域協働局 区役所課	〒650-8570 中央区加納町六丁目5番1号 E-mail:kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	(代) 078-331-8181 直 078-322-5071	078-322-6010
岡山市	市民生活局市民生活部区政推進課	〒700-8544 北区大供一丁目1番1号 E-mail:kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	(代) 086-803-1000 直 086-803-1033	086-803-1875
広島市	企画総務局 区政課	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号 E-mail:soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代) 082-245-2111 直 082-504-2888	082-504-2069
福岡市	市民局総務部 区政推進課	〒810-8620 中央区天神一丁目8番1号 E-mail:kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代) 092-711-4111 直 092-707-3864	092-733-5595
熊本市	文化市民局市民生活部 地域政策課	〒860-8601 中央区手取本町1番1号 E-mail:chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代) 096-328-2111 直 096-328-2031	096-351-2030
北九州市	総務市民局 市民部区政推進課	〒803-8501 小倉北区城内1番1号 E-mail:sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	直 093-582-2107	093-562-1307



海遠く 幸を求めて は、若き力ぞ かなる 光りで 美² し き 希書玄グ山電子 望り海次脈系 ものに で 海条に 組織の 躍るしたの ああ ああ 天かける 理想はきよし くれないに たくましき 市民のいぶき わが市北九州 わが市 わが市 北九州 未来をめざさん 波うつところ 朝の陽映えて 若戸の橋に 大空高く ひらけしまちに 熔炉は燃えて



北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵 まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついで きました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

- このふるさとに、実りある未来を築くため、わ たしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします きまりを守り 安全なまちにします 人を大切にし ふれあいの輪をひろげます 元気で働き 明るい家庭をつくります 学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします